



特別支援学校教育課程編成の手引

[小学部・中学部]

平成22年 2 月

栃木県教育委員会

まえがき

平成21年3月9日に学校教育法施行規則の一部を改正する省令が公布され、併せて特別支援学校の幼稚部教育要領、小学部・中学部学習指導要領、高等部学習指導要領が公示されました。これに基づく教育課程は、小学部については平成23年度から、中学部については平成24年度から、全面実施されることになります。

新しい学習指導要領等は、教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ「生きる力」を育成すること、知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること、道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること、を基本的なねらいとして改訂されています。

また、社会の変化や幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化などに対応し、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育や必要な支援を充実するなどの基本方針により、障害の重度・重複化、多様化への対応、一人一人に応じた指導の充実、自立と社会参加に向けた職業教育の充実、交流及び共同学習の推進、という観点から、改善が図られています。

県教育委員会では、本年度、特別支援学校教育課程編成の手引（小学部・中学部）作成委員会を設置して、教育課程編成の在り方について調査研究を行うとともに、各学校が適切に教育課程を編成し実施するための参考資料として、教育課程編成に関する基本事項をまとめた手引を作成しました。

手引の内容は、「特別支援学校学習指導要領解説」に準拠し、さらに本県独自の視点から、「個別的教育支援計画（例）」、「知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の目標及び内容」、「道徳教育全体計画（例）」及び「自立活動の具体的な指導内容」などを分かりやすく図表化して盛り込みました。また、重要な事項や配慮すべき事項は、「ポイント解説」として要所要所に囲み欄を設けました。

各学校においては、法令及び特別支援学校学習指導要領の示すところに基づき、本書を十分に御活用いただき、創意工夫を生かした特色ある教育課程を編成し実施されることを期待します。

最後に、本書の作成に当たり、御尽力くださいました特別支援学校教育課程編成の手引（小学部・中学部）作成委員会の委員各位に厚く御礼申し上げます。

平成22年2月

栃木県教育委員会事務局

特別支援教育室長 林 信 夫

目 次

第1編 教育課程の基準と編成

第1章 教育課程の基準	1
第1節 教育課程の意義	1
第2節 教育課程に関する法制	1
第2章 教育課程編成の基本	2
第1節 教育課程編成の基本的な考え方	2
第2節 教育課程編成の手順	3
第3節 学校評価における教育課程の評価	4
第3章 教育課程の編成及び実施	5
第1節 教育目標	5
第2節 教育課程の編成の一般方針	6
第3節 内容等の取扱いに関する共通的事項	9
第4節 授業時数等の取扱い	11
第5節 指導計画作成上の配慮事項	15
第6節 教育課程実施上の配慮事項	17
第7節 重複障害者等に関する教育課程の取扱い	23

第2編 各教科

第1章 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である 児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科	27
第1節 各教科の目標及び内容等	27
第2節 視覚障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校	27
第3節 聴覚障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校	29
第4節 肢体不自由者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校	30
第5節 病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校	32
第2章 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う 特別支援学校の各教科	33
第1節 各教科の基本的な考え方	33
第2節 各教科の目標及び内容	39
第3節 指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱い	48

第3編 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動

第1章 道徳	49
第1節 目標及び内容	49
第2節 指導計画の作成と内容の取扱い	50
第2章 外国語活動	56
第1節 目標及び内容	56
第2節 指導計画の作成と内容の取扱い	56
第3章 総合的な学習の時間	58
第1節 目標及び内容	58
第2節 指導計画の作成と内容の取扱い	59
第4章 特別活動	61
第1節 目標及び内容	61
第2節 指導計画の作成と内容の取扱い	64

第4編 自立活動

第1章 自立活動の意義と指導の基本	67
第1節 自立活動の意義	67
第2節 自立活動の指導の基本	67
第3節 障害のとらえ方と自立活動	69
第2章 自立活動の目標	70
第3章 自立活動の内容	70
第1節 自立活動の内容と取扱い	70
第2節 自立活動の具体的な指導内容	72
第4章 自立活動の指導計画の作成と内容の取扱い	83
第1節 指導計画の作成	83
第2節 指導計画の作成手順	83
第3節 他領域との関連	85
第4節 指導方法の創意工夫	85
第5節 自立活動を主とした指導	86
第6節 教師の協力体制	86
第7節 専門の医師等との連携協力	86

第1編 教育課程の基準と編成

第1章 教育課程の基準

第1節 教育課程の意義

教育課程は、教育基本法や学校教育法をはじめとする教育課程に関する法令に従い、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動についてそれらの目標やねらいを実現するよう教育の内容を学年に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画である。

教育課程の編成の基本的な要素は、学校の教育目標の設定、指導内容の組織及び授業時数の配当である。学校の教育目標については、教育基本法や学校教育法で定められている教育の目的や目標などを基盤としながら、地域や学校及び児童生徒の実態等に即して、設定する必要がある。具体的な指導内容については、これらの規定を踏まえ、学校教育法施行規則及び学習指導要領に示されている各教科等の種類やそれぞれの目標、指導内容等についての基準に従うとともに、児童生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等並びに地域や学校の実態を考慮して、組織する必要がある。授業時数については、学習指導要領の総則に示されている授業時数等の取扱いの規定を踏まえ、配当する必要がある。

第2節 教育課程に関する法制

1 教育課程とその基準

学校教育が組織的、継続的に実施されるためには、学校教育の目的や目標を設定し、その達成を図るための教育課程が編成されなければならない。

特別支援学校における教育は、公教育として、公の性質を有する(教育基本法第6条第1項)ものであるから、全国的に一定の教育水準を確保し、全国どこにおいても同水準の教育を受けることのできる機会を国民に保障することが要請される。このため、特別支援学校における教育の目的や目標を達成するために学校において編成、実施される教育課程について、国として一定の基準を設けて、ある限度において国全体としての統一性を保つことが必要となる。

一方、教育は、その本質からして児童生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等並びに地域や学校の実態に応じて効果的に行われることが大切であり、また、各学校において教育活動を効果的に展開するためには、学校や教師の創意工夫に負うところが大きい。

したがって、各学校においては、国として統一性を保つために必要な限度で定められた基準に従いながら、創意工夫を加えて、児童生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等並びに地域や学校の実態に即した教育課程を責任をもって編成、実施することが必要である。

また、教育委員会は、それらの学校の主体的な取組を支援していくことに重点を置くことが大切である。

ポイント解説

<学習指導要領の「基準性」>

学習指導要領に示されている内容は、すべての児童生徒に対して確実に指導しなければならないものであると同時に、個に応じた指導を充実する観点から、児童生徒の学習状況などその実態等に応じて、学習指導要領に示されていない内容を加えて指導することも可能である。

2 教育課程に関する法令

我が国の学校制度は、日本国憲法の本質にのっとり、学校教育の目的や目標及び教育課程について、法令で種々の定めがなされている。各学校においては、教育基本法、学校教育法、学校教育法施行規則、学習指導要領、地方教育行政の組織及び運営に関する法律並びに県立学校管理規則等について、法体系の全体を理解して適切な教育課程を編成する必要がある。

<教育基本法>

教育の目的（第1条）、教育の目標（第2条）、義務教育の目的（第5条第2項）、学校教育の基本的役割（第6条第2項）等

<学校教育法>

義務教育の目標（第21条）、特別支援学校の目的（第72条）等

<学校教育法施行規則>

特別支援学校の小学部の教育課程（第126条）、特別支援学校の中学部の教育課程（第127条）、教育課程編成の特例（第130条～131条）等

<特別支援学校小学部・中学部学習指導要領>

総則、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動

第2章 教育課程編成の基本

第1節 教育課程編成の基本的な考え方

教育課程は、学校全体として、組織的、継続的に児童生徒に対する教育を行っていくために必要な教育計画であり、各学校が教育活動を進めていく上での基本となるものである。

教育課程の編成に関して、留意すべき事項は次のとおりである。

1 教育理念等の明確化

教育の目的や目標及び教育課程の基準とともに、地域、学校、児童生徒の実態及び保護者や地域住民の意向等を踏まえ、学校としての教育理念や基本的姿勢を明確にする。

2 学校全体としての取組

全教職員の共通理解の下で、各部間の接続を重視しつつ、学校全体として一つの教育課程を編成するとともに、編成された教育課程についても、学校全体として責任をもって教育活動を進めていく。

3 教育課程の改善

教育課程は、学校の教育目標の達成を目指して、計画、実施、評価、改善という一連の過程を通して、改善を重ねていく。

第2節 教育課程編成の手順

教育課程の編成については、一般的には次のような手順が考えられる。

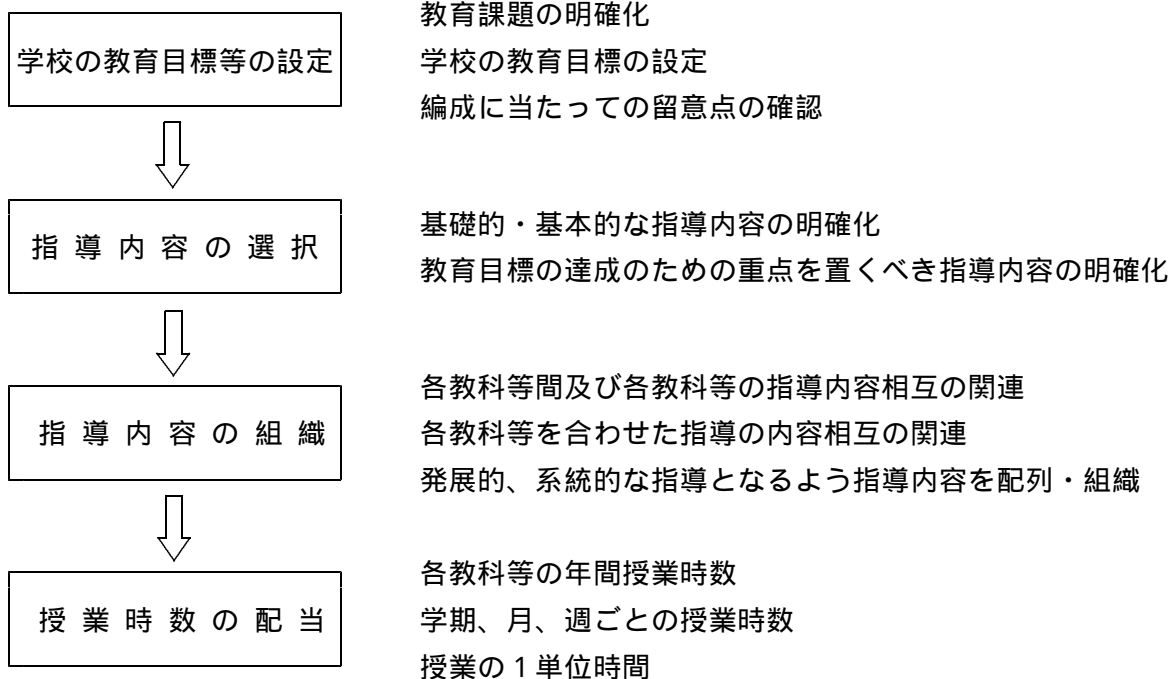
1 教育課程の編成に対する基本方針の設定

- (1) 教育課程の意義、編成の原則についての共通理解
- (2) 編成のための作業計画（組織、日程、内容、手順）

2 教育課程の編成のための事前の研究や調査

- (1) 教育課程についての国の基準や教育委員会の規則などの理解
- (2) 児童生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等並びに地域や学校の実態の把握
- (3) 実施中の教育課程の評価及び改善点の明確化

3 教育課程の編成



ポイント解説

< 学校の教育目標が備えるべき要件 >

- ・ 法律等に定められた特別支援学校の目的や目標を前提とするものである。
- ・ 学習指導要領に示された各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の目標やねらいを前提とするものである。
- ・ 教育委員会の規則、方針等に従ったものである。
- ・ 地域や学校及び児童生徒の実態に即したものである。
- ・ 教育的価値が高く、継続的な実践が可能なものである。
- ・ 評価が可能な具体性を有するものである。

教育課程の編成と実施の年間計画（例）

月	教務部・学習指導部	各部	< 学校評価関係 >
4	各部の指導計画の取りまとめ	個別の指導計画の作成 個別の教育支援計画の確認	評価委員会 1 評価計画の検討 計画書提出
5		指導の実践と改善	
6 7			
8	教育課程研究集会への参加 指導実践の成果と課題の確認	指導の実践と改善	評価委員会 2 評価項目・観点・ 基準の確認
9	教育課程編成の方針の決定 各部間の連続性・発展性の検討 教育課程表の作成 学級編制(案)の作成	教育課程・学習指導等に 関する評価の実施	自己評価
10 11		一体化	
12		教育課程表の検討 学級編制(案)の検討	評価委員会 3 結果の分析・ 改善策の検討
1	児童生徒数・学級数見込みの提出 教育課程表の提出 年間行事計画の作成	指導の実践と改善	学校関係者評価 評価委員会 4 結果のまとめ 結果公表 報告書提出
2	年間行事計画の検討 時間割・日課表の検討 学習グループの検討		
3	時間割・日課表の作成 学習グループの編制	個別の指導計画のまとめ	

第3節 学校評価における教育課程の評価

1 学校評価に関する法制度

各学校は、学校評価に関する法令に基づき、次のことを行う必要がある。

- (1) 教職員による自己評価を行い、その結果を公表する。
- (2) 保護者などの学校の関係者による評価を行うとともにその結果を公表するよう努める。
- (3) 自己評価の結果・学校関係者評価の結果を設置者に報告する。

< 学校教育法第42条、第43条、第82条（準用規定） >
学校評価及び情報提供

< 学校教育法施行規則第66条、第67条、第68条、第135条（準用規定） >
自己評価・学校関係者評価の実施・公表、評価結果の設置者への報告

2 学校評価ガイドラインにおける教育課程の評価

学校評価ガイドライン〔改訂〕(文部科学省 平成20年1月31日)には、学校運営における12分野について、評価項目・指標等を検討する際の視点となる項目が例示されており、「教育課程・学習指導」に関しては、「各教科等の授業の状況」と「教育課程等の状況」とに分けて具体例が示されている。各学校は、当該学校の重点目標等を達成するために必要な評価項目・指標等を精選して設定することが重要である。

なお、特別支援学校は、児童生徒の障害に対応した専門的な教育を行うことから、教育課程の編成、教材・教具の工夫、施設・設備の整備、医療・福祉等関係機関との連携、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成などについて、多様な児童生徒の実態等を踏まえた対応が必要であることや、小・中学校等の要請に応じ、特別支援教育に関する助言・援助を行うこと(センター的機能)も期待されるなどの特性が存在する。このことから、学校評価の進め方や具体的な評価項目・指標等の設定などに当たっては、その特性にかんがみ、適宜ふさわしい在り方を考慮しながら取組を進めることが重要である。

第3章 教育課程の編成及び実施

第1節 教育目標

特別支援学校の小学部・中学部の教育目標は、学習指導要領の総則において、次のように定められている。

第1節 教育目標

小学部及び中学部における教育については、学校教育法第72条に定める目的を実現するために、児童及び生徒の障害の状態及び特性等を十分考慮して、次に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 1 小学部においては、学校教育法第30条第1項に規定する小学校教育の目標
- 2 中学部においては、学校教育法第46条に規定する中学校教育の目標
- 3 小学部及び中学部を通じ、児童及び生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うこと。

特別支援学校の小学部及び中学部においては、第1項及び第2項に示されるとおり、小学校教育の目標及び中学校教育の目標と同一の目標の達成に努めなければならない。また、第3項に示されるとおり、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うことの達成に努めなければならない。

各学校において、当該学校の教育目標を設定する場合には、学習指導要領の総則に示されている教育目標を基盤としながら、地域や学校の実態に即したものを設定する必要がある。

< 学校教育法第72条(特別支援学校の目的) >

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。以下同じ。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

「準ずる」とは、原則として同一ということの意味する。

第2節 教育課程の編成の一般方針

1 教育課程の編成の原則

(1) 教育課程の編成の主体

教育課程の編成の主体は学校である。学校の長たる校長が責任者となって教育課程を編成する。学校は組織体であるから、教育課程の編成作業は、全教職員の協力の下に行わなければならない。

< 学校教育法第37条第4項（校長の権限と責任）、第82条（準用規定） >
校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

(2) 教育課程の編成の原則

教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに学習指導要領に示されるところに従うこと
学校において編成される教育課程については、公教育の立場から法令により種々の定め
がなされており、これらの法令に従って編成しなければならない。また、学習指導要領は、
国が定めた教育課程の基準であり、各学校における教育課程の編成及び実施に当たっては、
基準として従わなければならない。

< 学校教育法第77条（教育課程に関する事項） >
特別支援学校の幼稚部の教育課程その他の保育内容、小学部及び中学部の教育課程又は
高等部の学科及び教育課程に関する事項は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に
準じて、文部科学大臣が定める。

< 学校教育法施行規則第129条（教育課程の基準） >
特別支援学校の幼稚部の教育課程その他の保育内容並びに小学部、中学部及び高等部
の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程その他の保育内容又は教
育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する特別支援学校幼稚部教育要領、特別支
援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領によるものと
する。

児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、その障害の状態及び発達の段階や特
性等並びに地域や学校の実態を十分考慮すること

教育課程の編成に当たっては、教育基本法に義務教育の目的（第5条第2項）、学校教育
法に義務教育の目標（第21条）が規定されていることを踏まえ、義務教育9年間を見通して、
発達の段階に応じた小学部における教育と中学部における教育の連続性の確保を重視するこ
とに留意する必要がある。

ア 児童生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等

特別支援学校に在籍する児童生徒の障害の状態は多様であり、個人差が大きい。また、
心身の発達の諸側面に不均衡が見られることも少なくない。各学校においては、児童生
徒の実態を的確に把握し、これに応じた適切な教育を展開することができるよう十分配
慮する必要がある。その際に、障害の状態とそれに起因する発達の遅れのみが目向き
がちであるが、それ以外にも能力・適性、興味・関心や性格、さらには進路などにも注
目していくことが大切である。

イ 地域の実態

教育基本法に学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力（第13条）、学校教育法に情報提供（第43条、第82条（準用規定））が規定されている。学校は地域社会を離れては存在し得ないものであり、児童生徒は家庭や地域社会で様々な経験を重ねて成長している。学校は、地域社会の実情を十分考慮し、家庭や地域社会との相互理解と連携を図り、それを教育課程の編成、実施に生かしていくことが大切である。

ウ 学校の実態

教育課程の編成に際しては、学校の規模、教職員の状況、施設設備の状況、児童生徒の実態など、学校のもつ人的、物的条件を十分考慮することが大切である。

(3) 生きる力をはぐくむ各学校の特色ある教育活動の展開

各学校においては、児童生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。その際、児童生徒の発達の段階を考慮して、児童生徒の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童生徒の学習習慣が確立するよう配慮しなければならない。

ポイント解説

<生きる力（平成8年7月の中央教育審議会答申）>

- ・基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力
- ・自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性
- ・たくましく生きるための健康や体力 等

2 道徳教育

学校における道徳教育は、豊かな心をもち、人間としての生き方の自覚を促し、道徳性を育成することをねらいとする教育活動であり、社会の変化に主体的に対応して生きていくことができる人間を育成する上で重要な役割をもっている。

(1) 道徳教育の目標

道徳教育の目標は、学習指導要領の総則において、次のように示されている。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

これは、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の目標であり、道徳教育の要の時間である道徳の時間の目標もこれに基づくとともに、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動などの指導を通じて行う道徳教育も、常にこの目標の実現を目指して行われなければならない。

(2) 道徳の時間の意義

道徳の時間は、学校における道徳教育の要となる重要な時間である。各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動のそれぞれの特質に応じて行われる道徳教育と、それらを補充、深化、統合する道徳の時間とがうまく機能することによって、道徳教育の効果は期待できる。

各学校においては、道徳教育の全体計画と道徳の時間の年間指導計画を作成し、学校の教育活動全体を通じて行われる道徳教育と道徳の時間の指導との密接な関連を図りながら計画的、発展的に指導を行うことが必要である。

(3) 家庭や地域社会との連携、豊かな体験を通じた道徳性の育成及び指導の重点化

小学部において道徳教育を進めるに当たっては、教師と児童及び児童相互の人間関係を深めるとともに、児童が自己の生き方についての考えを深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して児童の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮する必要がある。その際、特に児童が基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないようにすることなどに配慮する必要がある。

中学部において道徳教育を進めるに当たっては、教師と生徒及び生徒相互の人間関係を深めるとともに、生徒が道徳的価値に基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して生徒の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮する必要がある。その際、特に生徒が自他の生命を尊重し、規律ある生活ができ、自分の将来を考え、法やきまりの意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画し、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けるようにすることなどに配慮する必要がある。

3 体育・健康に関する指導

学校における体育・健康に関する指導は、健康・安全で活力ある生活を営むために必要な資質や能力を育て、心身の調和的な発達を図ることをねらいとして、児童生徒の発達の段階を考慮し、学校の教育活動全体を通じて適切に行う必要がある。

特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、小学部の体育科及び中学部の保健体育科の時間はもとより、小学部の家庭科（知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校においては生活科）、中学部の技術・家庭科（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては職業・家庭科）、特別活動、自立活動などのほか、中学部における運動部活動などの教育課程外の学校教育活動などにおいても、それぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることが重要である。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基盤が培われるよう配慮する必要がある。

4 自立活動の指導

学校における自立活動の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、学校の教育活動全体を通じて適切に行う必要がある。特に、

自立活動の時間における指導は、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と密接な関連を保ち、個々の児童生徒の実態に即して作成された個別の指導計画の下に、適切な指導を行うよう配慮する必要がある。

ポイント解説

< 自立し社会参加する資質 >

自立し社会参加する資質とは、児童生徒がそれぞれの障害の状態や発達の段階等に応じて、主体的に自己の力を可能な限り発揮し、「よりよく生きていこうとすること」、また、「社会、経済、文化の分野の活動に参加すること」ができるようにする資質を意味する。

第3節 内容等の取扱いに関する共通的事項

1 各教科等の内容の共通取扱い

(1) 内容の取扱いの原則

教育課程を編成、実施する際には、学習指導要領に示されている各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の内容に関する事項は、特に示されている場合を除き、必ず取り扱わなければならない。

学校においては、学習指導要領に示されている各教科等の内容の規定を踏まえた指導を十全に行った上で、個性を生かす教育を充実する観点から、児童生徒の学習状況などその実態等に応じ、特に必要があると判断する場合には、学習指導要領に示されていない内容を加えて指導することも可能である。ただし、その場合には、学習指導要領に示されている各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動並びに各学年、各分野又は各言語の目標や内容の趣旨を逸脱したり、児童生徒の負担過重となったりすることのないよう、十分に留意しなければならない。

ポイント解説

< 内容に掲げる事項の順序 >

学習指導要領に示される各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動並びに各学年、各分野又は各言語の内容に掲げる事項は、それぞれの教科等の内容を体系的に示す観点から整理して示されているものであり、その順序は、特に示されている場合を除き、指導の順序を示すものではない。各学校においては、各指導事項の関連を十分検討し、効果的な指導ができるよう指導内容を組織し指導計画を作成することが必要である。

(2) 学年の目標及び内容がまとめて示された教科の内容の取扱い

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者（以下「視覚障害者等」という。）である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部において、国語、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科、外国語活動、また、社会科の第3学年及び第4学年については、学年の目標及び内容が2学年まとめて示されている。

各学校においては、これらの教科等の目標及び内容に示されている指導事項を十分検討するとともに、地域や学校及び児童の実態を考慮し、2学年間を見通した適切な指導計画を作成し効果的な指導ができるようにする必要がある。その際、内容に示されている指導事項については、特に示されている場合を除き、いずれかの学年に分けて指導したり、いずれの学年においても指導したりして、確実に身に付けるようにすることが大切である。

(3) 選択教科の取扱い

視覚障害者等である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部においては、学校教育法施行規則第73条及び別表第2で規定する標準授業時数の枠外において選択教科を開設し、生徒に履修させることができる。その場合、次のことに留意する必要がある。

地域や学校、生徒の実態を考慮するとともに、すべての生徒に指導すべき教科の指導内容や総合的な学習の時間における学習活動などとの有機的な関連を図りつつ3学年間全体を見通し、選択教科の授業時数及び内容を適切に定め、選択教科の指導計画を作成する必要がある。

選択教科の内容については、自ら課題を設定し追究するなどの課題学習、教科の授業で学習した内容の補足的な学習や発展的な学習など、生徒の障害の状態や特性等に応じた多様な学習活動が行えるよう適切に定めることが大切である。その際、生徒の負担過重となることのないよう適切な配慮が必要である。

各学年で開設することができる選択教科の種類は、学習指導要領に示す各教科、その他特に必要な教科である。このうち、その他特に必要な教科は、地域や学校、生徒の実態を考慮して特に必要がある場合に設けることができ、その場合、教科の名称、目標、内容などについては、各学校が適切に定めることができる。

(4) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の取扱い

知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部においては、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び職業・家庭の各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動については、特に示されている場合を除き、すべての生徒に履修させるものとする。また、外国語科については、学校や生徒の実態を考慮し、必要に応じて設けることができる。

(5) 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の指導内容の設定

各教科の指導に当たっては、学習指導要領に示されている各教科の内容を基に、児童生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定することが必要である。また、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部を合わせて指導を行う場合には、各教科、道徳、特別活動及び自立活動のそれぞれの目標及び内容を基にして、児童生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定することが必要である。

(6) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における選択教科の取扱い

知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部においては、地域や学校、生徒の実態を考慮して、特に必要がある場合には、その他特に必要な教科を選択教科として設けることができる。その他特に必要な教科の名称、目標、内容などについては、各学校が適切に定めることができる。その際には、生徒の負担過重となることのないよう適切な配慮が必要である。

第4節 授業時数等の取扱い

1 年間の授業時数の取扱い

小学部又は中学部の各学年における年間の総授業時数は、小学校又は中学校の各学年における年間の総授業時数に準ずるものとする。

各教科（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部において、外国語科を設ける場合を含む。以下同じ。） 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動（学級活動〔学校給食に係るものを除く。〕に限る。以下、本節の4及び6において同じ。）及び自立活動のそれぞれの年間の授業時数については、標準としては示されておらず、それらの目標及び内容を考慮して、各学校が適切に定めるものとする。

各学校において具体的な授業時数を定める際には、学校教育法施行規則第51条及び別表第1又は第73条及び別表第2（12頁参照）に規定されている小学校又は中学校の各学年における各教科等の授業時数を踏まえ、地域や学校及び児童生徒の実態を考慮しつつ、さらには個に応じた指導などの指導方法・指導体制や教材等の工夫改善を行うなど授業等の質的な改善を図りながら、学習指導要領に基づいて教育課程を適切に実施するために、指導に必要な時間を実質的に確保するという視点に立つことが重要である。

その際、学校において適切に授業時数を配当する必要がある小学部における特別活動の児童会活動、クラブ活動、学校行事又は中学部における生徒会活動、学校行事や給食、休憩の時間等を含む教育課程全体のバランスを図ることが必要である。

各学校においては、授業時数を適切に配当した教育課程を編成するとともに、その実施に当たっても、実際に必要な指導時間を確保するよう、学年や学期、月ごと等に授業時数の実績の管理や学習の状況の管理を行うなど、その状況等について自ら点検及び評価を行い、改善に努める必要がある。

ポイント解説

< 学校給食に係るものを年間の総授業時数の枠内に含める場合の考え方 >
児童生徒の実態に応じて、食事に関する指導を自立活動の時間の指導として設定したり、各教科等を合わせた指導として行ったりするなど、教育課程に位置付けて指導を行う場合には、学校給食に係るものを総授業時数に含めても差し支えない。その場合には、一人一人の児童生徒について詳細な実態把握を行い、適切な指導計画を作成して指導を展開する必要がある。

2 総合的な学習の時間に充てる授業時数

各学年の総合的な学習の時間に充てる授業時数は、視覚障害者等である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校については、小学部第3学年以上及び中学部において、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校については、中学部において、児童生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等を考慮して、適切に授業時数を定めるものとする。

ポイント解説

< 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部において、総合的な学習の時間が設けられていない理由 >
次のことから、総合的な学習の時間と同様の趣旨の指導を行うことが可能なためである。
小学部の全学年に総合的な教科である生活科が設定されている。
学校教育法施行規則第130条の第2項の規定により、各教科等を合わせて指導を行うことができる。

< 小学校 >

学校教育法施行規則第51条 小学校の各学年における各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第1に定める授業時数を標準とする。

別表第1（第51条関係）

区分	各教科の授業時数									道徳の授業時数	授外業国時語活動の	時総間合的授な業学時習数の	授特業別時活数動の	総授業時数
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育					
第1学年	306		136		102	68	68		102	34			34	850
第2学年	315		175		105	70	70		105	35			35	910
第3学年	245	70	175	90		60	60		105	35		70	35	945
第4学年	245	90	175	105		60	60		105	35		70	35	980
第5学年	175	100	175	105		50	50	60	90	35	35	70	35	980
第6学年	175	105	175	105		50	50	55	90	35	35	70	35	980

備考

- この表の授業時数の1単位時間は、45分とする。
- 特別活動の授業時数は、小学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。
- 第50条第2項の場合において、道徳のほかに宗教を加えるときは、宗教の授業時数をもってこの表の道徳の授業時数の一部に代えることができる。（別表第2及び別表第4の場合においても同様とする。）

< 中学校 >

学校教育法施行規則第73条 中学校（併設型中学校及び第75条第2項に規定する連携型中学校を除く。）の各学年における各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第2に定める授業時数を標準とする。

別表第2（第73条関係）

区分	各教科の授業時数									道徳の授業時数	時総間合的授な業学時習数の	授特業別時活数動の	総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語				
第1学年	140	105	140	105	45	45	105	70	140	35	50	35	1015
第2学年	140	105	105	140	35	35	105	70	140	35	70	35	1015
第3学年	105	140	140	140	35	35	105	35	140	35	70	35	1015

備考

- この表の授業時数の1単位時間は、50分とする。
- 特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。

3 自立活動の時間に充てる授業時数

各学年の自立活動の時間に充てる授業時数は、標準としては示されておらず、個々の児童生徒の障害の状態や発達の段階等に応じて、各学校が適切に定めるものとする。

また、自立活動の時間に充てる授業時数は、各学年の総授業時数の枠内に含まれることとなっているが、その授業時数を前掲の別表第1又は別表第2に加えると、総授業時数が小学校又は中学校の総授業時数を上回ることもある。こうした場合には、児童生徒の実態及びその負担過重について十分考慮し、各教科等の授業時数を適切に定めることが大切である。

4 年間の授業週数

各教科等の授業は、年間35週（小学部第1学年は34週）以上にわたって行うように計画し、週当たりの授業時数が児童生徒の負担過重にならないようにするものとする。ただし、各教科等（中学部においては、特別活動を除く。）や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる。

なお、給食、休憩等の時間については、学校全体の生活時間や日課について工夫を加えるとともに、地域や学校の実態に応じ、適切に定める必要がある。

ポイント解説

< 中学部の特別活動（学級活動）について、「授業を特定の期間に行うことができる」という規定が適用されない理由 >

学級活動のねらいを達成するためには、教師と生徒の人間関係と信頼関係を築く場や機会を十分に確保することが必要である。中学部では、小学部とは異なり教科担任制をとっており、学級担任が生徒と不断に接しているわけではない。そこで、学級活動の時間を毎週実施することとし、それによって学級担任と生徒との信頼関係を築き、学校生活への生徒の適応とその生活の充実向上を図ることを意図しているためである。

5 特別活動の授業時数

特別活動のうち、小学部の児童会活動、クラブ活動及び学校行事、中学部の生徒会活動及び学校行事の授業時数については、学校教育法施行規則では定められていないが、各学校において、地域や学校の実態を考慮して実施する活動内容とのかかわりにおいて、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を定める必要がある。

なお、学校行事については、学校や地域及び児童生徒の実態に応じて、各種類ごとに、行事及びその内容を重点化するとともに、行事間の関連や統合を図るなど精選して実施することに留意して、授業時数を定めることが大切である。

6 授業の1単位時間

各教科等の授業の1単位時間は、各学年の年間総授業時数を確保しつつ、児童生徒の障害の状態や発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して、各学校において適切に定めるものとする。

その際には、学習指導要領に示されている各教科等の目標や内容は、授業時数の1単位時間を小学部では45分、中学部では50分として計算した前掲の別表第1及び別表第2に定める各学年の年間総授業時数の確保を前提にして定められていることに留意し、各教科等の内容を指導

するために実質的に必要な時間を確保することを考慮する必要がある。

このことを踏まえた上で、児童生徒の発達の段階及び各教科等や学習活動により、授業時間の区切り方を変えた方が効果的な場合には、授業の1単位時間を弾力的に運用することができる。例えば、実験や観察の際の理科の授業は60分で行うことや漢字や計算の反復学習を10分間程度の短い時間を活用して行うことなどである。

小学部の児童会活動、クラブ活動及び学校行事、中学部の生徒会活動及び学校行事については、各学校において、指導内容や児童生徒の発達の段階、さらには児童生徒の学習負担などに十分配慮して適切な時間を定めることとする。

ポイント解説

<10分間程度の短い時間を単位とした特定の教科等の指導の考え方>

児童生徒の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質に照らし妥当かどうかの教育的な配慮に基づく判断により、特定の学習活動を10分間程度の短い時間を活用して行う場合、一定の要件のもと、その時間を当該教科等の年間授業時数に含めることができる。

小学部では、原則として学級担任がすべての教科等の指導を行うため、特に要件は設けられていない。

中学部では、教科担任制をとっており、当該教科を担当する教師以外の学級担任の教師などが当該学習に立ち会うことも考えられる。このような場合、当該教科を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているという要件が必要である。

7 時間割の弾力的な編成

各学校においては、地域や学校、児童生徒の実態、各教科等や学習活動の特質等に応じて、創意工夫を生かし時間割を弾力的に編成することができる。

各教科等の年間の授業時数は、児童生徒の学習や生活のリズムを形成する観点等から、週単位で固定した時間割で教育課程を編成し学習する方が効果的・効率的であることを踏まえ、35の倍数にすることを考慮して、各学校において適切に定めることとする。

このため、時間割については、固定的に編成することを基本とするが、地域や学校、児童生徒の実態、各教科等や学習活動の特質等に応じ、弾力的に組み替えることも可能であることに留意し、各学校において工夫して編成することが大切である。

8 年間授業日数

年間の授業日数は、各教科等の授業時数が適切に確保されるとともに、週当たりの授業時数が児童生徒の負担にならないよう配慮して定めるべきものである。

年間授業日数については、国の基準では直接定めていないが、通常は休業日を除いた日が授業日として考えられている。

休業日については、学校教育法施行令第29条及び学校教育法施行規則第61条、第135条（準用規定）の規定等を踏まえ、教育委員会及び各学校において定める必要がある。

9 総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替

総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。

ポイント解説

<総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替の考え方>

総合的な学習の時間において、問題の解決や探究活動といったその趣旨を踏まえ、自然体験活動やボランティア活動などを行う場合、これらは集団活動の形態をとる場合が多く、望ましい人間関係の形成や公共の精神の育成など、特別活動の趣旨も踏まえた体験活動とすることが考えられる。

このような場合、特別活動の学校行事に掲げる遠足・集団宿泊的行事や勤労生産・奉仕的行事の実施と同様の成果が期待できると考えられるため、総合的な学習の時間とは別に、特別活動として改めてこれらの体験活動を行わないとすることができる。

第5節 指導計画作成上の配慮事項

指導計画は、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動のそれぞれについて、学年ごとあるいは学級ごとなどに、指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材、指導の時間配当等を定めた具体的な計画である。指導計画には、年間指導計画や2年間にわたる長期の指導計画から、学期ごと、月ごと、週ごと、単位時間ごと、あるいは単元、題材、主題ごとの指導案に至るまで各種のものがある。

各学校においては、小学部・中学部学習指導要領第1章総則及び第2章以下の各章に示されている指導計画の作成に関する配慮事項などに十分配慮し、地域や学校の実態を考慮して、創意工夫を生かし、全体としての調和のとれた具体的な指導計画を作成しなければならない。

1 各教科等及び各学年相互間の関連

各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の個々の指導計画については、それぞれの固有の目標やねらいの実現を目指すと同時に、他の教育活動との関連や学年間の関連を十分図るようにして作成される必要がある。

そのためには、各教科等の目標、指導内容等の関連を検討し、重複や欠落がないよう配慮するとともに、指導の時期、時間配分、指導方法などに関しても相互の関連を考慮した上で、指導計画を作成することが大切である。また、学年間の系統性、発展性についても十分研究し、学年相互の関連を図り、指導の効果を高めるよう配慮する必要がある。

学校においては、学校の教育目標との関連を図りながら、指導計画の作成者相互で必要な連絡を適宜行い、学校全体として組織的に進めることが大切である。

2 学年の目標及び内容が2学年まとめて示された教科の指導計画

視覚障害者等である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の国語、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科、外国語活動、また、社会科の第3学年及び第4学年については、2学年間を見通した指導計画を作成し、地域や学校及び児童の実態に応じ、その障害の状態や発達段階を考慮しつつ、創意工夫を生かした学習を展開することによって、効果的、段階的に指導できるようにすることが必要である。

3 指導内容のまとめ方や重点の置き方

各教科の指導計画を作成するに当たっては、各教科の目標と各指導事項との関連を十分研究し、指導内容のまとめ方を工夫したり、内容の重要度や児童生徒の学習の実態に応じてその取扱いに軽重を加えたりして、効果的な指導を行うことができるよう配慮する必要がある。また、教材・教具の工夫や児童生徒の理解度の把握などを通して、教えることと考えさせることの両者を関連付けることも重要である。

4 合科的・関連的な指導

小学部においては、児童に確かな学力を育成するため、知識と生活との結び付きや教科等を超えた知の総合化の視点を重視した教育を展開することを考慮し、児童の実態等に応じて、合科的・関連的な指導を進めることが必要である。視覚障害者等である児童に対する教育を行う特別支援学校小学部においては、総合的な学習の時間と連携しつつ、低学年においては生活科を中核とした合科的・関連的な指導を一層推進するとともに、中学年以上においても合科的・関連的な指導を進めることを重視する必要がある。

合科的・関連的な指導についての指導計画の作成に当たっては、各教科等の目標、内容等を検討し、各教科等の指導の年間の見通しに立って、その教材や学習活動の関連性を具体的に確認するとともに、指導内容が広がり過ぎて焦点が定まらず十分な成果が上がらなかつたり、児童の負担過重になったりすることのないように留意する必要がある。

ポイント解説

<合科的な指導>

教科のねらいをより効果的に実現するための指導方法の一つで、単元又は1コマの時間の中で、複数の教科の目標や内容を組み合わせて、学習活動を展開するもの。

<関連的な指導>

教科等別に指導するに当たって、各教科等の指導内容の関連を検討し、指導の時期や指導の方法などについて相互の関連を考慮して指導するもの。

5 個別の指導計画の作成

各教科等の指導に当たっては、個々の児童生徒の障害の状態や発達段階等を的確に把握し、その実態に即した指導目標を設定し、指導内容や方法を工夫するなどして、適切かつ具体的な個別の指導計画を作成する必要がある。

個別の指導計画の様式や内容等については、児童生徒の実態や各教科等の特質等を踏まえて、工夫して作成することが大切である。各教科や道徳など、学級等ごとに児童生徒に共通する指導目標や指導内容を定めて指導が行われる場合には、児童生徒一人一人に対する指導上の配慮事項を付記するなどして、学級等ごとに作成する指導計画を個別の指導計画として活用することなども考えられる。

個別の指導計画に基づく指導は、計画 実践 評価 改善という一連の指導の過程において、適宜評価を行い、指導内容や方法の改善に努める必要がある。

6 家庭や地域社会との連携並びに学校相互の連携や交流及び共同学習

学校はその目的を達成するため、教育活動の計画や実施に際し、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めることが重要である。また、学校相互の連携や交流を図ることに努める必要がある。

特に、特別支援学校や小・中学校等が、それぞれの学校の教育課程に位置付けて、障害のある者となない者が共に活動する交流及び共同学習は、障害のある児童生徒の経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で、大きな意義を有するとともに、双方の児童生徒にとって意義深い教育活動である。交流及び共同学習の実施に当たっては、双方の学校同士が十分に連絡を取り合い、指導計画に基づく内容や方法を事前に検討し、各学校や障害のある児童生徒一人一人の実態に応じた様々な配慮を行うなどして、計画的、組織的に継続した活動を実施することが大切である。

また、学校は、児童生徒が地域の人々と活動を共にする機会の一つとして、高齢者と触れ合い、交流する機会を設け、高齢者に対する感謝と尊敬の気持ちや思いやりの心をはぐくみ、高齢者から様々な生きた知識や人間の生き方を学んでいけるようにすることが大切である。

ポイント解説

< 交流及び共同学習 >

平成16年6月の障害者基本法の改正により、「交流及び共同学習」を積極的に進め、相互理解を促進することが規定された。これを踏まえ、特別支援学校の児童生徒と小・中学校の児童生徒などとの交流及び共同学習を計画的、組織的に行うことが学習指導要領に位置付けられた。

< 交流及び共同学習の二つの側面 >

障害のある子どもと障害のない子どもと一緒に参加する活動には、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があり、二つの側面を分かちがたいものとしてとらえ、推進していく必要がある。

第6節 教育課程実施上の配慮事項

1 個に応じた指導など指導方法の工夫改善

学校の教育活動全体を通じて、個に応じた指導を充実するため、個別の指導計画に基づき指導方法や指導体制の工夫改善に努めることが必要である。その際には、児童生徒の障害の状態や学習の進度等を考慮して、個別指導を重視するとともに、授業形態や集団の構成の工夫、それぞれの教師の専門性を生かした協力的な指導などにより、学習活動が効果的に行われるようにする必要がある。また、指導の成果について適宜評価を行い、指導の改善に努めることが大切である。

2 重複障害者の指導

重複障害者の指導に当たっては、それぞれの障害についての専門的な知識や技能を有する教師間の協力の下に、個別の指導計画を作成するとともに指導方法を創意工夫して進めることが大切である。その際には、必要に応じて専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めたりするなど、学習効果を一層高めるようにすることが重要である。

ポイント解説

<重複障害者>

重複障害者とは、当該学校に就学することになった障害以外に他の障害を併せ有する児童生徒であり、視覚障害等について、原則的には学校教育法施行令第22条3において規定している程度の障害を複数併せ有するものを指している。

しかし、教育課程を編成する上で、学習指導要領の総則に示されている「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」の「2 知的障害を併せ有する児童生徒の場合」と「3 重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある児童生徒の場合」の規定を適用するに当たっては、指導上の必要性から、言語障害、自閉症、情緒障害等を併せ有する場合も含めて考えてもよい。

<専門の医師及びその他の専門家>

・専門の医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理学の専門家 等

3 児童生徒の言語環境の整備と言語活動の充実

各教科等の指導に当たっては、児童生徒の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に関する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、児童生徒の言語活動を充実する必要がある。

ポイント解説

<言語に関する能力>

知識・技能を習得するのも、これらを活用し課題を解決するために思考し、判断し、表現するのもすべて言語によって行われるものであり、これらの学習活動の基盤となるのは言語に関する能力である。また、言語は、論理的思考だけではなく、コミュニケーションや感性・情緒の基盤でもあり、豊かな心をはぐくむ上でも、言語に関する能力を高めていくことが求められる。

4 体験的・問題解決的な学習及び自主的、自発的な学習の促進

各教科等の指導に当たっては、体験的な学習や基礎的・基本的な知識及び技能を活用した問題解決的な学習を重視するとともに、児童生徒の興味・関心を生かし、自主的、自発的な学習が促されるよう工夫する必要がある。

体験的・問題解決的な学習を実施する際には、児童生徒の障害の状態等に応じて、補助用具や情報通信ネットワーク等を活用して直接的又は間接的に体験する学習を行ったり、児童生徒同士が体験したことを相互に伝え合う中で問題解決を図る学習を行ったりするなど、指導内容や指導方法を工夫することが必要である。なお、これらの学習を展開するに当たっては、学習の内容と児童生徒の障害の状態及び発達の段階に応じて、安全への配慮を十分に行う必要がある。

5 生徒指導及び進路指導の充実

(1) 生徒指導の充実

各学校においては、生徒指導が、一人一人の児童生徒の健全な成長を促し、児童生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという生徒指導の積極的な意義を踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、その充実を図っていくことが必要である。

生徒指導を進める上での基盤は学級である。学級担任の教師は、児童生徒を多面的・総合的に理解することに努めながら、児童生徒との信頼関係を築いていくことが大切である。また、学級を一人一人の児童生徒にとって存在感を実感できる場とするため、規範意識を育成する上で、必要な場面では毅然とした対応を行いつつ、児童生徒相互の好ましい人間関係を育てていくことが大切である。

生徒指導は、全教職員の共通理解を図り、学校全体として協力して進めるとともに、家庭や地域社会及び関係機関等との連携・協力を密にして取り組んでいくことが大切である。

(2) 進路指導の充実

中学部においては、生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識をもって、主体的に自己の進路を選択決定し、生涯にわたる自己実現を図っていくことができるような能力や態度を育成することが重要である。

進路指導は、特別活動の学級活動を中核としつつ、総合的な学習の時間や学校行事の勤労生産・奉仕的行事における職場体験活動などの体験活動や個別指導としての進路相談を通じて、学校の教育活動全体を通じ、系統的、発展的に行っていく必要がある。

進路指導は、全教職員の共通理解を図り、進路指導主事を中心とした校内の組織体制を整備し、学校全体として協力して進めるとともに、個別の教育支援計画を活用しながら、保護者の理解と協力の下に、地域社会や福祉、労働等の関係機関との連携を十分に図って取り組んでいくことが大切である。

6 課題選択や自己の生き方を考える機会の充実等

(1) 課題選択や自己の生き方を考える機会の充実

小学部の各教科等の指導に当たっては、児童が主体的に自分の生活体験や興味・関心をもとに課題を見付け、自分なりに方法を選択して解決に取り組むことができるように配慮し、課題選択能力や解決能力を育てることが必要である。また、児童が自分自身を見つめ、自らの将来について目を向ける機会などを通して、自分の特徴に気付き、自分らしい生き方を実現していこうとする態度を育成していくことが大切である。

このような能力や態度を育てるためには、学校の教育活動全体を通じて、全職員が児童の発達の段階を考慮し、計画的、継続的な指導を行っていくことが必要である。

(2) ガイダンス機能の充実

中学部においては、生徒が学校や学級での生活によりよく適応し、豊かな人間関係の中で有意義な生活を築くようにするとともに、選択や決定、主体的な活動に関して適切な指導・援助を与えることによって、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成していくことが大切である。

このような態度や能力を育てるためには、学校の教育活動全体を通じて、ガイダンス機能の充実を図っていくことが必要である。

7 見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動の重視

各教科等の指導に当たっては、児童生徒が学習の見通しを立てたり、学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるよう工夫することが重要である。このような指導を通じて、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めるとともに、学習内容の確実な定着を図ることが大切である。

8 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒の指導

海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒の指導については、当該児童生徒が自信や誇りをもって学校生活において自己実現を図ることができるよう、一人一人の実態を的確に把握し、日本語の習得や学習面、生活面において十分配慮することが必要である。

各教科等の指導に当たっては、外国での生活や外国の文化に触れた体験とそれらを通して身に付けたものの見方や考え方、感情や情緒、外国語の能力などの特性を、本人の学習に生かすとともに、他の児童生徒の学習にも生かすようにすることが大切である。

9 訪問教育における指導の工夫

訪問教育を実施する場合には、児童生徒の障害の状態や学習環境等に応じて、指導方法や指導体制を工夫し、学習活動が効果的に行われるようにする必要がある。また、家族、福祉施設や医療機関の職員など、児童生徒の周囲の人たちとの連携を図ることが大切である。

指導方法の工夫としては、児童生徒の治療上又は健康上の理由や学習する場所などによって、指導時間や教材・教具等が制限される場合、これらの状況等に応じ、各教科等の指導内容を精選したり、教材・教具等の活用を工夫したりすることが重要である。集団への参加や友達とのかわりが少なくなるなどの課題については、コンピュータや情報通信ネットワーク等を活用するなどして、間接的にかかわり合う機会を設けることも考えられる。

指導体制の工夫としては、訪問教育の担当者が、指導内容に応じて専門的な知識や技能を有する教師と連携して訪問教育を進めたり、児童生徒が登校する際に他の教職員と協力したりするなど、学校全体で訪問教育を充実させるよう、校内体制を整備することが大切である。

ポイント解説

< 訪問教育 >

訪問教育とは、障害のため通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対して、教員を派遣して教育を行う場合を指す。訪問先としては、家庭、児童福祉施設、医療機関などがある。

10 情報教育の充実、コンピュータ等の教材・教具の活用

各教科等の指導に当たっては、児童生徒がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、その基本的な操作や情報モラルを身に付け、適切かつ主体的、積極的に活用できるようにするための学習活動を充実することが重要である。

また、児童生徒の障害の状態や特性等に応じて、これらの情報手段に加え、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具を創意工夫するとともに、それらを活用しやすい学習環境を整え、指導の効果を高めるようにすることが大切である。

11 学校図書館の利活用

学校図書館については、教育課程の展開を支える資料センターとしての機能を発揮しつつ、児童生徒が自ら学ぶ学習・情報センターとしての機能と、豊かな感性や情操をはぐくむ読書センターとしての機能を発揮することが求められる。

学校図書館を計画的に利用し、それらの機能の活用を図り、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実することが必要である。

12 指導の評価と改善

障害のある児童生徒の学習を評価する場合、一般に発達が遅れている側面や改善の必要な障害の状態などに着目しがちであるが、障害の有無にかかわらず、児童生徒は様々な可能性を有していることから、児童生徒のもつよい点や可能性、進歩の状況などを積極的に評価し、児童生徒の主体性や意欲を高めるようにすることが重要である。

評価に当たっては、学習の成果だけでなく、学習の過程を一層重視し、教師が自らの指導を振り返り、指導の改善に生かしていくことが特に大切である。その際には、指導内容や児童生徒の特性に応じて、学習の過程の適切な場面で評価を行うことや、教師による評価とともに、児童生徒による相互評価や自己評価などを工夫することが大切である。

13 学校医等との連絡

児童生徒の保健及び安全に留意するためには、養護教諭や学級担任をはじめとして、児童生徒に日常接する教職員の絶えざる観察と情報交換を通じて、児童生徒一人一人の障害の状態を把握することが必要である。

保健及び安全の指導を効果的に進めるためには、学校全体として、組織的、計画的に取り組むことが必要であり、保健主事、養護教諭等を中心として、保健及び安全の指導体制づくりや、学校医等との連絡体制の組織化が必要である。

14 個別の教育支援計画の作成

障害のある子どもについては、教育関係者のみならず、家庭及び地域や医療、福祉、保健、労働等の様々な機関が協力し、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて適切な指導と必要な支援を行うために、個別の教育支援計画を作成する必要がある。(22頁参照)

個別の教育支援計画を作成することにより、小学部入学以前の幼稚園又は幼稚園や医療、福祉等の関係機関における指導や支援の全体像を把握し、関係機関との役割分担を明確にした上で個別の指導計画を作成したり、また、進路先に在学中の指導や支援の状況を引き継ぐ際に、個別の教育支援計画を活用し、関係者間で支援の全体像についての共通理解を図ったりするなど、学校や関係機関における適切な指導や必要な支援に生かすことが大切である。

なお、個別の教育支援計画には、多くの関係者が関与することから、個人情報等の保護に十分留意することが必要である。

ポイント解説

< 個別の教育支援計画 >

平成15年度から実施された障害者基本計画においては、教育、医療、福祉、労働等が連携協力を図り、障害のある子どもの生涯にわたる継続的な支援体制を整え、それぞれの年代における子どもの望ましい成長を促すため、個別の支援計画を作成することが示された。この個別の支援計画のうち、幼児児童生徒に対して、教育機関が中心となって作成するものを「個別の教育支援計画」という。

本県においては、個別の教育支援計画を、その子どもの将来を見据えながら、各年齢段階において、支援の全体像を把握し、関係機関との役割分担を明確にして、適切な指導や必要な支援を検討するために活用する「支援機関一覧」ととらえる。

なお、各年齢段階における具体的な指導や支援については、学校等が作成する個別の指導計画や医療、福祉等の関係機関が作成する個別の支援計画に基づき実施されるものである。

個別の教育支援計画 (例)

[支援機関一覧]

フリガナ氏名(性)	トチギ 柊木 太郎 (男)	生年月日	平成 年 月 日	学校・学年	県立 特別支援学校 高等部 3年
保護者名		住所	〒 - 市 町 番地		電話
障害名(疾病)	知的障害	手帳	療育手帳 (平成 年 月 日)		

	就学前	小学部	中学部	高等部	卒業後
支援窓口	市 児童福祉課 障害福祉課 教育委員会学校教育課	市 児童福祉課 障害福祉課 教育委員会学校教育課	市 児童福祉課 障害福祉課 教育委員会学校教育課	市 児童福祉課 障害福祉課 教育委員会生涯学習課	市 障害福祉課 教育委員会生涯学習課
母子保健	1歳6か月児健康診査 (市保健センター) 3歳児健康診査 (市保健センター) 5歳児発達相談 (市保健センター) 就学時健康診断 (小学校)			この記入例は、高等部段階の生徒のものです。卒業後の想定される支援の状況も含め、記入します。	
医療・福祉	病院(小児科) 担当: リハビリセンター 言語指導担当: 子ども発達センター 発達相談担当: 短期入所(園) 日中一時支援事業 (センター) 療育手帳の交付 (市福祉事務所)	病院(小児科) 担当: リハビリセンター 言語指導担当: 短期入所(園) 日中一時支援事業 (センター) 療育手帳の再判定 (児童相談所)	病院(小児科) 担当: 短期入所(園) 日中一時支援事業 (センター) 療育手帳の再判定 (児童相談所)	病院(小児科) 担当: 短期入所(園) 日中一時支援事業 (センター) 療育手帳の再判定 (児童相談所)	病院(精神神経科) 担当: 短期入所(園) 障害基礎年金の給付 (20歳~) 療育手帳の再判定 (知的障害者更正相談所)
教育・保育	幼稚園 コーディネーター: 担任4歳: 5歳: 特別支援学校 早期教育相談 担当: 市教育委員会 就学相談担当:	県立 特別支援学校 担任 1年: 2年: 3年: 4年: 5年: 6年:	県立 特別支援学校 担任 1年: 2年: 3年:	県立 特別支援学校 担任 1年: 2年: 3年:	卒業後支援 担当: (卒業時担任) (進路指導主事) 同窓会活動
家庭	新聞運び	食事の配膳 玄関の靴揃え	皿洗い 洗濯物たたみ	料理の手伝い 部屋の掃除 風呂洗い	休日の昼食作り 部屋の掃除 洗濯
地域	の会レクリエーション 親子体操教室 コンビニ、スーパーでの買物 図書館	P T A 地域レクリエーション の会 宿泊体験 体操教室 スイミングスクール コンビニ、スーパーでの買物 図書館	P T A 地域レクリエーション の会 宿泊体験 スイミングスクール コンビニ、スーパーでの買物 レンタルDVD・CD 図書館	P T A 地域レクリエーション の会 宿泊体験 ランニングクラブ コンビニ、スーパーでの買物 レンタルDVD・CD 図書館	青年教室 ランニングクラブ コンビニ、スーパーでの買物 レンタルDVD・CD 図書館
労働				障害者就業・生活 支援センター 担当: ハローワーク 担当: 栃木障害者職業センター 担当: 産業現場等における実習 2年: 事業所 3年: 事業所	事業所 就労移行支援事業 担当:

記入・更新 年月日	平成 年 月 日	記入者 所属・氏名	県立 特別支援学校
-----------	----------	-----------	-----------

15 部活動の意義と留意点等

中学部において、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として教育課程との関連が図られるよう留意することが必要である。

各学校が部活動を実施するに当たっては、生徒の障害の状態等に応じて、生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫するとともに、休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすることが大切である。

16 特別支援教育に関するセンターとしての役割

特別支援学校は、小学校又は中学校等の要請により、障害のある児童生徒や担当する教師等に対して必要な助言又は援助を行ったり、地域の実態や家庭の要請等により保護者等に対して教育相談を行ったりするなど、各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めることが必要である。

特別支援学校においては、在籍する児童生徒に対する教育を今後一層充実するとともに、それぞれの地域の実態を適切に把握して、必要とされるセンターとしての機能の充実を図っていくことが大切である。

各学校においては、学校として組織的に取り組むことができるよう校内体制を整備するとともに、他の特別支援学校や小・中学校等との連携の下、それぞれの学校の有する専門性を生かした指導や支援を進めていくことが重要である。

< 学校教育法第74条（助言又は援助） >

特別支援学校においては、第72条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第81条第1項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

第7節 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

1 障害の状態により特に必要がある場合

児童生徒の障害の状態により特に必要がある場合には、次に示すところによるものとする。

(1) 各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができる。

視覚障害：「保健体育」の内容のうちバスケットボール等の学習
聴覚障害：「理科」の内容のうち音に関する学習
肢体不自由：「体育」の内容のうち器械運動等の学習 等

「取り扱わないことができる」とは、履修させなくてもよいことを意味する。

- (2) 各教科の各学年の目標及び内容の全部又は一部を、当該学年の前各学年の目標及び内容の全部又は一部によって、替えることができる。(下学年代替の規定)

本規定は、視覚障害者等である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校において適用される。

小学部第4学年「社会」「理科」 中学部第2学年「数学」	小学部第1学年及び第2学年「生活」 中学部第1学年「数学」等
--------------------------------	-----------------------------------

- (3) 中学部の各教科の目標及び内容に関する事項の全部又は一部を、当該各教科に相当する小学部の各教科の目標及び内容に関する事項の全部又は一部によって、替えることができる。(下学部代替の規定)

視覚障害者等である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校	中学部「国語」 小学部「国語」 中学部「美術」 小学部「図画工作」 中学部「社会」「理科」 小学部「社会」「理科」「生活」等
知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校	中学部「社会」「理科」 小学部「生活」等 「保健体育」 「職業・家庭」

- (4) 視覚障害者等である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部の外国語科については、外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができる。

- (5) 幼稚部教育要領に示す各領域のねらい及び内容の一部を取り入れることができる。

なお、上記の(1)から(5)の規定を適用する際には、取り扱わなかった事項や替えた事項を学年進行とともに、どのように事後措置するかを十分考慮した指導計画を作成することが必要である。特に、系統的な学習を主とする場合には、教材の精選や指導の一貫性に留意するなど、より一層慎重な取扱いが必要である。

2 重複障害者の場合

(1) 知的障害を併せ有する児童生徒の場合

視覚障害者等である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校に就学する児童生徒のうち、知的障害を併せ有する者については、次に示すところによるものとする。

各教科を替える場合

各教科を当該各教科に相当する知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科によって、替えることができる。この場合、教科を替えるので、教科の名称も替えることになる。(知的障害代替の規定)

小学部「社会」「理科」「家庭」 中学部の「技術・家庭」	知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の小学部「生活」 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部「職業・家庭」
--------------------------------	---

なお、本規定と本節の1「障害の状態により特に必要がある場合」の規定を併せて解釈すると、中学部において、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の

小学部の生活科の目標及び内容を導入することも可能である。ただし、この場合、教科の名称を替えることはできない。

各教科の目標及び内容に関する事項の一部を替える場合

各教科の目標及び内容に関する事項の一部を替える場合も、考え方は と同様である。

小学部の外国語活動及び総合的な学習の時間、中学部の外国語科の取扱い

上記の 又は の規定を適用して教育課程を編成する場合、障害の状態によっては、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校と同様の教育課程上の取扱いを必要とすることが考えられる。その場合、小学部においては外国語活動及び総合的な学習の時間を、中学部においては外国語科を設けないことができる。

(2) 重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある児童生徒の場合

重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合には、各教科、道徳、外国語活動、特別活動の目標及び内容に関する事項の一部に替えて、自立活動を主として指導を行うことができる。また、各教科や外国語活動の目標及び内容の全部、総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができる。

なお、道徳及び特別活動については、その目標及び内容の全部を替えることはできない。

自立活動を主とした教育課程（小学部の例）

各教科、道徳、外国語活動、特別活動の目標及び内容に関する事項の一部に替えて、自立活動を主として指導を行う場合

各教科 の一部	道徳	外国語活動	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動
------------	----	-------	-----------	------	------

各教科、道徳、外国語活動、特別活動の目標及び内容に関する事項の一部、総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行う場合

各教科 の一部	道徳	外国語活動	特別活動	自立活動
------------	----	-------	------	------

各教科、外国語活動の目標及び内容の全部に替えて、自立活動を主として指導を行う場合

道徳	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動
----	-----------	------	------

各教科、外国語活動の目標及び内容の全部、総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行う場合

道徳	特別活動	自立活動
----	------	------

3 訪問教育の場合

訪問教育を実施する場合には、本節の1「障害の状態により特に必要がある場合」及び2「重複障害者の場合」に示すところによることができる。

4 重複障害者等に係る授業時数

重複障害者や医療機関に入院している児童生徒の場合又は訪問教育を行う場合について、特に必要があるときは、各学年の総授業時数及び各教科等の年間の授業時数は、いずれも小学校又は中学校に「準ずる」のでなく、各学校で適切に定めることができる。

この場合、児童生徒の実態を的確に把握するとともに、医療上の規制や生活上の規制等も考慮して、どのような教育課程を編成することが最も望ましいかについて総合的に検討する必要がある。

ポイント解説

< 本県における訪問教育の授業時数 >

授業は、年間35週（小学部第1学年は34週）以上にわたって行うように計画する。

授業時数の1単位時間は60分、週当たりの授業時数は6時間（週3回、1回2時間の訪問による指導）年間の授業時数は210時間を標準とし、児童生徒の実態に応じ適切に配当する。

5 学校教育法施行規則に規定されている教育課程の取扱い

(1) 各教科を合わせた指導（第130条第1項）

特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、特に必要がある場合は、第126条から第128条までに規定する各教科又は別表第3及び別表第5に定める各教科に属する科目の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

なお、第53条、第135条（準用規定）の規定「小学校においては、必要がある場合には、一部の各教科について、これらを合わせて授業を行うことができる。」や小学部・中学部学習指導要領の総則には、小学部における合科的・関連的な指導の規定があることにも留意する必要がある。

(2) 各教科等を合わせた指導（第130条第2項）

特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

(3) 特別の教育課程（第131条第1項）

特別支援学校の小学部、中学部又は高等部において、複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合又は教員を派遣して教育を行う場合において、特に必要があるときは、第126条から第129条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

なお、本規定に基づく特別の教育課程を編成するに当たっては、この場合の教科用図書使用に関する定め（第131条第2項）があることに留意する必要がある。

(4) その他

上記の(1)から(3)のほか、教育課程の改善のための研究（第132条）、特別支援学校又は地域の特色を生かした特別の教育課程の編成（第132条の2）の規定がある。

第2編 各教科

第1章 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である 児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科

第1節 各教科の目標及び内容等

小学部においては、各教科の目標、各学年の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校学習指導要領第2章に示されているものに準ずるものとする。

中学部においては、各教科の目標、各学年、各分野又は各言語の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、中学校学習指導要領第2章に示されているものに準ずるものとする。

指導計画の作成と内容の取扱いについては、本章第2節から第5節までに示す指導上の基本的な配慮事項を踏まえるとともに、児童生徒の障害の状態や特性等を十分考慮するものとする。

ポイント解説

<各分野>

社会科： 地理的分野、歴史的分野、公民的分野

保健体育科： 体育分野、保健分野

理科： 第1分野、第2分野

技術・家庭科： 技術分野、家庭分野

<各言語>

外国語科： 英語、その他の外国語

第2節 視覚障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校

1 的確な概念の形成と言葉の活用

児童生徒は、視覚による情報収集が困難なため、限られた情報や経験の範囲内で概念を形成する場合がある。特に実体や具体的経験を伴わない、言葉による説明だけで事物・事象や動作を理解してしまう、いわゆるバーバリズム（唯言語主義）の傾向が見られる。このような傾向を避けるためには、児童生徒の実態に応じて、聴覚、触覚及び保有する視覚を活用して、具体的な事物・事象や動作と言葉とを対応させた指導を行うことが大切である。その場合、見学や調査などの体験的な学習によって経験の拡充を図ったり、観察や実験、操作活動などによって直接体験させ、具体的なイメージを形づくったりすることができるような配慮が必要である。

2 点字や普通の文字の読み書きの指導

点字と普通の文字のどちらを読み書きの常用手段とするかについては、視力や視野の程度、眼疾患の進行状態、学習の効率性、本人の希望や意欲などを判断基準として、医学的、教育的な観点から総合的に判断する必要がある。

(1) 点字を常用して学習する児童生徒に対する指導

点字の指導については、表記法を踏まえた系統的な指導が必要である。また、点字の読み書きを速くする指導も大切であり、特に読みについては、内容を読み取りながら、その先を予測して読み進む方法を併せて指導すると効果的である。

漢字・漢語の指導については、漢字の字義と結び付いた言葉が多い日本語の文章を正しく理解し表現するために重要であり、児童生徒の発達段階や興味・関心、意欲等を考慮して適切に指導することが大切である。また、児童生徒の学習状況等によっては、六点漢字、八点漢字など点字による漢字の表記について指導することも考えられる。

(2) 普通の文字を常用して学習する児童生徒に対する指導

普通の文字の指導については、漢字の読み書きが中心となる。指導に当たっては、漢字を部首に分解し、部首に当たる基本漢字を徹底して指導する方法や漢字の読み書きの誤りの傾向を典型的に整理して指導に生かす方法などがある。また、文章の種類や内容に応じて読み分けることができる方法を身に付けたり、視覚補助具を活用して速く読み書きできるようにしたりすることが大切である。

3 指導内容の精選等

動いているものや遠くにあるものを理解することなど、視覚や触覚によって直接経験することが困難な内容については、児童生徒の視覚障害の状態等を的確に把握し、一人一人の児童生徒に即した指導内容を精選するとともに、基礎的・基本的事項の理解や導入段階の指導に重点を置いて、内容の本質や法則性を具体的に把握できるようにすることが大切である。例えば、体育、保健体育において、児童生徒に各種のボールゲーム等を指導する場合は、視覚的模倣や空間的な把握が困難なことから、ルールの説明や基本動作の習得に重点を置いた指導を十分に行う必要がある。それは、視覚障害のある児童生徒は、初めての内容を理解することには時間を要しても、一度理解してしまえば、それをもとに予測し、演繹的に推論することによって、その後の発展、応用の学習は、容易にできる場合が多いからである。また、指導の順序等を考慮したり観察・実験等の内容や方法を工夫したりして、効果的な学習ができるようにすることも大切である。

4 教材・教具やコンピュータ等の活用

盲児童生徒に対する指導では、次のような点に留意することが必要である。

- ・視覚による情報を聴覚や触覚などでとらえられるようにすること。
- ・聴覚の活用や触覚による観察の方法を身に付けられるようにすること。
- ・視覚的イメージを、どの程度もっているかを把握すること。

したがって、音声教材や凸図や模型などの触覚教材を活用して、視覚的な情報を聴覚や触覚で把握できるようにしたり、モデル実験を行ったりするなど、指導内容・方法を工夫することが大切である。また、情報収集のポイントを明確にし、部分的、継続的な情報を総合して、まず全体像を大まかに把握し、続いて全体像との関連のもとに内容を詳しく理解するというような方法を身に付ける必要がある。

弱視児童生徒に対する指導では、視覚の活用が中心となるが、他の感覚器官の活用も併せて考える必要がある。児童生徒の見え方は様々であり、視力のほかに、視野の広さ、色覚障害の有無、眼振やまぶしさの有無などの影響を受ける。そのため、指導の効果を高めるためには、一人一人に適した大きさの文字や図の拡大教材や各種の弱視レンズ、拡大読書器などの視覚補助具を活用したり、机や書見台、照明器具等を工夫して見やすい環境を整えたりすることが大切である。

また、児童生徒がコンピュータ等の情報機器や障害の状態に対応した周辺機器を活用して、点字と普通の文字との相互変換、ディスプレイ画面上の文字の拡大、文章の音声化などを行ったり、情報通信ネットワークなどを活用したりすることによって、視覚的な情報の収集・発信の困難を補い、問題解決的な学習等に主体的に取り組むことができるようにすることが大切である。

5 見通しをもった学習活動の展開

児童生徒が見通しをもち、意欲的な学習活動を展開するためには、空間や時間の概念を活用して、授業が行われている教室や体育館、校庭等の場の状況や、取り組んでいる学習活動の過程等を的確に把握できるよう十分配慮することが大切である。そのためには、系統的な地図指導や図形指導などによって空間や時間の概念の形成を図ることや、実習や実技などの学習において、自分を基準とした位置関係で周囲の状況を把握したり、時間的な見通しをもって行動したりすることができるように指導することが必要である。

第3節 聴覚障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校

1 言語概念の形成と思考力の育成

言語に関する指導については、国語科を中心として、各教科の指導においても格段の配慮が必要である。言葉の意味を理解したり、それによつて的確な言語概念を形成したり、その指導の過程において言語による思考力を高めたりするためには、具体的経験をいかに言葉で表現し理解できるようにするかが極めて大切なことである。したがって、各教科の指導に当たっては、常に、その基本となる言葉で考える指導に留意し、一人一人の障害の状態や発達の段階等に応じた指導を工夫する必要がある。

2 読書に親しみ書いて表現する態度の育成

児童生徒は、聴覚を通じた情報の獲得が困難であることが多いことから、書かれた文字等を通して情報を収集したり、理解したりすることが必要である。読書活動の活発化を促すことは、間接経験を通じて、児童生徒が視野を広げ、知識を習得し、社会性や人間性を養う上で重要なことである。また、身近な事柄や文字等から得た情報や自分の考えなどを書いて伝えたりすることができるようにするなど書いて表現する力を育成することも重要である。

指導に当たっては、児童生徒が読んで分かり、面白いという実感をもち、また読みたいというような読書に対する意欲や態度が養われるようにすることが必要である。そのためには、児童生徒がどのような読み方をしているのか、読んでいる内容が理解されているのかなどの観点から、適宜、質問をしたり、気付いたことを文などで表現する機会を設けたりするなどして、児童生徒の読書や書くことに対する意欲や興味・関心を的確に把握し、更に児童生徒が自ら読書に親しみ、書いて表現する態度を養うよう配慮することが大切である。

3 指導内容の精選等

各教科の指導計画の作成に当たっては、一人一人の児童生徒の実態に即した指導内容を適切に精選し、指導に生かすようにすることが必要である。その際には、児童生徒が分かることに

支えられて、主体的に学習が進められるよう基礎的・基本的な事項に重点を置いたり、興味・関心のある事項を優先的に取り上げたりするなど、工夫して指導することが大切である。

4 保有する聴覚の活用

児童生徒の保有する聴覚を最大限に活用することは、各教科の指導において、特に配慮が必要である。このため、定期的な聴力測定の実施や補聴器のフィッティングの状態などについて留意するとともに、授業の開始時には、補聴器等の点検を行うなどの配慮が必要である。

5 教材・教具やコンピュータ等の活用

視覚的に情報を獲得しやすい教材・教具を有効に活用するような工夫が必要である。各教科の内容に即した各種の教材・教具を用いて指導する際には、障害の状態や興味・関心等に応じて、発問の方法や表現を配慮したり、板書等を通じて、児童生徒が授業の展開を自ら振り返りができるようなまとめ方の工夫をしたりすることが重要である。

また、視聴覚教材や教育機器、楽しみながら取り組めるようなソフトウェアを使用できるコンピュータ等の情報機器や障害の状態に対応した周辺機器を適切に使用することによって、指導の効果を高めることが大切である。その場合、視覚的に得た情報に基づいて、発問や板書を工夫するなどして児童生徒の話合い活動を重視し、視覚的な情報を言語によって、十分噛み砕き、教科内容の的確な理解を促すよう配慮することが大切である。

6 言葉等による意思の相互伝達

各教科の指導においては、一人一人の児童生徒の聴覚障害の状態等に応じて、様々なコミュニケーション手段を適切に活用した話合い活動を中心に授業が展開されることを通して、学習内容の理解が図られることから、意思の相互伝達が円滑かつ的確に行われ、それが全体として一層活発化されるようにすることが必要である。

このため、児童生徒の障害の状態や発達の段階等に応じて、多様なコミュニケーション手段（聴覚活用、読話、発音・発語、文字、キュード・スピーチ、指文字、手話など）を適切に選択・活用することが大切である。

なお、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得に結び付くように児童生徒の言語力の向上を図るため、意図的・計画的に、後々の学習の基礎となる言語習得や言語概念の形成等に努めることが必要である。

第4節 肢体不自由者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校

1 表現する力の育成

児童生徒は、身体の動きに困難があることから、様々な体験をする機会が不足しがちであり、そのため表現する意欲に欠けたり、表現することを苦手としたりすることが少なくない。表現する力を育成するためには、自分の手で触れたり、実際の場面を見たり、具体物を操作したり、いろいろな素材に親しみ作品を作ったりする体験的な活動を計画的に確保し、表現しようとする意欲を高めることが大切である。そして、個々の児童生徒の言語発達の程度や身体の動きに応じて、表現するために必要な知識、技能、態度及び習慣の育成に努めることが大切である。

2 指導内容の精選等

児童生徒の身体の動きやコミュニケーションの状態等から学習に時間がかかること、自立活動の時間があること、施設等において治療や機能訓練等が行われていることなどの関係から、授業時間が制約される等の理由によって、指導内容の精選が必要となる。

指導内容の精選に当たっては、児童生徒の一人一人の身体の動きの状態や生活経験の程度等の実態を的確に把握し、それぞれの児童生徒にとって、基礎的・基本的な指導内容は何かということを十分見極めることが大切である。また、各教科の目標と指導内容との関連を十分に研究し、その重点の置き方や指導の順序、まとめ方を工夫し、指導の効果を高めるようにすることも必要である。

3 自立活動の時間における指導との関連

各教科、特に、音楽、図画工作、美術、家庭、技術・家庭、体育、保健体育などにおいて、実践的・体験的な活動を展開する際には、身体の動きやコミュニケーション等が困難な状態を改善・克服するように指導や援助を行うことが必要である。そのためには、特に自立活動の時間における指導との密接な関連を図り、一人一人の児童生徒に対する配慮事項を明確にして指導に当たることが大切である。

4 姿勢や認知の特性に応じた指導の工夫

学習活動に応じて、適切な姿勢が保持できるようにすることは、疲労しにくいだけでなく、文字を書く、定規やコンパスを用いるなどの身体の操作が行いやすくなったり、位置、方向、遠近の概念を基礎とする学習内容の理解が深まったりするなど、効果的な学習を行うために重要である。したがって、いすや机の位置及び高さなどを調整することについて、児童生徒の意見を聞きながら工夫するとともに、児童生徒自らがよい姿勢を保つことに注意を向けるよう日ごろから指導することが大切である。

また、認知の特性に応じて、課題を提示するときに、注目すべき所を強調したり、視覚と聴覚の両方を活用できるようにしたりするなど、指導方法を工夫することも大切である。地図や統計、理科の実験などのように、いろいろな要素を考慮する必要がある課題については、一つの要素に着目することや順序立てて考えることなどを繰り返し指導することが必要である。

5 補助用具や補助的手段、コンピュータ等の活用

児童生徒の身体の動きや意思の表出等の状態や、その改善の見通しに基づいて、適切な補助用具や補助的手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導効果を高めることが必要である。

ポイント解説

< 補助用具 >

歩行： つえ、車いす、歩行器 等

筆記： 筆記用自助具、筆記を代替するコンピュータ及び身体の動きの状態に対応した入出力機器 等

< 補助的手段 >

身振り、コミュニケーションボード 等

第5節 病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校

1 指導内容の精選等

児童生徒は種々の要因により、一般に学習時間に制約を受けているほか、学習の空白や遅れ、身体活動の制限等を伴う場合が多い。また、在籍期間がそれぞれ異なる上、小・中学校から転入学してきた児童生徒については、学習の進度等の差が見られる。

各教科の指導計画の作成に当たっては、授業時数の制約をはじめ、児童生徒の病気の状態及び発達の段階や特性等を十分考慮し、教科の特質を踏まえて指導内容を精選し、基礎的・基本的な事項に重点をおいて指導する必要がある。

各教科の指導計画は、指導の効果を高めるために、それぞれの教科独自の目標を目指すとともに、他の教科等との関連を十分図るよう作成する。指導内容の不必要な重複を避けたり、重要な指導内容が欠落しないよう配慮したりするとともに、指導の時期、時間配分、指導方法などに関しても相互の関連を考慮した上で指導計画を立てることが必要である。

また、前籍校での指導内容や学習の進度等を踏まえた指導計画を工夫するなど、指導内容の連続性等に配慮するとともに、病気の状態等の変化については、日ごろから医療機関と連携を密にして、教育活動に必要な情報を入手することが重要である。

2 自立活動の時間における指導との関連

各教科のうち、特に体育科又は保健体育科、理科、家庭科又は技術・家庭科における、心身の活動にかかわる内容の指導に当たっては、自立活動における「病気の状態の理解や生活管理に関すること」、「健康状態の維持・改善に関すること」、「情緒の安定に関すること」などの事項との関連を図り、自立活動の時間における指導と相補い合いながら学習効果を高められるようにする。

ポイント解説

<関連する内容>

小学部	体育科	： 毎日の生活と健康、育ちゆく体とわたし、心の健康、病気の予防
	理科	： 人の体のつくりと運動、人の体のつくりと働き
	家庭科	： 栄養を考えた食事
中学部	保健体育科	： 心身の機能の発達と心の健康、健康な生活と疾病の予防
	技術・家庭科	： 食生活と自立 等

3 体験的な活動における指導方法の工夫

理科の実験や観察、社会科の観察や調査・見学及び家庭科の実習などの体験的な活動を伴う内容を指導する際には、児童生徒の病気の状態や学習環境に応じて、実際に体験できるよう指導方法を工夫し、学習を効果的に行うことが大切である。例えば、食物アレルギーのある児童生徒が調理実習を行う場合、アレルギーを引き起こす材料を別の材料に替え、それに応じた調理方法に変更したり、外出のできない児童生徒には、ベランダや窓辺に置いたプランターの植物を観察させたりするなど、実際に体験し、興味・関心をもって学習できるよう工夫する。病気の状態や指導内容によっては直接的な体験ができない場合があり、その際は、視聴覚教材等を適宜使用するなどして、学習効果を高めるようにすることが大切である。

4 補助用具や補助的手段、コンピュータ等の活用

身体活動の制限や運動・動作に障害がある児童生徒の指導に当たり、児童生徒の実態に応じて、教材・教具を工夫したり、入出力支援機器や電動車いす等の補助用具を活用したりするなどして、学習に自主的に参加し、作業や操作等を行い学習効果が高められるようにすることが大切である。

例えば、視聴覚機器や視聴覚教材を効果的に使用したり、テレビ会議システム等の情報通信ネットワークを活用したりするなど、療養中でも、可能な限り児童生徒が学習できるよう工夫することが必要である。

5 負担過重とならない学習活動

児童生徒の病気の特質や個々の病気の状態等を十分に考慮し、学習活動が負担過重になったり、病気の状態や健康状態の悪化を来したりすることのないようにする必要がある。

ポイント解説

< 指導に当たって考慮すべき点 >

心身症・精神疾患 : 心身の状態が日々変化することが多いため、常に病気の状態を把握し、過度なストレスを与えないなど、適切な対応を行う。

筋ジストロフィー : 衝突や転倒による骨折の防止等に留意する。

アレルギー疾患 : アレルゲン（抗原）となる物質を把握し、適切な対応を行う。
特に、ぜん息については、換気など学習環境に十分に配慮する。

腎臓疾患・心臓疾患 : 活動量や活動時間及び休憩の取り方を適切に定める。

第2章 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科

第1節 各教科の基本的な考え方

1 各教科の考え方

学校教育法施行規則において、小学部及び中学部の各教科の種類が規定されている。さらに、学習指導要領において、知的障害の特徴や学習上の特性等を踏まえ、児童生徒が自立し社会参加するために必要な知識や技能、態度などを身に付けることを重視し、各教科等の目標と内容等が示されている。

ポイント解説

< 知的障害 >

知的障害とは、一般に、認知や言語などにかかわる知的能力や、他人との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについての適応能力が同年齢の児童生徒に求められるほどまでには至っておらず、特別な支援や配慮が必要な状態とされている。また、その状態は、環境的・社会的条件で変わり得る可能性があると言われている。

(1) 各教科の構成と履修

小学部	<ul style="list-style-type: none"> 生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育の6教科で構成。 第1学年から第6学年を通して履修する。
中学部	<ul style="list-style-type: none"> 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業・家庭の8教科に、必要に応じて外国語科を加えて構成。 第1学年から第3学年を通して履修する。 特に必要がある場合には、選択教科として、その他特に必要な教科を設けることができる。

学習指導要領においては、各教科の内容が概括的に示されていることから、各学校が指導計画を作成する際には、児童生徒の知的障害の状態等、学校や地域の実態等に即して、各教科の内容を具体化し、指導内容を設定する必要がある。

(2) 段階による各部の内容構成

各教科の内容は、学年別ではなく、小学部は3段階、中学部は1段階で示されている。その理由は、対象とする児童生徒の学力などが、同一学年であっても、知的障害の状態や経験等が様々であり、個人差が大きいためであり、段階を設けて示した方が、個々の児童生徒の実態等に即し、各教科の内容を選択して指導しやすいからである。

小学部	第1段階	対象	主として、障害の程度が比較的強く、他人との意思の疎通に困難があり、日常生活を営むのにほぼ常時援助を必要とする者。
		内容	知的発達極めて未分化であること、生活経験が少ないことなどから、主として教師の直接的な援助を受けながら、児童が体験したり、基本的な行動の一つ一つを着実に身に付けたりすることをねらいとする内容。
	第2段階	対象	障害の程度は、前段階ほどではないが、他人との意思の疎通に困難があり、日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする者。
		内容	主として教師からの言葉掛けによる援助を受けたり、教師が示した動作や動きを模倣したりするなどして、児童が基本的な行動を身に付けることをねらいとする内容。
	第3段階	対象	障害の程度が比較的軽く、他人との意思疎通や日常生活を営む際に困難が見られるが、前段階の程度までは達せず、適宜援助を必要とする者。
		内容	主として児童が主体的に活動に取り組み、社会生活につながる行動を身に付けることをねらいとする内容。
中学部	内容	小学部3段階の内容の程度を踏まえ、生活年齢に応じながら、主として経験の積み重ねを重視するとともに、他人との意思疎通や日常生活への適応に困難が大きい生徒にも配慮しつつ、生徒の社会生活や将来の職業生活の基礎を育てることをねらいとする内容。	

2 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校における指導の特徴

(1) 知的障害のある児童生徒の学習上の特性等

知的障害のある児童生徒の学習上の特性としては、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場で応用されにくいことや、成功経験が少ないことなどにより、主体的に活動に取り組む意欲が十分に育っていないことなどが挙げられる。また、実際的な生活経験が不足しがちであることから、実際の・具体的な内容の指導が必要であり、抽象的な内容の指導よりも効果的である。特に、知的障害が極めて重度である場合は、視覚障害や聴覚障害、肢体不自由など、他の障害を併せ有することも多いので、より一層のきめ細かな配慮が必要となる。

さらに、教材・教具や補助用具を含めた学習環境の効果的な設定をはじめとして、児童生徒へのかかわり方の一貫性や継続性の確保、在籍する児童生徒に関する周囲の理解などの環境条件も整え、知的障害のある児童生徒の学習活動への主体的な参加や経験の拡大を促していくことも大切である。

このような特性を踏まえ、次のような教育的対応を基本とすることが重要である。

児童生徒の実態等に即した指導内容を選択・組織する。

児童生徒が、自ら見通しをもって行動できるよう、日課や学習環境などを分かりやすくし、規則的でまとまりのある学校生活が送れるようにする。

望ましい社会参加を目指し、日常生活や社会生活に必要な技能や習慣が身に付くよう指導する。

職業教育を重視し、将来の職業生活に必要な基礎的な知識や技能及び態度が育つよう指導する。

生活に結び付いた具体的な活動を学習活動の中心に据え、実際的な状況下で指導する。

生活の課題に沿った多様な生活経験を通して、日々の生活の質が高まるよう指導する。

児童生徒の興味・関心や得意な面を考慮し、教材・教具等を工夫するとともに、目的が達成しやすいように、段階的な指導を行うなどして、児童生徒の学習活動への意欲が育つよう指導する。

できる限り児童生徒の成功経験を豊富にするとともに、自発的・自主的な活動を大切にし、主体的活動を促すよう指導する。

児童生徒一人一人が集団において役割が得られるよう工夫し、その活動を遂行できるよう指導する。

児童生徒一人一人の発達の不均衡な面や情緒の不安定さなどの課題に応じて指導を徹底する。

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、児童生徒の知的障害の状態等に即した教育を進めるため、各教科等(各教科、道徳、特別活動及び自立活動)を合わせて指導を行う場合と、各教科等それぞれの時間を設けて指導を行う場合がある。

各学校においては、児童生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、そうした指導が適切に行われるように指導計画を作成し、指導を行う必要がある。

(2) 各教科等を合わせた指導

各教科等を合わせた指導とは、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の一部又は全部を合わせて指導を行うことをいう。なお、中学部においては、総合的な学習の時間を適切に時間を設けて指導することに留意する必要がある。

日常生活の指導

日常生活の指導は、児童生徒の日常生活が充実し、高まるように日常生活の諸活動を適切に指導するものである。

日常生活の指導では、衣服の着脱、洗面、手洗い、排泄、食事、清潔など基本的な生活習慣の内容や、あいさつ、言葉遣い、礼儀作法、時間を守ること、きまりを守ることなどの日常生活や社会生活において必要で基本的な内容が扱われる。

< 指導に当たって考慮すべき点 >

- ・ 日常生活の自然な流れに沿い、その活動を実際的で必然性のある状況下で行うものであること。
- ・ 毎日反復して行い、望ましい生活習慣の形成を図るものであり、繰り返しながら、発展的に取り扱うようにすること。
- ・ できつつあることや意欲的な面を考慮し、適切な援助を行うとともに、目標を達成していくために、段階的な指導ができるものであること。
- ・ 指導場面や集団の大きさなど、活動の特徴を踏まえ、個々の実態に即した効果的な指導ができるよう計画されていること。

遊びの指導

遊びの指導は、遊びを学習活動の中心に据えて取り組み、身体活動を活発にし、仲間とのかかわりを促し、意欲的な活動をはぐくみ、心身の発達を促していくものである。

遊びの指導では、場や遊具等が限定されることなく、児童が比較的自由に取り組むものから、期間や時間設定、題材や集団構成などに一定の条件を設定し活動するといった比較的制約性が高い遊びまで連続的に設定される。

< 指導に当たって考慮すべき点 >

- ・ 児童が、積極的に遊ぶとする環境を設定すること。
- ・ 教師と児童、児童同士のかかわりを促すことができるよう、場の設定、教師の対応、遊具等を工夫すること。
- ・ 身体活動が活発に展開できる遊びを多く取り入れるようにすること。
- ・ 遊びをできるかぎり制限することなく、児童の健康面や衛生面に配慮しつつ、安全に選べる場や遊具を設定すること。
- ・ 自ら遊びに取り組むことが難しい児童には、遊びを促したり、遊びに誘ったりして、いろいろな遊びが経験できるよう配慮して、遊びの楽しさを味わえるようにしていくこと。

生活単元学習

生活単元学習は、児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的に経験することによって、自立的な生活に必要な事柄を実際の・総合的に学習するものである。そのため、児童生徒の学習活動は、生活的な目標や課題に沿って組織されることが大切である。

指導計画の作成に当たっては、一つの単元が、2、3日で終わる場合もあれば、1学期間、あるいは、1年間続く場合もあるため、年間における単元の配置、各単元の構成や展開について十分検討する必要がある。

< 指導計画の作成に当たって考慮すべき点 >

- ・単元は、実際の生活から発展し、児童生徒の知的障害の状態等や興味・関心などに応じたものであり、個人差の大きい集団にも適合するものであること。
- ・単元は、必要な知識・技能の獲得とともに、生活上の望ましい習慣・態度の形成を図るものであり、身に付けた内容が生活に生かされるものであること。
- ・単元は、児童生徒が目標をもち、見通しをもって、単元の活動に積極的に取り組むものであり、目標意識や課題意識を育てる活動をも含んだものであること。
- ・単元は、一人一人の児童生徒が力を発揮し、主体的に取り組むとともに、集団全体で単元の活動に共同して取り組めるものであること。
- ・単元は、各単元における児童生徒の目標あるいは課題の成就に必要なかつ十分な活動で組織され、その一連の単元の活動は、児童生徒の自然な生活としてのまとまりのあるものであること。
- ・単元は、豊かな内容を含む活動で組織され、児童生徒がいろいろな単元を通して、多種多様な経験ができるよう計画されていること。

作業学習

作業学習は、作業活動を学習活動の中心にしながら、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するものである。

作業学習で取り扱われる作業活動の種類は、農耕、園芸、紙工、木工、縫製、織物、金工、窯業、セメント加工、印刷、調理、食品加工、クリーニング、販売、清掃、接客など多種多様である。

中学部の職業・家庭に示す「産業現場等における実習」を、他の教科等と合わせて実施する場合は、作業学習として位置付けられる。その場合、産業現場等における実習については、現実的な条件下で、生徒の職業適性等を明らかにし、職業生活ないしは社会生活への適応性を養うことを意図して実施するとともに、各教科等の広範な内容が包含されていることに留意する必要がある。

産業現場等における実習の実施に当たっては、保護者、事業所及び公共職業安定所などの関係機関等との密接な連携を図り、綿密な計画を立てることが大切である。また、実習中の巡回指導についても適切に計画する必要がある。

< 指導に当たって考慮すべき点 >

- ・生徒にとって教育的価値の高い作業活動等を含み、それらの活動に取り組む喜びや完成の成就感が味わえること。
- ・地域性に立脚した特色をもつとともに、原料・材料が入手しやすく、持続性のある作業種を選定すること。
- ・生徒の実態に応じた段階的な指導ができるものであること。
- ・知的障害の状態等が多様な生徒が、共同で取り組める作業活動を含んでいること。
- ・作業内容や作業場所が安全で衛生的、健康的であり、作業量や作業の形態、実習期間などに適切な配慮がなされていること。
- ・作業製品等の利用価値が高く、生産から消費への流れが理解されやすいものであること。

(3) 教科別の指導

教科別の指導とは、教科ごとの時間を設けて、指導を行うことをいう。

教科別の指導を計画するに当たっては、教科別の指導で扱う内容について、一人一人の児童生徒の興味・関心、学習状況、生活経験等の実態に合わせて、個別的に選択・組織しなければならない。

また、指導に当たっては、学習指導要領における各教科の目標を踏まえ、児童生徒の実態に合わせて、適切な授業を創意工夫する必要がある。学習活動に生活的なねらいをもたせ、児童生徒の実態に即して、生活に即した活動を十分に取り入れつつ、段階的に指導する必要がある。特に、児童生徒の個人差が大きい場合には、それぞれの教科の特質や指導内容に応じて小集団を編成し個別的な手立てを講じるなどして、個に応じた指導を徹底する必要がある。

指導計画を作成するに当たっては、他の教科、道徳、総合的な学習の時間(小学部を除く。)、特別活動及び自立活動との関連、また、各教科等を合わせた指導との関連を図るとともに、児童生徒が習得したことを実際の生活に役立てるようにする必要がある。

(4) 領域別の指導

領域別の指導とは、道徳、特別活動及び自立活動の時間を設けて、指導を行うことをいう。

道徳

道徳の指導においては、個々の児童生徒の興味・関心や生活に結び付いた具体的な題材を設定し、実際の活動を取り入れたり、視聴覚機器を活用したりするなどの一層の工夫を行い、道徳的実践力を身に付けるよう指導することが大切である。

特別活動

特別活動の指導に当たっては、個々の児童生徒の実態、特に学習上の特性等を十分に考慮し、適切に創意工夫する必要がある。

特別活動の指導を計画するに当たっては、各教科、道徳、自立活動及び総合的な学習の時間(小学部を除く。)との関連を図るとともに、小・中学校の児童生徒等及び地域の人々と活動を共にする機会を設けるよう配慮することも大切である。

自立活動

自立活動の指導は、個別の指導計画に基づいて、学習上の特性等を踏まえながら指導を進める必要がある。特に、自立活動の時間を設けて行う場合は、個々の児童生徒の知的障害の状態等を十分考慮し、個人あるいは小集団で指導を行うなど、効果的な指導を進めるようにすることが大切である。

第2節 各教科の目標及び内容

学校全体として一貫性のある教育課程を編成するためには、各部間の連続性、発展性を十分考慮する必要があることから、本節では、小学部から高等部までの目標及び内容を掲げてある。

1 生活

学部・段階 目標・内容	小学部		
	第1段階	第2段階	第3段階
【目標】	日常生活の基本的な習慣を身に付け、集団生活への参加に必要な態度や技能を養うとともに、自分と身近な社会や自然とのかかわりについて関心を深め、自立的な生活をするための基礎的能力と態度を育てる。		
【内容】			
1 基本的な生活習慣 食事、用便、寝起き、清潔、身の回りの整理、身なり	日常生活に必要な身辺処理を求めたり、教師と一緒にいったりする。	教師の援助を受けながら日常生活に必要な身辺処理をする。	日常生活に必要な身辺処理を自分でする。
2 健康・安全 健康管理、危険防止、交通安全、避難訓練	教師と一緒に健康で安全な生活をする。	教師の援助を受けながら健康で安全な生活をする。	健康や身体の変化に関心をもち、健康で安全な生活をするように心掛ける。
3 遊び いろいろな遊び、遊具の後片付け	教師や友達と同じ場所で遊ぶ。	教師や友達と簡単なきまりのある遊びをする。	友達とかかわりをもち、きまりを守って仲良く遊ぶ。
4 交際 自分自身と家族、身近な人との交際、電話や来客の取次ぎ、気持ち伝える対応	教師と一緒に身近な人に簡単なあいさつをする。	教師の援助を受けながら身近な人にあいさつや話をするなどのかかわりをもつ。	身近な人と自分とのかかわりが分かり、簡単な応対などをする。
5 役割 集団の参加や集団内での役割、地域の行事への参加、共同での作業と役割分担	教師と一緒に集団活動に参加する。	集団活動に参加し、簡単な係活動をする。	進んで集団生活に参加し、簡単な役割を果たす。
6 手伝い・仕事 手伝い、整理整頓、戸締まり、掃除、後片付け	教師と一緒に簡単な手伝いや仕事をする。	教師の援助を受けながら簡単な手伝いや仕事をする。	日常生活で簡単な手伝いや仕事を進んでする。
7 きまり 自分の物と他人の物の区別、学校のきまり、日常生活のきまり、マナー	教師と一緒に日常生活の簡単なきまりに従って行動する。	日常生活に必要な簡単なきまりやマナーに気付き、それらを守って行動する。	日常生活に必要な簡単なきまりやマナーが分かり、それらを守って行動する。
8 日課・予定 日課・予定	教師と一緒に日課に沿って行動する。	教師の援助を受けながら日課に沿って行動する。	日常生活でのおよその予定が分かり、見通しをもって行動する。
9 金銭 金銭の扱い、買い物、自動販売機等の利用	教師と一緒に簡単な買い物をする。	決まった額の買い物をして、金銭の必要なことが分かる。	簡単な買い物をして、金銭の取扱いに慣れる。
10 自然 自然との触れ合い、動物の飼育・植物の栽培、季節の変化と生活	身近な自然の中で、教師と一緒に遊んだり、自然や生き物に興味や関心をもったりする。	身近な自然の中で遊んだり、動植物を育てたりして自然や生き物への興味や関心を深める。	身近な自然の事物・現象に興味や関心を深め、その特徴や変化の様子を知る。
11 社会の仕組み 家族・親戚・近所の人、いろいろな店、社会の様子	家族や家の近所などの様子に興味や関心をもつ。	家族の役割や身近な地域の様子に興味や関心をもち、自分と家庭や社会とのかかわりに気付く。	家庭や社会の様子に興味や関心を深め、その働きを知る。
12 公共施設 公園や遊園地などの利用、公共施設の利用、交通機関の利用	身近な公共施設や公共物などを教師と一緒に利用する。	教師の援助を受けながら身近な公共施設や公共物などを利用する。	身近な公共施設や公共物などを利用し、その働きを知る。

2 国語

学部・ 目標・ 内容	小学部			中学部	高等部	
	第1段階	第2段階	第3段階		第1段階	第2段階
【目 標】	日常生活に必要な国語を理解し、伝え合う力を養うとともに、それらを表現する能力と態度を育てる。			日常生活に必要な国語についての理解を深め、伝え合う力を高めるとともに、それらを活用する能力と態度を育てる。	生活に必要な国語についての理解を深め、伝え合う力を高めるとともに、それらを適切に活用する能力と態度を育てる。	
【内 容】						
1 聞く・話す	教師の話を読んだり、絵本などを読んでもらったりする。	教師や友達などの話し言葉に慣れ、簡単な説明や話し掛けが分かる。	身近な人の話を聞いて、内容のあらましが分かる。	話のおよその内容を聞き取る。	話の内容の要点を落とさないように聞き取る。	話し手の意図や気持ちを考えながら、話の内容を適切に聞き取る。
	教師などの話し掛けに応じ、表情、身振り、音声や簡単な言葉で表現する。	見聞きしたことなどを簡単な言葉で話す。	見聞きしたことなどのあらまじや自分の気持ちなどを教師や友達と話す。	見聞きしたことや経験したこと、自分の意見などを相手に分かるように話す。	目的や場に応じて要点を落とさないように話す。	自分の立場や意図をはっきりさせながら、相手や目的、場に応じて適切に話す。
2 読む	教師と一緒に絵本などを楽しむ。	文字などに関心を持ち、読もうとする。	簡単な語句や短い文などを正しく読む。	簡単な語句、文及び文章などを正しく読む。	いろいろな語句、文及び文章を正しく読み、内容を読み取る。	目的や意図などに応じて文章の概要や要点などを適切に読み取る。
3 書く	いろいろな筆記用具を使って書くことに親しむ。	文字を書くことに興味をもつ。	簡単な語句や短い文を平仮名などで書く。	簡単な手紙や日記などの内容を順序立てて書く。	手紙や日記などを目的に応じて正しく書く。	相手や目的に応じていろいろな文章を適切に書く。

3 算数 / 数学

学部・ 目標・ 内容	小学部			中学部	高等部	
	第1段階	第2段階	第3段階		第1段階	第2段階
【目 標】	具体的な操作などの活動を通して、数量や図形などに関する初歩的なことを理解し、それらを扱う能力と態度を育てる。			日常生活に必要な数量や図形などに関する初歩的な事柄についての理解を深め、それらを扱う能力と態度を育てる。	生活に必要な数量や図形などに関する理解を深め、それらを活用する能力と態度を育てる。	
【内 容】						
1 数量の基礎・数と計算	具体物があることが分かり、見分けたり、分類したりする。	身近にある具 体物を数える。	初歩的な数の概念を理解し、簡単な計算をする。	日常生活における初歩的な数量の処理や計算をする。	日常生活に必要な数量の処理や計算をする。	生活に必要な数量の処理や計算をする。
2 量と測定	身近にあるものの大小や多少などに関心をもつ。	身近にあるものの長さやかさなどを比較する。	身近にあるものの重さや広さなどが分かり、比較する。	長さ・重さなどの単位が分かり、測定する。	長さ・重さなどの単位の関係が分かり、測定する。	長さ・重さ・量などの測定方法を理解し、活用する。
3 図形・数量関係	身近にあるものの形の違いに気付く。	基本的な図形や簡単な図表に関心をもつ。	基本的な図形が分かり、その図形を描いたり、簡単な図表を作ったりする。	図形の特徴や図表の内容を理解し、作成する。	図形を正しく作図したり、表やグラフを工夫して作ったりする。	様々な図形、表やグラフを理解し、工夫して使う。
4 実務		一日の時の移り変わりに気付く。	時計や暦に関心をもつ。	金銭や時計・暦などの使い方に慣れる。	金銭や時計・暦などの正しい使い方が分かる。	生活に必要な金銭や時計・暦などを工夫して使う。

4 音楽

学部・ 目標・ 内容	小学部			中学部	高等部	
	第1段階	第2段階	第3段階		第1段階	第2段階
【目標】	表現及び鑑賞の活動を通して、音楽についての興味や関心を持ち、その美しさや楽しさを味わうようにする。			表現及び鑑賞の能力を培い、音楽についての興味や関心を深め、生活を明るく楽しいものにする態度と習慣を育てる。	表現及び鑑賞の能力を伸ばし、音楽活動への意欲を高めるとともに、生活を明るく楽しいものにする態度と習慣を育てる。	
【内容】 1 音楽遊び	音楽が流れている中で体を動かして楽しむ。 音の出るおもちゃで遊んだり、扱いやすい打楽器などでいろいろな音を鳴らしたりして楽しむ。					
2 鑑賞	好きな音や音楽を聴いて楽しむ。			いろいろな音楽を楽器の音色などに関心をもって聴く。	いろいろな音楽をその美しさなどを感じ取りながら鑑賞する。	いろいろな音楽をその美しさなどを味わいながら鑑賞する。
3 身体表現	友達や教師とともに簡単なリズムの特徴を感じ取って身体を動かす。			音楽を聴いて感じたことを動作で表現したり、リズムに合わせて身体表現をしたりする。	音楽を聴いて曲の特徴などを感じ取り、創造的に身体表現をしたりする。	音楽を聴いて感じたイメージを創造的に身体表現する。
4 器楽	打楽器などを使ってリズム遊びや簡単な合奏をする。			打楽器や旋律楽器などを使って、自由に演奏したり、合奏や独奏をしたりする。	打楽器や旋律楽器などに親しみ、その演奏の仕方に慣れ、気持ちを込めて合奏や独奏をする。	打楽器、旋律楽器などの演奏の仕方に慣れ、楽器の特色や音色を生かしながら合奏や独奏をする。
5 歌唱	好きな歌ややさしい旋律の一部分を楽しく歌う。			歌詞やリズムなどに気を付けて、独唱、斉唱、簡単な輪唱などをする。	歌詞の内容を感じ取って、独唱、斉唱、簡単な合唱などをする。	独唱、斉唱、二部合唱、オペレッタなどによる表現に慣れ、歌詞の内容や曲想などを味わいながら歌う。

5 図画工作 / 美術

学部・ 目標・ 内容	小学部			中学部	高等部		
	第1段階	第2段階	第3段階		第1段階	第2段階	
【目 標】	初歩的な造形活動によって、造形表現についての興味や関心を持ち、表現の喜びを味わうようにする。			造形活動によって、表現及び鑑賞の能力を培い、豊かな情操を養う。	造形活動によって、表現及び鑑賞の能力を高め、豊かな情操を養う。		
【内 容】	造 形 遊 び	かいたり、つくったり、飾ったりすることに関心をもつ。	見たことや感じたことを絵にかいたり、つくったり、それを飾ったりする。	見たこと、感じたことや想像したことを、工夫して絵にかいたり、つくったり、それを飾ったり、使ったりする。	経験や想像をもとに、計画を立てて、絵をかいたり、作品をつくったり、それらを飾ったりする。	経験や想像をもとに創造的に絵をかいたり、作品をつくったり、それらを飾ったりする。	経験や想像をもとに、様々な技法などを用いて、創造的に絵をかいたり、作品をつくったり、それらを飾ったりする。
2 材料・用具			粘土、クレヨン、はさみ、のりなどの身近な材料や用具を親しみながら使う。	いろいろな材料や用具を工夫しながら、目的に合わせて使う。	いろいろな材料や用具などの扱い方を理解して使う。	いろいろな材料の性質や用具などの扱い方を理解し、工夫して使う。	いろいろな材料の性質や用具などの扱い方を理解し、適切に使う。
3 鑑賞				友達と作品を見せ合ったり、造形品などの形や色、表し方の面白さなどに気付いたりする。	自然や造形品の美しさなどに親しみをもつ。	自然や優れた造形品を鑑賞し、その美しさなどを味わう。	自然や優れた造形品を鑑賞し、美しさなどとともに、地域の伝統工芸品に関心をもつ。

6 体育 / 保健体育

学部・ 目標・ 内容	小学部			中学部	高等部	
	第1段階	第2段階	第3段階		第1段階	第2段階
【目標】	適切な運動の経験を通して、健康の保持増進と体力の向上を図り、楽しく明るい生活を営む態度を育てる。			適切な運動の経験や健康・安全についての理解を通して、健康の保持増進と体力の向上を図るとともに、明るく豊かな生活を営む態度を育てる。	適切な運動の経験や健康・安全についての理解を通して、心身の調和的発達を図り、明るく豊かな生活を営む態度と習慣を育てる。	
【内容】 1 基本的な運動	教師と一緒に、楽しく手足を動かしたり、歩く、走るなどの基本的な運動をしたりする。	歩く、走る、跳ぶなどの基本的な運動に慣れる。	歩く、走る、跳ぶなどの基本的な運動を姿勢や動きを変えなどしていろいろな方法で行う。	/		
2 いろいろな運動 (運動遊び)	いろいろな器械・器具・用具を使った遊び、表現遊び、水遊びなどを楽しく行う。 (運動遊び)	いろいろな器械・器具・用具を使った運動、表現運動、水の中での運動などに親しむ。	いろいろな器械・器具・用具を使った運動、表現運動、水の中での運動などをする。	体づくり運動、簡単なスポーツ、ダンスなどの運動をする。	体づくり運動、いろいろなスポーツ、ダンスなどの運動をする。	体づくり運動、いろいろなスポーツ、ダンスなどの運動を通して、体力や技能を高める。
3 きまり (きまり・安全)	簡単な合図や指示に従って、楽しく運動をする。	簡単なきまりを守り、友達とともに安全に運動をする。 (きまり・安全)	いろいろなきまりを守り、友達と協力して安全に運動をする。 (きまり・安全)	きまりや簡単なスポーツのルールなどを守り、友達と協力して安全に運動をする。	きまりやいろいろなスポーツのルールなどを守り、友達と協力して安全に運動をする。	きまりやいろいろなスポーツのルールなどを守り、友達と協力し、進んで安全に運動をする。
4 保健	/			自分の発育・発達に関心をもったり、健康・安全に関する初歩的な事柄を理解したりする。	心身の発育・発達に関心をもち、生活に必要な健康・安全に関する事柄を理解する。	心身の発育・発達に応じた適切な行動や生活に必要な健康・安全に関する事柄の理解を深める。

7 社会

目標・内容	学部	中学部		目標・内容	学部・段階	高等部	
						第1段階	第2段階
【目標】		社会の様子、働きや移り変わりについての関心と理解を深め、社会生活に必要な基礎的な能力と態度を育てる。		【目標】		社会の様子、働きや移り変わりについての関心と理解を一層深め、社会生活に必要な能力と態度を育てる。	
【内容】				集団生活と役割・責任		相手や自分の立場を理解し、互いに協力して役割や責任を果たす。	個人と社会の関係が分かり、社会の一員としての自覚をもつ。
1 集団生活ときまり		集団生活の中での役割を理解し、自分の意見を述べたり、相手の立場を考えたりして、互いに協力し合う。社会生活に必要ないろいろなきまりがあることを知り、それらを守る。		きまり		社会や国にはいろいろなきまりがあることを知り、それらを適切に守る。	社会の慣習、生活に関係の深い法や制度を知り、必要に応じて生活に生かす。
2 公共施設		日常生活に関係の深い公共施設や公共物などの働きが分かり、それらを利用する。		公共施設		生活に関係の深い公共施設や公共物などの働きを理解し、それらを適切に利用する。	公共施設や公共物などの働きについての理解を深め、それらを適切に利用する。
3 社会の出来事		日常生活で経験する社会の出来事や情報メディアなどに興味や関心を持ち、生産、消費などの経済活動に関する初歩的な事柄を理解する。		社会的事象		政治、経済、文化などの社会的事象や情報メディアなどに興味や関心を持ち、生産、消費などの経済活動に関する基本的な事柄を理解する。	政治、経済、文化などの社会的事象や情報メディアなどに興味や関心を深め、生産、消費などの経済活動に関する事柄を理解する。
4 地域の様子や社会の変化		自分が住む地域を中心に、我が国のいろいろな地域の様子や社会の移り変わりに関心をもつ。		我が国の地理・歴史		我が国のいろいろな地域の自然や生活の様子を理解し、社会の変化や伝統に関心をもつ。	地図や各種の資料などを活用し、我が国のいろいろな地域の自然や生活の様子、社会の変化や伝統を知る。
5 外国の様子		外国の様子や世界の出来事などに興味や関心をもつ。		外国の様子		外国の自然や人々の生活の様子、世界の出来事に関心をもつ。	各種の資料を活用し、外国の自然や人々の生活の様子、世界の出来事について知る。

8 理科

目標・内容	学部・段階	中学部		目標・内容	学部・段階	高等部	
						第1段階	第2段階
【目標】		日常生活に関係の深い自然の仕組みや働きなどに関する初歩的な事柄についての理解を図り、科学的な見方や考え方を養うとともに、自然を大切に育てる。		【目標】		自然の仕組みや働きなどについての理解を深め、科学的な見方や考え方を養うとともに、自然を大切に育てる。	
【内容】				1 人体		人の体の主なつくりや働きを理解する。	人の体の主なつくりや働きについての理解を深めるとともに、人の成長や環境とのかかわりについて関心をもつ。
1 人体		人の体の主なつくりや働きに関心をもつ。		2 生物		生物の特徴、その成長や活動の様子について理解し、生命の大切なことを知る。	生物とそれを取り巻く自然環境についての理解を深め、生命の大切なことを知る。
2 生物		身近な生物の特徴、その成長及び活動の様子に関心をもつ。		3 事物や機械		生活に関係のある物質の性質や機械・器具の構造及び働きについて理解し、適切に取り扱う。	様々な物質の性質や機械・器具の種類、構造及び働きについて理解し、適切に取り扱う。
3 事物や機械		日常生活に関係の深い事物や機械・器具の仕組みと扱いについての初歩的な知識をもつ。		4 自然		自然の事物・現象についての初歩的な理解を図るとともに、自然と生活との関係を理解する。	自然の事物・現象についての理解を図るとともに、自然と生活との関係について理解を深める。
4 自然		自然の事物・現象についての興味を広げ、日常生活との関係を知る。					

9 職業・家庭 / 職業 / 家庭

学部 目標・ 内容	学部「職業・家庭」	学部・ 目標・ 段階 内容	高等部「職業」		学部・ 目標・ 段階 内容	高等部「家庭」	
			第1段階	第2段階		第1段階	第2段階
【目標】	明るく豊かな職業生活や家庭生活が大切なことに気付くようにするとともに、職業生活及び家庭生活に必要な基礎的な知識と技能の習得を図り、実践的な態度を育てる。	【目標】	勤労の意義について理解するとともに、職業生活に必要な能力を高め、実践的な態度を育てる。		【目標】	明るく豊かな家庭生活を営む上に必要な能力を高め、実践的な態度を育てる。	
【内容】							
1 働くことの意義	働くことに興味をもち、作業や実習に参加し、働く喜びを味わう。	働くことの意義	働くことの意義を理解し、作業や実習に取り組み、働く喜びを味わう。	働くことの意義について理解を深め、積極的に作業や実習に取り組み、職場に必要な態度を身に付ける。			
2 職業に関する基礎的な知識	職業に就くためには、基礎的な知識と技能が必要であることを理解する。	職業に関する知識	適切な進路選択のために、いろいろな職業や職業生活について知る。	職業生活に必要な実際的な知識を深める。			
3 道具・機械等の取扱いや安全・衛生	道具や機械、材料の扱いなどが分かり、安全や衛生に気を付けながら作業や実習をする。	道具・機械等の取扱いや安全・衛生	道具や機械の操作に慣れるとともに、材料や製品の扱い方を身に付け、安全や衛生に気を付けながら作業や実習をする。	いろいろな道具や機械の仕組み、操作などを理解し、材料や製品の管理を適切に行い、安全や衛生に気を付けながら正確に効率よく作業や実習をする。	道具・器具等の取扱いや安全・衛生	家庭生活で使用する道具や器具などの正しい使い方が分かり、安全や衛生に気を付けながら実習をする。	家庭生活で使用する道具や器具を効率的に使用し、安全や衛生に気を付けながら実習をする。
4 役割	自分の役割を理解し、他の者と協力して作業や実習をする。	役割	自分の分担に責任をもち、他の者と協力して作業や実習をする。	作業の工程全体を理解し、自分の分担に責任をもち、他の者と協力して作業や実習をする。			
5 産業現場等における実習	産業現場等における実習を通して、いろいろな職業や職業生活、進路に関心をもつ。	産業現場等における実習	産業現場等における実習を通して、実際的な職業生活を経験する。	産業現場等における実習を通して、職業生活に必要な事柄を理解する。			

6 家庭の役割	家族がそれぞれの役割を分担していることを理解し、楽しい家庭づくりをするために協力する。				家庭の役割	家族がそれぞれの役割を果たしていることを理解し、楽しい家庭づくりのための自分の役割を果たす。	家庭の機能や家族の役割を理解し、楽しい家庭づくりのために積極的に役割を果たす。
7 家庭に関する基礎的な事項	家庭生活に必要な衣服とその着方、食事や調理、住まいや暮らし方などに関する基礎的な知識と技能を身に付ける。				家庭生活に関する事項	被服、食物、住居などに関する実習を通して、実践的な知識と技能を習得する。	被服、食物、住居などに関する実習を通して、健康で安全な生活に必要な実践的な知識と技能を習得する。
					保育や家庭看護	保育や家庭看護などに関心をもつ。	保育や家庭看護などに関する基礎的な知識と技能を習得する。
8 情報	職業生活や家庭生活中で使われるコンピュータ等の情報機器の初歩的な扱いに慣れる。	機械・情報機器	職場で使われる機械やコンピュータ等の情報機器などの簡単な操作をする。	職場で使われる機械やコンピュータ等の情報機器などの操作をする。			
9 余暇	家庭生活における余暇の過ごし方が分かる。	健康管理・余暇	職業生活に必要な健康管理や余暇の有効な過ごし方が分かる。	職業生活に必要な健康管理や余暇の計画的な過ごし方についての理解を深める。			

10 外国語

学部 目標・ 内容	中学部	学部・ 段階 目標・ 内容	高等部	
			第1段階	第2段階
【目標】	外国語に親しみ、簡単な表現を通して、外国語や外国への関心を育てる。	【目標】	外国語でコミュニケーションを図る基礎的な能力や態度を育てるとともに、外国語や外国への関心を深める。	
【内容】	身近な生活の中で見聞きする英語に興味や関心をもつ。 簡単な英語を使って表現する。			
1 英語とその表現への興味や関心		会話	簡単な英語を使って表現したり、やりとりしたりする。	初歩的な英語を使って簡単な会話をする。
2 英語での表現		読む・書く	簡単な語、句、文に興味や関心をもつ。	簡単な語、句、文を書いたり読んだりする。
		語や句などの意味	日常生活の中で見聞きする語や句の意味を知る。	簡単な語、句、文の意味を知る。

第3節 指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱い

1 具体的な指導内容の設定

指導計画の作成に当たっては、一人一人の児童生徒の知的障害の状態、生活経験の内容や程度、興味・関心、対人関係の広がりや適応の状態等を考慮しながら、各教科に示された内容を選定することが大切である。そして、その選定された内容を適切に組み合わせるなどして具体的な指導内容を設定し、児童生徒の学習上の特性等を考慮しながら、単元等としてまとめて取り上げ、配列することが重要である。指導に際しては、ねらいを明確にしつつ、より具体的な指導内容を設定することが必要である。

2 生活に結び付いた指導

生活に結び付いた効果的な指導を行うため、児童生徒の実態に応じて設定した指導内容が、日々の生活に結び付いた学習活動として展開されるように指導計画を作成する必要がある。児童生徒の興味・関心を考慮しつつ、家庭生活や社会生活に即した活動を取り入れたり、生活に十分生かせるように継続的な取組にしたりするなど、指導方法を工夫することが大切である。

また、児童生徒が見通しをもって、意欲的に学習活動に取り組むことができるようにするため、分かりやすく活動の予定を示したり、活動を一定期間、繰り返したりすることなどの工夫を行うとともに、成就感や満足感を味わいながら、様々な活動への意欲を高め、主体的に生活しようとする態度を身に付けられるようにすることが重要である。併せて、各種の資格などに関心がもてるようにすることも大切である。

3 学習環境の整備

児童生徒が、生活の流れに沿って、一連の活動に見通しをもって意欲的に学習に取り組めるようにするためには、環境の設定を工夫する必要がある。特に、安全な環境を整えることが重要であり、児童生徒の障害の状態等や成長発達とともに活動範囲が広がることを考慮し、児童生徒が危険な場所や状況を把握したり、判断したり、予測したり、回避したりすることができるよう安全に関する十分な指導を進めるとともに、教室の中の遊具や物品、校庭の遊具や設備、通学路などの安全点検を十分に行うことが大切である。また、学習活動においても、機械や物品の取扱いなどに留意するとともに、衛生にも配慮して指導を行うことが大切である。

4 家庭等との連携

児童生徒の基本的な生活習慣の確立を図り、生活経験を広げ生活する様々な技能を高めていくためには、学校における指導内容・方法について家庭等との連携を図ることが重要である。特に、学校での学習内容については、家庭生活を含む日常生活の様々な場面で、それを深めたり、生活の範囲を広げたり、生活を高めたりすることにつながるよう指導することが重要である。

5 教材・教具やコンピュータ等の活用

児童生徒の障害の状態等に応じて、使いやすく効果的な教材・教具を用意したり、実生活への活用がしやすくなるように、実際に使用する用具等を使ったりすることが重要である。また、補助用具の活用に当たっては、児童生徒の活動を効果的に補助したり、もてる力を十分に発揮したりすることができるようにするための工夫が必要である。さらに、コンピュータ等の情報機器などの活用については、児童生徒の障害の状態や経験等を考慮しつつ、適切な機器を選択して、効果的な活用が図られるようにすることが大切である。

第3編 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動

第1章 道徳

小学部又は中学部の道徳の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小学校学習指導要領第3章又は中学校学習指導要領第3章に示されているものに準ずるほか、本章第2節に示す特別支援学校における配慮事項によるものとする。

第1節 目標及び内容

1 道徳教育の目標

道徳教育の目標については、小学校学習指導要領又は中学校学習指導要領の「第1章 総則」にその理念が示され、それを受けて「第3章 道徳」で、道徳性の諸様相が示されている。これらに示された道徳教育の目標は、学校における全体的な道徳教育の目標である。

<第1章 総則>

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

<第3章 道徳>

道徳教育の目標は、第1章総則の第1の2に示すところにより、学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこととする。

なお、道徳性を構成する諸様相については、次のとおりである。これらは、相互に深く関連しながら全体を構成しているものである。

- ・道徳的心情：道徳的価値の大切さを感じ取り、善を行うことを喜び、悪を憎む感情
- ・道徳的判断力：それぞれの場面において善悪を判断する能力
- ・道徳的実践意欲：道徳的心情や道徳的判断力を基盤とし道徳的価値を実現しようとする意志の働き
- ・道徳的態度：道徳的心情、道徳的判断力、道徳的実践意欲に裏付けられた具体的な道徳的行為への身構え

2 道徳の時間の目標

道徳の時間の目標は、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要の時間の目標として、次のように示している。

道徳の時間においては、以上の道徳教育の目標に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、道徳的実践力を育成するものとする。

3 内容

道徳教育の内容は、学校の教育活動全体の中で、様々な場や機会をとらえ、多様な方法によって進められる学習を通して、児童生徒自らが調和的な道徳性をはぐくむためのものである。

道徳の内容項目は、児童生徒の道徳性を次の四つの視点からとらえ、発達的特質に応じて学年段階ごとに示している。(53～54頁参照)

- (1) 主として自分自身に関すること。
- (2) 主として他の人とのかかわりに関すること。
- (3) 主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること。
- (4) 主として集団や社会とのかかわりに関すること。

各学年段階においては、四つの視点の相互関連を考慮するとともに、小学部の6年間及び中学部の3年間を視野に入れ、常に全体の構成や発展性を考慮しながら、すべての内容項目について適切に指導することが大切である。

第2節 指導計画の作成と内容の取扱い

1 道徳教育の全体計画

各学校においては、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師(道徳教育推進教師)を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開するため、道徳教育の全体計画とそれに基づく道徳の時間の年間指導計画を作成する必要がある。

道徳教育の全体計画は、学校における道徳教育の基本的な方針を示すとともに、学校の教育活動全体を通して、道徳教育の目標を達成するための方策を総合的に示した教育計画である。(55頁参照)

<全体計画の内容>

基本的把握事項

- ・教育関係法規の規定、時代や社会の要請や課題、教育行政の重点施策
- ・学校や地域の実態と課題、教職員や保護者の願い
- ・児童生徒の実態や課題、発達の段階等

具体的計画事項

- ・学校の教育目標、道徳教育の重点目標、各学部の重点目標
- ・道徳の時間の指導の方針
- ・各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動などにおける道徳教育の指導の方針、内容及び時期
- ・特色ある教育活動や豊かな体験活動における指導の方針
- ・学級、学校の間関係、環境の充実・整備や生活全般における指導の方針
- ・児童生徒との信頼関係をはぐくむ教師の在り方や教師間の連携の方針
- ・家庭、地域社会、小学校・中学校・高等学校や関係機関等との連携の方針
- ・道徳教育の推進体制

全体計画の作成に当たっては、次の事項に配慮することが必要である。

- (1) 校長の方針の下に道徳教育推進教師を中心として全教師の協力・指導体制を整える。
- (2) 道徳教育や道徳の時間の特質を理解し、教師の意識の高揚を図る。
- (3) 各学校の特色を生かして重点的な道徳教育が展開できるようにする。

- (4) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の相互の関連性を明確にする。
- (5) 家庭や地域社会、小学校・中学校・高等学校等や関係諸機関等との連携に心掛ける。
- (6) 計画の実施及び評価・改善のための体制を確立する。

2 道徳の時間の年間指導計画

年間指導計画は、道徳の時間の指導が、道徳教育の全体計画に基づき、児童生徒の発達の段階に即して計画的、発展的に行われるように組織された全学年にわたる年間の指導計画である。具体的には、道徳の時間に指導しようとする内容について、児童生徒の実態や多様な指導方法等を考慮して、学年段階に応じた主題を構成し、この主題を学年別に年間にわたって適切に位置付け、配列し、展開の概要等を示したものである。

<p>< 年間指導計画の内容 ></p> <p>各学年の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全体計画に基づく学年ごとの基本方針 <p>各学年の年間にわたる指導の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指導の時期 ・ 主題名 ・ ねらい ・ 資料 ・ 主題構成の理由 ・ 展開の概要及び指導の方法 ・ 他の教育活動等における道徳教育との関連 等 				
---	--	--	--	--

年間指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮することが必要である。

- (1) 年間授業時間数を確保できるようにする。
- (2) 主題の設定と配列を工夫する。
- (3) 計画的、発展的指導ができるように工夫する。
- (4) 内容の重点的な指導ができるように工夫する。
- (5) 各教科等、体験活動等との関連的指導を工夫する。
- (6) 計画の弾力的な取扱いについて留意する。
- (7) 年間指導計画の評価と改善を計画的に行うようにする。

3 道徳の時間の指導における配慮

道徳の時間における指導に当たっては、次の事項に配慮することが必要である。

- (1) 学級担任の教師が行うことを原則とするが、校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実する。
- (2) 集団宿泊活動(小学部)や職場体験活動(中学部)、ボランティア活動、自然体験活動などの体験活動を生かすなど、児童生徒の発達の段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行う。
- (3) 先人の伝記、自然、伝統と文化、スポーツなどを題材とし、児童生徒が感動を覚えるような魅力的な教材の開発や活用を通して、児童生徒の発達の段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行う。
- (4) 自分の考えを基に、書いたり話し合ったりするなどの表現する機会を充実し、自分とは異なる考えに接する中で、自分の考えを深め、自らの成長を実感できるよう工夫する。
- (5) 児童生徒の発達の段階や特性等を考慮し、道徳の内容との関連を踏まえ、情報モラルに関する指導に留意する。

4 特別支援学校における配慮事項

(1) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲の向上

障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服して、強く生きようとする意欲を高め、明るい生活態度を養うとともに、健全な人生観の育成を図る必要がある。健全な人生観の育成とは、道德教育の目標である道德性の育成を指す。

特別支援学校に在籍する児童生徒の中には、障害があるということで、自己の生き方について悩んだり、ときには自信を失ったりして、何ごとに対しても消極的な態度になりがちな者も見られる。こうしたことから、道德の時間を含め、学校の教育活動全体を通じ、日常の様々な機会を通して、児童生徒が自己の障害についての認識を深め、自ら進んで学習上又は生活上の困難を改善・克服して、強く生きようとする意欲を高めるよう留意して指導する必要がある。このことにより、明るい生活態度や健全な人生観が育成され、人間としての生き方についての自覚が深まり、道德的実践力の育成にもつながるのである。

(2) 経験の拡充による道德的心情や道德的判断力、道德的実践力の育成

経験の拡充を図ることによって、豊かな道德的な心情を育て、広い視野に立って道德的判断力や道德的実践力が身に付くように指導する必要がある。

特別支援学校に在籍する児童生徒については、道德的心情や判断力等を育成する上で、個々の障害の状態により、結果として様々な経験の不足が課題となることから、道德の時間における指導においても、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の指導との関連を密にしながら、経験の拡充を図ることについて、特に留意する必要がある。

(3) 知的障害のある児童生徒に対する指導

知的障害のある児童生徒に対して道德の内容を指導する場合には、他の各教科等の内容の指導と同様に、個々の児童生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、具体的なねらいや指導内容を設定することが重要である。

その際、児童生徒の学習上の特性から、生活に結び付いた内容を、実際の場面で具体的な活動を通して指導することが必要である。例えば、学校生活に必要な仕事や手伝いに取り組みながら、自分がやらなければならないことをしっかりと行う態度や、実際に動植物の世話をしながら、動植物にやさしい心で接する態度を身に付けることなどが大切である。

なお、児童生徒の興味・関心や生活に結び付いた題材について、視聴覚教材や教育機器、コンピュータ等の情報機器を活用するなどの工夫をすることも大切である。

道徳の学部・学年段階ごとの内容項目

	小学部			中学部
	1・2年	3・4年	5・6年	
1 主として自分自身に関すること	<p>(1) 健康や安全に気を付け、物や金銭を大切に、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活をする。</p> <p>(2) 自分がやらなければならない勉強や仕事は、しっかりと行う。</p> <p>(3) よいことと悪いことの区別をし、よいと思うことを進んで行う。</p> <p>(4) うそをついたりごまかししたりしないで、素直に伸び伸びと生活する。</p>	<p>(1) 自分でできることは自分でやり、よく考えて行動し、節度のある生活をする。</p> <p>(2) 自分でやろうと決めたことは、粘り強くやり遂げる。</p> <p>(3) 正しいと判断したことは、勇気をもって行う。</p> <p>(4) 過ちは素直に改め、正直に明るい心で元気よく生活する。</p> <p>(5) 自分の特徴に気付き、よい所を伸ばす。</p>	<p>(1) 生活習慣の大切さを知り、自分の生活を見直し、節度を守り節制に心掛ける。</p> <p>(2) より高い目標を立て、希望と勇気をもってくじけないで努力する。</p> <p>(3) 自由を大切に、自律的で責任のある行動をする。</p> <p>(4) 誠実に、明るい心で楽しく生活する。</p> <p>(5) 真理を大切に、進んで新しいものを求め、工夫して生活をよりよくする。</p> <p>(6) 自分の特徴を知って、悪い所を改めよい所を積極的に伸ばす。</p>	<p>(1) 望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心掛け調和のある生活をする。</p> <p>(2) より高い目標を目指し、希望と勇気をもって着実にやり抜く強い意志をもつ。</p> <p>(3) 自律の精神を重んじ、自主的に考え、誠実に実行してその結果に責任をもつ。</p> <p>(4) 真理を愛し、真実を求め、理想の実現を目指して自己の人生を切り拓いていく。</p> <p>(5) 自己を見つめ、自己の向上を図るとともに、個性を伸ばして充実した生き方を追求する。</p>
2 主として他の人とのかかわりに関すること	<p>(1) 気持ちのよいあいさつ、言葉遣い、動作などに心掛けて、明るく接する。</p> <p>(2) 幼い人や高齢者など身近にいる人に温かい心で接し、親切にする。</p> <p>(3) 友達と仲よくし、助け合う。</p> <p>(4) 日ごろ世話になっている人々に感謝する。</p>	<p>(1) 礼儀の大切さを知り、だれに対しても真心をもって接する。</p> <p>(2) 相手のことを思いやり、進んで親切にする。</p> <p>(3) 友達と互いに理解し、信頼し、助け合う。</p> <p>(4) 生活を支えている人々や高齢者に、尊敬と感謝の気持ちをもって接する。</p>	<p>(1) 時と場をわきまえて、礼儀正しく真心をもって接する。</p> <p>(2) だれに対しても思いやりの心を持ち、相手の立場に立って親切にする。</p> <p>(3) 互いに信頼し、学び合って友情を深め、男女仲よく協力し助け合う。</p> <p>(4) 謙虚な心を持ち、広い心で自分と異なる意見や立場を大切にする。</p> <p>(5) 日々の生活が人々の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し、それにこたえる。</p>	<p>(1) 礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切な言動をとる。</p> <p>(2) 温かい人間愛の精神を深め、他の人々に対し思いやりの心をもつ。</p> <p>(3) 友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち、互いに励まし合い、高め合う。</p> <p>(4) 男女は、互いに異性についての正しい理解を深め、相手の人格を尊重する。</p> <p>(5) それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなものの見方や考え方があることを理解して、寛容の心を持ち謙虚に他に学ぶ。</p> <p>(6) 多くの人々の善意や支えにより、日々の生活や現在の自分があることに感謝し、それにこたえる。</p>

	小学部			中学部
	1・2年	3・4年	5・6年	
3 主として自然や崇高なものにかかわりに関すること	<p>(1) 生きることを喜び、生命を大切に する心をもつ。</p> <p>(2) 身近な自然に親 しみ、動植物に優 しい心で接する。</p> <p>(3) 美しいものに触 れ、すがすがしい 心をもつ。</p>	<p>(1) 生命の尊さを感じ取り、生命ある ものを大切にす る。</p> <p>(2) 自然のすばらし さや不思議さに感 動し、自然や動植 物を大切にす る。</p> <p>(3) 美しいものや気 高いものに感動す る心をもつ。</p>	<p>(1) 生命がかけがえの ないものであること を知り、自他の生命 を尊重する。</p> <p>(2) 自然の偉大さを 知り、自然環境を大切 にする。</p> <p>(3) 美しいものに感動 する心や人間の力を 超えたものに対する 畏敬の念をもつ。</p>	<p>(1) 生命の尊さを理解し、かけ がえのない自他の生命を尊重 する。</p> <p>(2) 自然を愛護し、美しいもの に感動する豊かな心もち、 人間の力を超えたものに対す る畏敬の念を深める。</p> <p>(3) 人間には弱さや醜さを克服 する強さや気高さがあること を信じて、人間として生きる ことに喜びを見いだすように 努める。</p>
4 主として集団や社会のかかわりに関すること	<p>(1) 約束やきまりを 守り、みんなが使 う物を大切にす る。</p> <p>(2) 働くことのよさ を感じて、みんな のために働く。</p> <p>(3) 父母、祖父母を 敬愛し、進んで家 の手伝いなどをし て、家族の役に立 つ喜びを知る。</p> <p>(4) 先生を敬愛し、 学校の人々に親し んで、学級や学校 の生活を楽しくす る。</p> <p>(5) 郷土の文化や生 活に親しみ、愛着 をもつ。</p>	<p>(1) 約束や社会のき まりを守り、公德 心をもつ。</p> <p>(2) 働くことの大切 さを知り、進んで みんなのために働 く。</p> <p>(3) 父母、祖父母を 敬愛し、家族みん なで協力し合って 楽しい家庭をつ くる。</p> <p>(4) 先生や学校の人 々を敬愛し、みん なで協力し合って 楽しい学級をつ くる。</p> <p>(5) 郷土の伝統と文 化を大切にし、郷 土を愛する心をも つ。</p> <p>(6) 我が国の伝統と 文化に親しみ、国 を愛する心をもつ とともに、外国の 人々や文化に関心 をもつ。</p>	<p>(1) 公德心をもって法 やきまりを守り、自 他の権利を大切に し進んで義務を果 たす。</p> <p>(2) だれに対しても差 別をすることや偏見 をもつことなく公 正、公平にし、正義 の実現に努める。</p> <p>(3) 身近な集団に進 んで参加し、自分の 役割を自覚し、協力 して主体的に責任を 果たす。</p> <p>(4) 働くことの意義 を理解し、社会に奉 仕する喜びを知っ て公共のために役 に立つことをす る。</p> <p>(5) 父母、祖父母を 敬愛し、家族の幸 せを求めて、進ん で役に立つことを する。</p> <p>(6) 先生や学校の人 々への敬愛を深め、 みんな協力し合い よりよい校風をつ くる。</p> <p>(7) 郷土や我が国の 伝統と文化を大切 にし、先人の努力を 知り、郷土や国を 愛する心をもつ。</p> <p>(8) 外国の人々や文 化を大切にす る心もち、日本人 としての自覚をも って世界の 人々と親善に努 める。</p>	<p>(1) 法やきまりの意義を理 解し、遵守するとともに、自 他の権利を重んじ義務を確 実に果たして、社会の秩序 と規律を高めるように努 める。</p> <p>(2) 公德心及び社会連 帯の自覚を高め、よりよ い社会の実現に努める。</p> <p>(3) 正義を重んじ、だ れに対しても公正、公 平にし、差別や偏見の ない社会の実現に努 める。</p> <p>(4) 自己が属する様 々な集団の意義につ いての理解を深め、 役割と責任を自覚し 集団生活の向上に努 める。</p> <p>(5) 勤労の尊さや意 義を理解し、奉仕の 精神をもって、公 共の福祉と社会の 発展に努める。</p> <p>(6) 父母、祖父母に 敬愛の念を深め、家 族の一員としての自 覚をもって充実した 家庭生活を築く。</p> <p>(7) 学級や学校の一 員としての自覚をもち、 教師や学校の人々に 敬愛の念を深め、協 力してよりよい校風 を樹立する。</p> <p>(8) 地域社会の一員 としての自覚をもつ て郷土を愛し、社会 に尽くした先人や高 齢者に尊敬と感謝の 念を深め、郷土の 発展に努める。</p> <p>(9) 日本人としての 自覚をもって国を愛 し、国家の発展に努 めるとともに、優 れた伝統の継承と 新しい文化の創造に 貢献する。</p>

道徳教育全体計画（例）

関係法令 <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本国憲法 ・ 教育基本法 ・ 学校教育法 ・ 学習指導要領 ・ 県立学校における指導の指針 ・ 幼稚園 小学校 中学校指導の指針 	学校の教育目標 <p>自立と社会参加をめざし、豊かな心を養い、個性や能力を發揮できる人間を育てる。</p> <p style="text-align: center;">よく考え、進んで学ぼう きまりを守り、仲良くしよう 明るく、元気に頑張ろう</p>	道徳教育の推進体制 <p>< 道徳教育推進委員会 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の教育目標に基づく道徳教育の基本方針、重点目標の策定 <p>< 道徳教育推進担当 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各部の重点目標の設定 ・ 各教科等における指導方針の設定 ・ 道徳教育の関連資料・教材の整備 ・ 道徳教育に関する研修の計画と実施 ・ 道徳教育に関する情報提供
---	---	---

各部の道徳教育の重点目標			
小学部（下学年）	小学部（上学年）	中学部	高等部
<ul style="list-style-type: none"> ・ 身の回りを整えることや規則正しい生活ができる。 ・ 約束やきまりを守ること、友達と助け合うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自ら身の回りのことに取り組み、自分の役割を自覚し、協力して課題をやり遂げることができる。 ・ 相手の立場を思いやり、親切にすることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 望ましい生活習慣を身に付け、相手の立場に立ち、時と場に応じた行動がとれる。 ・ 命や自然の尊さを理解し大切にすることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夢や希望をもち、社会の一員としての自分の人生を考えることができる。 ・ 生命や人権を尊重する態度を身に付け、様々な人と適切なかわりができる。

道徳の時間・各教科等における道徳教育の指導方針	
教育活動全体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教師と児童生徒、児童生徒相互の信頼関係をはぐくみ、豊かな人間関係の中で道徳性を培う。 ・ 教師の姿勢や言動に留意し、児童生徒の道徳性が育つよりよい雰囲気や環境づくりを推進する。
道徳の時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動における道徳教育と密接に関連を図りながら、計画的、発展的な指導を行うことによって、それらを補充、深化、統合し、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、道徳的実践力を育成する。
各教科	<p>（小学部）自分の考えをしっかりと発表したり、友達の意見に耳を傾けたりする態度や、各自で、あるいは協力して課題に最後まで取り組む姿勢を育成する。</p> <p>（中学部）体験的な学習や問題解決的な学習を重視し、自分の生き方とのかわりを考えながら学習を進めていく態度や、協力して学び合う姿勢を育成する。</p> <p>（高等部）自ら課題を選択・決定し目的意識をもって学ぶことを通して、現在及び将来の生き方を主体的に探求する態度や、協力して課題を解決する姿勢を育成する。</p>
外国語活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国語活動を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、日本人としての自覚をもつとともに、日本及び外国の人々や文化を大切に育てる。
総合的な学習の時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、学び方やものの考え方を身に付け、課題の解決に協同的に取り組み、自己の生き方を主体的に考えようとする態度を育成する。
特別活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集団活動や体験活動を通して、心身の調和的な発達を図り、よりよい生活や人間関係を築こうとする態度を育て、自己の生き方についての考えを深め、自己を生かす能力を育成する。
自立活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニケーション能力を高めるとともに、望ましい人間関係の構築に必要な技能や態度を育成する。

児童・生徒指導等における関連 <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な生活習慣の確立 ・ 規範意識、人間関係を築く力の育成 ・ 教育相談体制の充実 	学校の環境の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の作品や道徳関連資料の掲示、図書資料の整備 ・ 日常の清掃活動や環境美化活動などの充実 ・ 飼育・栽培活動の充実
家庭・地域との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭との連携による基本的な生活習慣の確立 ・ 地域との連携によるボランティア活動や自然体験活動などの実施 	小・中学校、高等学校等との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣の小・中学校、高等学校等との交流及び共同学習の推進 ・ 居住地域の小・中学校、高等学校等との交流及び共同学習の推進

第2章 外国語活動

小学部における外国語活動の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校学習指導要領第4章に示されているものに準ずるほか、本章第2節に示す特別支援学校における配慮事項によるものとする。

第1節 目標及び内容

1 目標

外国語活動の目標は、小学校学習指導要領において、次のように示されている。

外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養う。

2 内容

外国語活動の内容は、次のとおりである。

〔第5学年及び第6学年〕

- 1 外国語を用いて積極的にコミュニケーションを図ることができるよう、次の事項について指導する。
 - (1) 外国語を用いてコミュニケーションを図る楽しさを体験すること。
 - (2) 積極的に外国語を聞いたり、話したりすること。
 - (3) 言語を用いてコミュニケーションを図ることの大切さを知ること。
- 2 日本と外国の言語や文化について、体験的に理解を深めることができるよう、次の事項について指導する。
 - (1) 外国語の音声やリズムなどに慣れ親しむとともに、日本語との違いを知り、言葉の面白さや豊かさに気付くこと。
 - (2) 日本と外国との生活、習慣、行事などの違いを知り、多様なものの見方や考え方があることに気付くこと。
 - (3) 異なる文化をもつ人々との交流等を体験し、文化等に対する理解を深めること。

内容は、2学年間を通じて達成される内容である。各学校が児童の実態に応じて、学年ごとの指導内容を設定することが適切である。また、必要な内容を繰り返して指導するなど、2学年間を通して柔軟に指導することが適当である。

第2節 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成

指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮することが必要である。

- (1) 外国語活動においては、英語を取り扱うことを原則とする。
- (2) 各学校においては、児童や地域の実態に応じて、学年ごとの目標を適切に定め、2学年間を通して外国語活動の目標の実現を図るようにする。

- (3) 外国語活動の内容のうち、主として言語や文化に関する内容の指導については、主としてコミュニケーションに関する内容との関連を図るようにする。その際、言語や文化については体験的な理解を図ることとし、指導内容が必要以上に細部にわたったり、形式的になったりしないようにする。
- (4) 指導内容や活動については、児童の興味・関心にあったものとし、国語科、音楽科、図画工作科などの他教科等で児童が学習したことを活用するなどの工夫により、指導の効果を高めるようにする。
- (5) 指導計画の作成や授業の実施については、学級担任の教師又は外国語活動を担当する教師が行うこととし、授業の実施に当たっては、ネイティブ・スピーカーの活用に努めるとともに、地域の実態に応じて、外国語に堪能な地域の人々の協力を得るなど、指導体制を充実する。
- (6) 音声を取り扱う場合には、CD、DVDなどの視聴覚教材を積極的に活用する。その際、使用する視聴覚教材は、児童、学校及び地域の実態を考慮して適切なものとする。
- (7) 道德教育の目標に基づき、道德の時間などとの関連を考慮しながら、道德教育の内容について、外国語活動の特質に応じて適切な指導をする。

2 内容の取扱い

(1) 2 学年間を通じた配慮事項

外国語でのコミュニケーションを体験させる際には、児童の発達の段階を考慮した表現を用い、児童にとって身近なコミュニケーションの場面を設定する。

外国語でのコミュニケーションを体験させる際には、音声面を中心とし、アルファベットなどの文字や単語の取扱いについては、児童の学習負担に配慮しつつ、音声によるコミュニケーションを補助するものとして用いる。

言葉によらないコミュニケーションの手段もコミュニケーションを支えるものであることを踏まえ、ジェスチャーなどを取り上げ、その役割を理解させるようにする。

外国語活動を通して、外国語や外国の文化のみならず、国語や我が国の文化についても併せて理解を深めることができるようにする。

外国語でのコミュニケーションを体験させるに当たっては、主として次のようなコミュニケーションの場面やコミュニケーションの働きを取り上げるようにする。

< コミュニケーションの場面 >

- ・ あいさつや自己紹介、買い物、食事、道案内など、特有の表現がよく使われる場面
- ・ 家庭での生活や、学校での学習や活動、地域の行事、子どもの遊びなど、児童の身近な暮らしにかかわる場面

< コミュニケーションの働き >

- ・ 相手との関係を円滑にする、気持ちを伝える、事実を伝える、考えや意図を伝える、相手の行動を促す 等

(2) 各学年の指導における配慮事項

第5学年では、外国語を初めて学習することに配慮し、児童に身近で基本的な表現を使いながら、外国語に慣れ親しむ活動や児童の日常生活や学校生活にかかわる活動を中心に、

友達とのかかわりを大切にした体験的なコミュニケーション活動を行うようにする。

第6学年では、第5学年の学習を基礎として、友達とのかかわりを大切にしながら、児童の日常生活や学校生活に加え、国際理解にかかわる交流等を含んだ体験的なコミュニケーション活動を行うようにする。

3 特別支援学校における配慮事項

(1) 指導内容の精選と重点化

個々の児童の障害の状態や興味・関心等を考慮して、適切な指導内容の精選に努めたり、重点の置き方等を工夫したりすることが重要である。例えば、聴覚障害のある児童の場合であれば、聴力の程度等によっては、外国語の音声やリズムなどの聴取が困難であることも考えられ、その場合、外国語を聞いたり、話したりする活動よりも、方法等の工夫により、外国語を用いてコミュニケーションを図る楽しさを体験したりする活動に重点を置いて指導を工夫することなどが考えられる。

(2) 自立活動の指導との関連

特別支援学校の児童については、外国語を用いたコミュニケーションにおいても、障害による様々な困難が生じる場合があることから、自立活動の指導との関連を図った指導が重要になる。特に、自立活動の時間における指導との関連を重視する必要があり、例えば、発音・発語指導や聴覚的な認知にかかわる指導、文字の視覚的な認知に関する指導などとの関連を図りながら、外国語活動の指導に取り組むことが大切である。

第3章 総合的な学習の時間

小学部又は中学部における総合的な学習の時間の目標、各学校において定める目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小学校学習指導要領第5章又は中学校学習指導要領第4章に示されているものに準ずるほか、本章第2節に示す特別支援学校における配慮事項によるものとする。

第1節 目標及び内容

1 目標

総合的な学習の時間の目標は、小学校学習指導要領又は中学校学習指導要領において、次のように示されている。

第1 目標

横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする。

2 各学校において定める目標及び内容

(1) 各学校において定める目標

各学校においては、総合的な学習の時間の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の目標を設定する必要がある。この目標は、学校の教育目標との関連性を考慮しつつ、総合的な学習の時間での取組を通して、各学校が育てたいと願う児童生徒像、育てようとする資質や能力及び態度、学習活動の在り方等を明確にしたものである。

なお、目標を設定する際には、各部間等の接続を視野に入れ、連続的かつ発展的な学習活動が行えるようにすることが重要である。

(2) 各学校において定める内容

各学校においては、総合的な学習の時間の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の内容を設定する必要がある。総合的な学習の時間では、各教科等のように、どの学年で何を指導するのかという内容を学習指導要領に明示していない。各学校が、国の示す目標に従って、地域や学校、児童生徒の実態に応じて、内容として、目標の実現のためにふさわしいと判断した学習課題を定める必要がある。

なお、各学校においては、内容を指導計画に適切に位置付けることが必要である。その際、学年間の連続性、発展性や各部間等の接続、各教科等との違いや関連性などに配慮して、内容を定めることが重要である。

第2節 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成

指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮することが必要である。

- (1) 全体計画及び年間指導計画の作成に当たっては、学校における全教育活動との関連の下に、目標及び内容、育てようとする資質や能力及び態度、学習活動、指導方法や指導体制、学習の評価の計画などを示す。
- (2) 地域や学校、児童生徒の実態等に応じて、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習、探究的な学習、児童生徒の興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行う。
- (3) 各学校において定める目標及び内容については、日常生活や社会とのかかわりを重視する。
- (4) 育てようとする資質や能力及び態度については、例えば、学習方法に関すること、自分自身に関すること、他者や社会とのかかわりに関することなどの視点を踏まえる。
- (5) 学習活動については、学校の実態に応じて、例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動、児童生徒の興味・関心に基づく課題についての学習活動、地域や学校の特色に応じた課題についての学習活動、職業や自己の将来に関する学習活動などを行う。
- (6) 各教科、道徳、外国語活動（小学部）及び特別活動で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにする。
- (7) 各教科、道徳、外国語活動（小学部）及び特別活動の目標及び内容との違いに留意しつつ、総合的な学習の時間の目標並びに各学校において定める目標及び内容を踏まえた適切な学習活動を行う。

- (8) 各学校における総合的な学習の時間の名称については、各学校において適切に定める。
- (9) 道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、道徳の内容について、総合的な学習の時間の特質に応じて適切な指導をする。

2 内容の取扱い

- (1) 各学校において定める目標及び内容に基づき、児童生徒の学習状況に応じて教師が適切な指導を行う。
- (2) 問題の解決や探究活動の過程においては、他者と協同して問題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにする。
- (3) 自然体験や職場体験活動(中学部)、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験、見学や調査、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れる。
- (4) 体験活動については、総合的な学習の時間の目標並びに各学校において定める目標及び内容を踏まえ、問題の解決や探究活動の過程に適切に位置付ける。
- (5) グループ学習や異年齢集団による学習などの多様な学習形態、地域の人々の協力も得つつ全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制について工夫を行う。
- (6) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行う。
- (7) 小学部において、国際理解に関する学習を行う際には、問題の解決や探究活動に取り組むことを通して、諸外国の生活や文化などを体験したり調査したりするなどの学習活動が行われるようにする。また、情報に関する学習を行う際には、問題の解決や探究活動に取り組むことを通して、情報を収集・整理・発信したり、情報が日常生活や社会に与える影響を考えたりするなどの学習活動が行われるようにする。
- (8) 中学部において、職業や自己の将来に関する学習を行う際には、問題の解決や探究活動に取り組むことを通して、自己を理解し、将来の生き方を考えるなどの学習活動が行われるようにする。

3 特別支援学校における配慮事項

(1) 補助用具や補助的手段、コンピュータ等の活用

個々の児童生徒の障害の状態や発達の段階等に応じて、補助用具や補助的手段、コンピュータ等の情報機器を適切に活用するなど、学習活動が効果的に行われるよう配慮することが大切である。

(2) 体験活動に当たっての配慮事項

体験活動を展開するに当たっては、児童生徒をはじめ教職員や外部の協力者などの安全確保、健康や衛生等の管理に十分配慮することが必要である。また、学習活動に応じて、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を行うよう配慮することが必要である。

第4章 特別活動

小学部又は中学部の特別活動の目標、各活動・学校行事の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小学校学習指導要領第6章又は中学校学習指導要領第5章に示されているものに準ずるほか、本章第2節に示す特別支援学校における配慮事項によるものとする。

第1節 目標及び内容

1 特別活動の目標

特別活動の目標は、小学校学習指導要領又は中学校学習指導要領において、次のように示されている。

<小学部>

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己を生かす能力を養う。

<中学部>

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。

特別活動の目標は、学級活動、児童会・生徒会活動、クラブ活動（小学部）及び学校行事の四つの内容の目標を総括する目標である。各活動・学校行事の内容は、それぞれ独自の目標と内容をもつ教育活動であるが、最終的には特別活動の目標を目指して行われるものである。

2 学級活動

学級活動は、共に生活や学習に取り組む同年齢の学級を単位とした集団において行われる活動である。

(1) 目標

学級活動の目標は、次のとおりである。

学級活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員として学級や学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てる。

(2) 内容

小学部における学級活動の内容は、次のとおりである。

〔第1学年及び第2学年〕

学級を単位として、仲良く助け合い学級生活を楽しくするとともに、日常の生活や学習に進んで取り組もうとする態度の育成に資する活動を行うこと。

〔第3学年及び第4学年〕

学級を単位として、協力し合って楽しい学級生活をつくるとともに、日常の生活や学習に意欲的に取り組もうとする態度の育成に資する活動を行うこと。

〔第5学年及び第6学年〕

学級を単位として、信頼し支え合って楽しく豊かな学級や学校の生活をつくるとともに、日常の生活や学習に自主的に取り組もうとする態度の向上に資する活動を行うこと。

〔共通事項：いずれの学年においても取り扱う内容〕

- (1) 学級や学校の生活づくり
 - ・学級や学校における生活上の諸問題の解決
 - ・学級内の組織づくりや仕事の分担処理
 - ・学校における多様な集団の生活の向上
- (2) 日常生活や学習への適応及び健康安全
 - ・希望や目標をもって生きる態度の形成
 - ・基本的な生活習慣の形成
 - ・望ましい人間関係の形成
 - ・清掃などの当番活動等の役割と働くことの意義の理解
 - ・学校図書館の利用
 - ・心身ともに健康で安全な生活態度の形成
 - ・食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成

中学部における学級活動の内容は、次のとおりである。

学級を単位として、学級や学校の生活の充実と向上、生徒が当面する諸課題への対応に資する活動を行うこと。

- (1) 学級や学校の生活づくり
 - ・学級や学校における生活上の諸問題の解決
 - ・学級内の組織づくりや仕事の分担処理
 - ・学校における多様な集団の生活の向上
- (2) 適応の成長及び健康安全
 - ・思春期の不安や悩みとその解決
 - ・自己及び他者の個性の理解と尊重
 - ・社会の一員としての自覚と責任
 - ・男女相互の理解と協力
 - ・望ましい人間関係の確立
 - ・ボランティア活動の意義の理解と参加
 - ・心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成
 - ・性的な発達への適応
 - ・食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成
- (3) 学業と進路
 - ・学ぶことと働くことの意義の理解
 - ・自主的な学習態度の形成と学校図書館の利用
 - ・進路適性の吟味と進路情報の活用
 - ・望ましい勤労観・職業観の形成
 - ・主体的な進路の選択と将来設計

3 児童会活動

児童会活動は、学校生活を共に楽しく豊かにするために学校の全児童をもって組織する異年齢集団の児童会によって行われる活動である。

(1) 目標

児童会活動の目標は、次のとおりである。

児童会活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てる。

(2) 内容

児童会活動の内容は、次のとおりである。

学校の全児童をもって組織する児童会において、学校生活の充実と向上を図る活動を行うこと。

- ・児童会の計画や運営
- ・異年齢集団による交流
- ・学校行事への協力

4 生徒会活動

生徒会活動は、全校の生徒を会員として組織し、学校における自分たちの生活の充実・発展や学校生活の改善・向上を目指すために、生徒の立場から自発的、自治的に行われる活動である。

(1) 目標

生徒会活動の目標は、次のとおりである。

生徒会活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団や社会の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てる。

(2) 内容

生徒会活動の内容は、次のとおりである。

学校の全生徒をもって組織する生徒会において、学校生活の充実の向上を図る活動を行うこと。

- ・生徒会の計画や運営
- ・異年齢集団による交流
- ・生徒の諸活動についての連絡調整
- ・学校行事への協力
- ・ボランティア活動などの社会参加

5 クラブ活動

クラブ活動は、主として小学部第4学年以上の児童で組織される学年や学級が異なる同好の児童の集団によって行われる活動である。

(1) 目標

クラブ活動の目標は、次のとおりである。

クラブ活動を通して、望ましい人間関係を形成し、個性の伸長を図り、集団の一員として協力してよりよいクラブづくりに参画しようとする自主的、実践的な態度を育てる。

(2) 内容

クラブ活動の内容は、次のとおりである。

学年や学級の所属を離れ、主として第4学年以上の同好の児童をもって組織するクラブにおいて、異年齢集団の交流を深め、共通の興味・関心を追求する活動を行うこと。

- ・クラブの計画や運営
- ・クラブを楽しむ活動
- ・クラブの成果の発表

6 学校行事

学校行事は、全校又は部・学年という大きな集団を単位として行われる活動である。

(1) 目標

学校行事の目標は、次のとおりである。

学校行事を通して、望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養い、協力してよりよい学校生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。

(2) 内容

学校行事の内容は、次のとおりである。

全校又は部・学年を単位として、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うこと。

- ・儀式的行事
- ・文化的行事
- ・健康安全・体育的行事
- ・遠足・集団宿泊的行事(小学部)
- ・旅行・集団宿泊的行事(中学部)
- ・勤労生産・奉仕的行事

第2節 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成

特別活動の全体計画は、特別活動の目標を調和的かつ効果的に達成するために各学校が作成する、特別活動の全体の指導計画である。

年間指導計画は、特別活動の全体計画に基づいて、学校や部・学年又は学級ごとなどに、各活動・学校行事の指導目標、指導内容・方法、指導の流れ、時間の配当、評価などを示したものである。

全体計画及び年間指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮することが必要である。

- (1) 学校の創意工夫を生かす。
- (2) 学級や学校の実態や児童生徒の発達の段階及び特性等を考慮する。
- (3) 児童生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにする。
- (4) 各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び自立活動などの指導との関連を図る。
- (5) 家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫する。
- (6) 児童生徒指導及び教育相談の充実を図る。
- (7) 自己の生き方を考える機会やガイダンスの機能の充実を図る。

< 全体計画の内容 >

- ・特別活動の重点目標
- ・学校教育目標や指導の重点との関連
- ・各教科、道徳（道徳の内容項目や道徳の重点）、外国語活動、総合的な学習の時間及び自立活動などとの関連
- ・学級活動、児童会活動、生徒会活動、クラブ活動、学校行事の目標と指導の方針
- ・特別活動に充てる授業時数や設置する委員会、クラブ、実施する学校行事
- ・学級活動の各内容に充てる授業時数
- ・評価の観点 等

2 内容の取扱い

(1) 学級活動、児童会・生徒会活動、クラブ活動

指導内容の特質に応じて、教師の適切な指導の下に、児童生徒の自発的、自治的な活動を効果的に展開するとともに、内容相互の関連を図るよう工夫する。

よりよい生活を築くために集団としての意見をまとめるなどの話し合い活動を充実する。

自分たちできまりをつくって守る活動を充実する。

人間関係を形成する力を養う活動を充実する。

(2) 学校行事

学校や地域及び児童生徒の実態に応じて、各種類ごとに、行事及びその内容を重点化するとともに、行事間の関連や統合を図るなど精選して実施する。

異年齢集団による交流、幼児、高齢者などとの触れ合い、自然体験や社会体験などの体験活動を充実する。

体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの活動を充実するよう工夫する。

3 入学式や卒業式などにおける国旗及び国歌の取扱い

入学式や卒業式は、学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛かつ清新な雰囲気の中で、新しい生活の展開への動機付けを行い、学校、社会、国歌など集団への所属感を深める上でよい機会となるものである。

このような意義を踏まえ、入学式や卒業式においては、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。

4 特別支援学校における配慮事項

(1) 学級活動における集団の構成

学級活動においては、適宜他の学級や学年と合併するなどして、少人数からくる種々の制約を解消し、活発な集団活動が行われるようにする必要がある。

(2) 交流及び共同学習等の設定

児童生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、集団活動を通して小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要がある。その際、児童生徒の障害の状態や特性等を考慮して、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定めることが必要である。

(3) 知的障害のある児童生徒に対する指導

知的障害のある児童生徒に対して特別活動の内容を指導する場合には、他の各教科等の内容の指導と同様に、個々の児童生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、具体的なねらいや指導内容を設定することが重要である。

その際、児童生徒の学習上の特性から、生活に結び付いた内容を、実際の場面で具体的な活動を通して指導することが必要である。例えば、学級活動においては、望ましい人間関係を形成し、集団の一員として学級や学校におけるよりよい生活づくりに参画できるように、学校生活に必要な係を分担し、児童生徒が実際の活動に取り組めるようにして、主体的、

実践的な態度を育てることが大切である。また、中学部における進路の選択などの指導に当たっては、職場見学等の実施と関連させ、実際に仕事を体験しながら、人間としての生き方について自覚し、自己を生かす能力を養うことができるようにすることが大切である。

なお、児童生徒の興味・関心や生活に結び付いた題材について、視聴覚教材や教育機器、コンピュータ等の情報機器を活用するなどの工夫をすることも大切である。

第4編 自立活動

第1章 自立活動の意義と指導の基本

第1節 自立活動の意義

1 自立活動

自立活動は、個々の児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を促す教育活動である。

障害のある児童生徒の場合は、その障害によって、日常生活や学習場面において様々なつまづきや困難が生じることから、小・中学校の児童生徒と同じように心身の発達の段階等を考慮して教育するだけでは十分とは言えない。このため、特別支援学校においては、小・中学校と同様の各教科等のほかに、特に「自立活動」の領域を設定し、その指導を行うことによって、児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指しているのである。

2 自立活動の教育課程上の位置付け

特別支援学校の目的は、学校教育法第72条において、次のように定められている。

<学校教育法第72条（特別支援学校の目的）>

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

この前段には、特別支援学校においては、小・中学校に準ずる教育を行うことが示されている。準ずる教育とは、教育課程の観点から考えると、各教科等の指導に該当するものである。

後段には、自立活動の指導を行うことが示されている。自立活動は、特別支援学校の教育課程において特別に設けられた指導領域であり、授業時間を特設して行う自立活動の時間における指導を中心とし、各教科等の指導においても、自立活動の指導と密接な関連を図って行われなければならない。

第2節 自立活動の指導の基本

1 自立活動の指導の特色

自立活動の指導は、教科指導のようにあらかじめ指導内容が決まっているものではなく、個々の障害の状態や発達の段階に即して、指導の道筋そのものを組み立てていくことが求められる指導である。その指導に当たっては、個々の実態を的確に把握し、個別に指導の目標や具体的な指導内容を定めた個別の指導計画が作成される。

そのため、自立活動の指導は、個別指導の形態で行われることが基本である。しかし、指導の目標を達成する上で効果的である場合には、集団を構成して指導することも考えられる。

2 自立活動の指導の進め方

自立活動の指導は、個別の指導計画に基づき、計画 実践 評価 改善という一連の過程で進められる。その際には、次の点について留意する必要がある。

(1) 計画の作成に当たっては、個々の児童生徒に関する様々な情報の中から必要な情報を選択して的確に実態を把握し、指導の目標や具体的な指導内容を設定することが大切である。

その際には、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する指導について、一定の専門的な知識や技能を有する教師が関与することが求められ、各学校における専門的な知識や技能を有する教師の適切な配置及び計画的な養成が必要である。また、必要に応じて、外部の専門家と連携を図ることも有効である。

(2) 計画の評価及び指導の改善に当たっては、自立活動の場合、指導の目標や指導内容についても個別に設定されていることから、指導の効果を評価するだけでなく、計画の妥当性についても詳細な検討を行う必要がある。

その際には、指導の効果を適切かつ多面的に判断するため、自立活動の指導の担当者だけでなく、各教科等にかかわっている教師間の協力の下に評価を行うことが必要である。また、必要に応じて、外部の専門家や保護者等との連携を図ることも大切である。

3 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の自立活動

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、知的発達の遅れや適応行動の困難に応じた各教科が設けられており、児童生徒はこれを履修することになっている。

一方、知的障害者である児童生徒には、全般的な知的発達の程度や適応行動の状態に比較して、言語、運動、情緒、行動等の特定の分野に、「顕著な発達の遅れや特に配慮を必要とする様々な状態」が知的障害に随伴して見られる。そのような障害による困難の改善・克服を図るためには、自立活動の指導を効果的に行う必要がある。

なお、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて指導を行う場合においても、自立活動について個別の指導計画を作成し、指導目標や指導内容を明記する必要がある。

顕著な発達の遅れや特に配慮を必要とする様々な状態の例

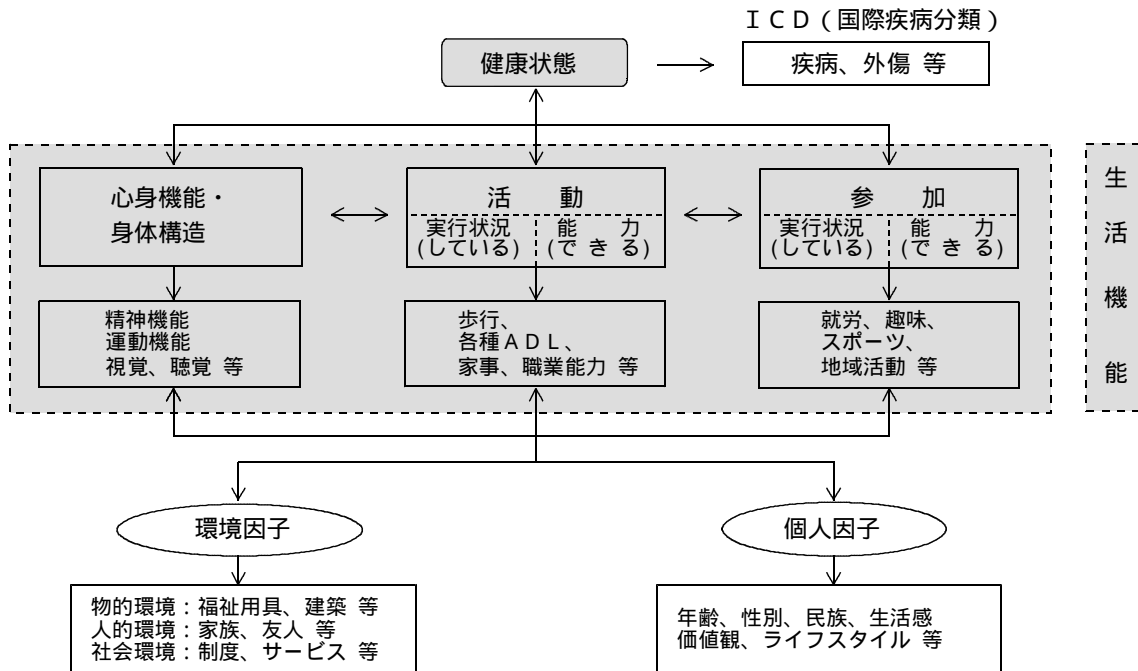
言語面	理解言語の程度に比較して、表出言語が極めて少ない。
運動面	全体的な身体機能の発達の程度に比較して、特に平衡感覚が未熟である。
情緒面	心理状態が不安定になり、パニックになりやすい。
行動面	極めて動きが多く、注意集中が困難である。
その他	上肢・下肢のまひ 筋力の低さ 自信欠如 固執行動 極端な偏食 異食 情緒発達の未成熟 てんかん 心臓疾患 等

第3節 障害のとらえ方と自立活動

1 障害のとらえ方

平成13年5月にWHO(世界保健機関)の総会において採択された国際生活機能分類(ICF: International Classification of Functioning, Disability and Health)では、人間の生活機能は、心身機能・身体構造、活動、参加の三つの要素で構成されており、それらの生活機能に支障がある状態を「障害」ととらえている。そして、生活機能と障害の状態は、健康状態や背景因子(環境因子、個人因子)と相互に影響し合うものと説明されている。

ICFの構成要素間の相互作用(概念図:具体例が入ったもの)



2 障害のとらえ方と自立活動とのかかわり

自立活動の指導においては、ICFの考え方が広く浸透しつつあることを踏まえ、生活機能と障害の状態、背景因子(環境因子、個人因子)等を的確に把握し、相互の関連性を十分考慮して、「障害による学習上又は生活上の困難」をとらえ、その改善・克服を図るための指導の方向性や関係機関との連携の在り方等を検討することが必要である。

下肢にまひがあり、移動が困難な児童が、地域のある場所に外出できるようにする指導の場合

<生活機能と障害の状態>
 まひの状態、移動の困難、移動手手段の活用、周囲の環境の把握、コミュニケーションの状況 等

<背景因子(環境因子、個人因子)>
 環境因子: 地域のバリアフリー環境、周囲の人の意識
 個人因子: 本人の外出に対する意欲、習慣 等

第2章 自立活動の目標

自立活動の目標は、学習指導要領の第7章 自立活動において、次のように示されている。

第1 目標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

< 自立 >

児童生徒がそれぞれの障害の状態や発達の段階等に応じて、主体的に自己の力を可能な限り発揮し、よりよく生きていこうとすること

< 改善・克服 >

障害によって生ずるつまずきや困難を軽減しようとする事

障害があることを受容したり、つまずきや困難の解消のために努めたりすること 等

< 調和的発達の基盤を培う >

発達の遅れや不均衡を改善したり、発達の進んでいる側面を更に伸ばすことによって遅れている側面の発達を促すようにしたりして、全人的な発達を促進すること

第3章 自立活動の内容

第1節 自立活動の内容と取扱い

1 自立活動の内容

学習指導要領に示されている自立活動の内容は、たくさんの具体的な指導内容から、「人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素」と、「障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素」を抽出し、それらの中から代表的な要素を「項目」として26項目示し、「健康の保持」「心理的な安定」「人間関係の形成」「環境の把握」「身体の動き」及び「コミュニケーション」の六つの区分に分類・整理したものである。

2 具体的な指導内容

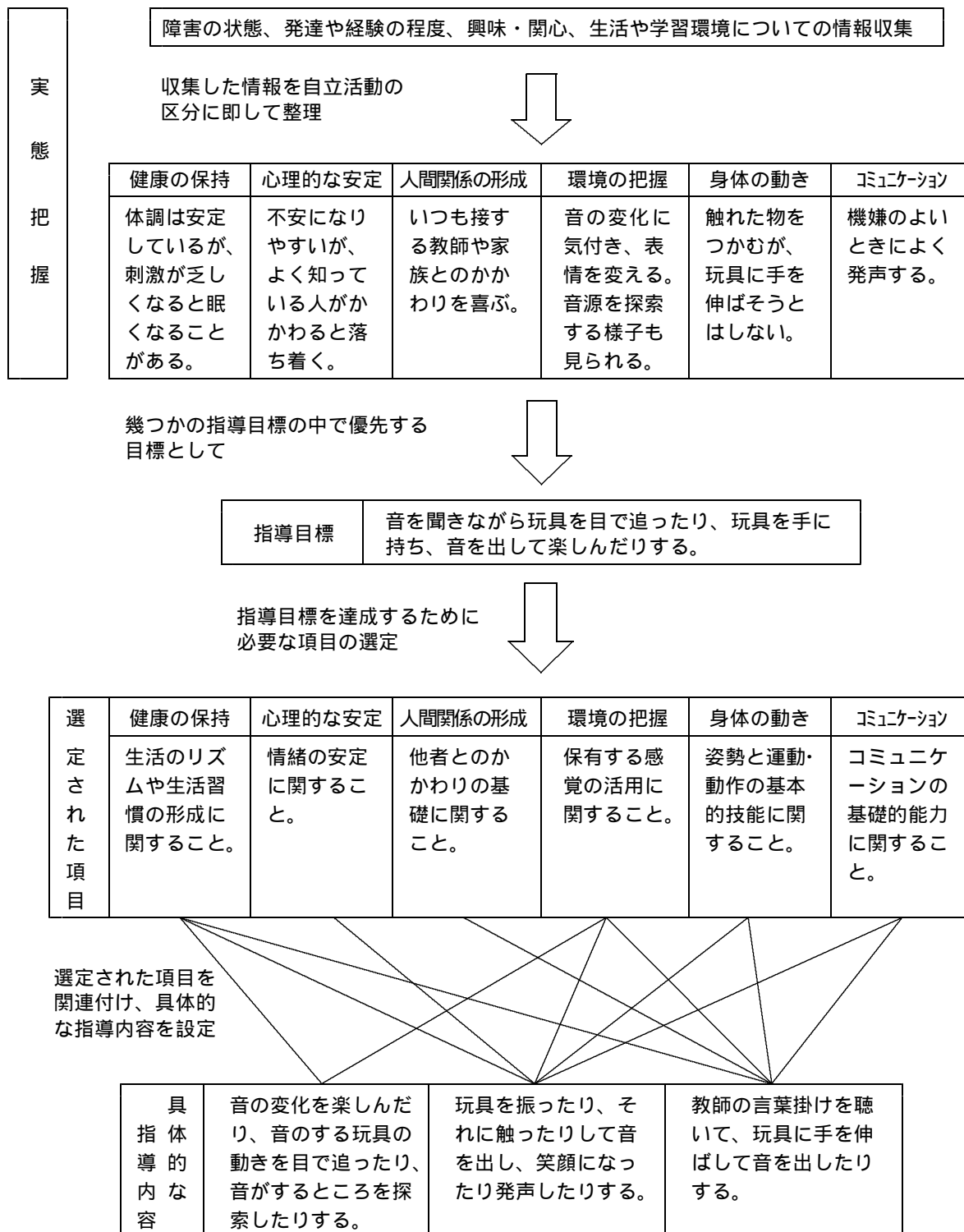
個々の児童生徒に設定される具体的な指導内容は、障害の状態や発達の程度等の的確な把握に基づき、自立を目指して設定される指導の目標を達成するために、学習指導要領に示されている「内容」の中から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて設定されるものである。

個々の児童生徒に設定される具体的な指導内容の例を次頁に示す。

障害が重度で重複している児童に対する具体的な指導内容の設定（例）

児 童：小学部第1学年

障害名等：肢体不自由（脳性まひ）、知的障害（知的発達のレベル：0歳6か月未満）



第2節 自立活動の具体的な指導内容

自立活動の内容の項目ごとに、当該項目を中心とした具体的な指導内容の例を次に示す。

1 健康の保持

(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること

体温の調節、覚醒と睡眠など健康状態の維持・改善に必要な生活のリズムの形成、食事や排泄など生活習慣の形成、衣服の調節、室温の調節や換気、感染予防のための清潔の保持など健康な生活環境の形成を図る。

障害等	具体的な状況	指導内容と留意点
重度の障害・ 重複障害	・覚醒と睡眠のリズムが不規則で 体力が弱く、食事の量や時間、 排泄の時間が不規則である。	・家庭との連携を図り、児童生徒の1日の生活状況を具体的に把握した上で、朝決まった時間に起こすようにし、 日中は身体を動かす活動や遊びを十分に行って目覚めた状態を維持したり、規則正しく食事をとったりするなど生活のリズムを形成するための指導を行う。
自閉症	・極端な偏食や特定の衣服への強いこだわりがある。	・困難の要因を明らかにし、無理のない程度の課題から取り組めるようにする。
備考	<生活状況の把握> ・覚醒と睡眠のリズム、呼吸機能、体温調節機能 ・食事や水分摂取の時間・回数・量、口腔機能、食物の調理形態、摂取時の姿勢や介助方法 ・排泄の時間帯・回数、排泄時の姿勢や介助方法、排泄のサイン ・服薬の種類や時間、てんかん発作の状態、発熱、嘔吐、下痢、便秘 等	

(2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること管理に関すること

自分の病気の状態を理解し、その改善を図り、病気の進行の防止に必要な生活様式についての理解を深め、それに基づく生活の自己管理ができるようにする。

障害等	具体的な状況	指導内容と留意点
二分脊椎	・尿路感染を起こしやすい。	・尿路感染の予防のため、排泄指導、清潔の保持、定期的検尿等に留意した指導を行う。
精神性の 疾患	・食欲の減退、興味・関心の低下 や意欲の減退などの症状が病気 によるものと理解できていない。	・医師の理解を得た上で、病気の仕組みと治療方法を理解させるとともに、日記を書くことでストレスの要因に気付かせたり、小集団での話合いの中でストレスを避ける方法や発散する方法を考えさせたりする。
てんかん・ 知的障害	・知的障害があるため、生活上の 注意事項を守ることや定期的に 服薬することが難しい。	・絵本やビデオを用いて、てんかんについての理解を図る。 ・過労を避けることや定時に服薬をすることを、実際の場面で具体的に指導する。

(3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること

病気や事故等による神経、筋、骨、皮膚等の身体各部の状態を理解し、その部位を適切に保護したり、症状の進行を防止したりできるようにする。

障害等	具体的な状況	指導内容と留意点
聴覚障害	・自己の障害についての理解が十分 ではなく、補聴器等の適切な 管理ができていない。	・耳の構造や補聴器等の機能についての理解を図る。 ・補聴器等を用いる際の留意点について理解を促すなど、自ら適切な聞こえの状態を維持できるよう耳の保護にかかわる指導を行う。
筋ジスト ロフィー	・筋肉が萎縮し筋力が低下しており、 治療方法や将来に関する不安 をもっている。	・病気の原因や経過、進行の予防、運動の必要性、適切な運動方法や運動量についての学習を通して、身体の状態に応じて運動の自己管理ができるように指導する。

(4) 健康状態の維持・改善

障害があることにより、運動量が少なくなったり、体力が低下したりすることを防ぐために、日常生活における適切な健康の自己管理ができるようにする。

障害等	具体的な状況	指導内容と留意点
重度の障害・ 重複障害	・健康の状態を明確に訴えることが困難で、たんの吸引等の医療的ケアが必要である。	・様々な場面で健康観察を行い、変化しやすい健康状況を的確に把握した上で、乾布摩擦や軽い運動を行ったり、空気、水、太陽光線を利用して皮膚や粘膜を鍛えたりして、血行の促進や呼吸機能の向上を図り、健康状態の維持・改善に努める。 ・健康状態の詳細な観察が必要であり、指導の前後にたんの吸引等の医療的ケアが必要な場合もあることから、養護教諭や看護師等と十分連携を図って指導を進める。
知的障害 自閉症	・運動量が少ない結果、肥満になったり、体力低下を招いたりする。また、心理的な要因により不登校の傾向が続き、運動量が少なくなったり、食欲不振の状態になったりする。	・適切な運動を取り入れたり、食生活と健康について実際の生活に即して学習したりするなど、日常生活における自己の健康管理のための指導を行う。
心臓疾患	・運動の制限の範囲を超えて動いてしまい、病気の状態や体調を悪化させてしまう。	・学校生活管理指導表を活用しながら、心臓疾患の状態と生活管理について理解ができるようにする。 ・自覚症状や体温、脈拍等から自分の健康状態を把握し、自ら日常生活や学習活動の状態を調整したり、医師に相談したりできるようにする。

2 心理的な安定

(1) 情緒の安定に関すること

情緒の安定を図ることが困難な児童生徒が、安定した情緒の下で生活できるようにする。

障害等	具体的な状況	指導内容と留意点
白血病	・治療の副作用により貧血や嘔吐などが長期間続くことにより心理的に不安定になる。	・悩みを打ち明けたり、自分の不安な気持ちを表現できるようにしたりして、心理的な安定を図る。
A D H D	・自分の行動を注意されたときに反発して興奮を静められなくなる。	・自分を落ち着かせることができる場所に移動してその興奮を静めることや、いったんその場を離れて深呼吸する方法を教え、それらを実際に行うことができるように指導する。
L D	・学習において努力をしても期待したほどの成果が得られなかった経験から、生活全体において自信を失い、失敗に対して感情的になり、情緒が不安定になる。	・本人が得意なことを生かして課題をやり遂げるように指導し、成功したことを褒めることで自信を持たせたり、自分のよさに気付くことができるようにしたりする。
心身症	・心理的に緊張しやすく、不安になりやすい。嘔吐、下痢、拒食等の症状があり、日々それらが繰り返されるため強いストレスを感じる。それらの結果、集団に参加することが困難である。	・教師が病気の原因を把握した上で、本人の気持ちを理解しようとする態度でかかわる。 ・良好な人間関係作りを目指して、構成を工夫した小集団において、様々な活動を行ったり、十分にコミュニケーションができるようにしたりする。
備考	・障害のある児童生徒は、生活環境など様々な要因から、心理的に緊張したり不安になったりする状態が継続し、集団に参加することが難しくなる場合がある。 ・このような場合は、睡眠、生活のリズム、体調、天気、家庭生活、交友関係など、その要因を明らかにし、情緒の安定を図る指導を行うとともに、必要に応じて環境の改善を図る。	

(2) 状況の理解と変化への対応に関すること

場所や場面の状況を理解して心理的抵抗を軽減したり、変化する状況を理解して適切に対応したりするなど、行動の仕方を身に付けられるようにする。

障害等	具体的な状況	指導内容と留意点
視覚障害	・見えない、あるいは見えにくいことから、周囲の状況を即座に把握することが難しいため、初めての環境や周囲の変化に対して、不安になる。	・日ごろから一定の場所にあるものを目印にして行動する力を身に付けられるよう指導する。 ・急激な変化を避けて徐々に環境に慣れるよう配慮する。可能であれば、事前にその環境を確認できるようにする。 ・初めての場所や場面については、状況の説明を聞いたり、状況を把握したりするための時間を確保する。 ・必要に応じて身近な人に尋ねるなど、援助を依頼することができるよう指導する。
選択性かん黙	・家庭などでは支障なく会話できるものの、特定の場所や場面では会話ができない。	・安心して参加できる集団構成や活動内容を工夫したり、教師が付き添って適切な援助を行ったりするなどして、情緒の安定を図りながら、それぞれの場面に対応できるようにする。
自閉症	・予告なしに行われる避難訓練や急な予定の変更などに対応できず、混乱したり、不安になったりして、どのように行動したらよいか分からなくなる。	・予想される事態や状況を予告したり、事前に体験できる機会を設定したりする。

(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること

自分の障害の状態を理解したり、受容したりして、積極的に障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲の向上を図る。

障害等	具体的な状況	指導内容と留意点
筋ジストロフィー	・年齢が上がるにつれて歩行が困難になり、その後、車いすの利用や酸素吸入が必要となる。友達の病気の進行を見て、将来の自分の病状を認識している。	・学習や運動において打ち込むことができることを見つけ、それに取り組むことにより、生きがいを感じることができるよう工夫し、少しでも困難を改善・克服しようとする意欲の向上を図る。
肢体不自由	・移動が困難である。 ・障害の状態が重度のため、心理的な安定を図ることが困難である。	・手段を工夫し自分の力で移動ができるようになるなど、障害に伴う不自由を自ら改善し得たという成就感がもてるようにする。 ・寝返りや腕の上げ下げなど、不自由な運動・動作をできるだけ自分で制御するような指導を行い、自己を確立し、困難を改善・克服する意欲を育てる。
LD	・計算の仕方を覚えることが他の人と比較して時間がかかることなどに気付いても、それを自分の努力不足によるものと思い込んでいる。	・自分の得意な面と不得意な面を知り、得意な面を活用することで困難を克服できることを経験させるようにする。 ・成功体験やそれを賞賛される経験などを積み重ね、自分に自信をもてるようにし、不得意なことにも積極的に立ち向かう意欲を育てる。
吃音	・人とのコミュニケーションを円滑に行うことができず、学校生活等において消極的になりがちである。	・教師との良好な関係を築き、気持ちを楽にして話す方法を指導したり、自分の得意なことに気付かせて自信をもたせたりするなどして、障害を受け止め、積極的に学習等に取り組めるようにする。
備考	・障害に起因して心理的な安定を図ることが困難な状態にある児童生徒の場合、同じ障害のある者同士の自然なかかわりを大切にしたり、社会で活躍している先輩の生き方や考え方を参考にしたりするなどして、心理的な安定を図り、積極的に行動しようとする態度を育てる。	

3 人間関係の形成

(1) 他者とのかかわりの基礎に関すること

人に対する基本的な信頼感をもち、他者からの働き掛けを受け止め、それに応ずることができるようにする。

障害等	具体的な状況	指導内容と留意点
重度の障害	・人に対する認識が育っておらず他者からの働き掛けに反応が乏しい。	・抱いて揺さぶるなど児童が好むかかわりを繰り返し行って、かかわる者の存在に気付くことができるようにする。 ・身近な人と親密な関係を築き、その人との信頼関係を基盤としながら、周囲の人とのやりとりを広げていくようにする。
自閉症	・他者とのかかわりをもとうとするが、その方法が十分に身に付いていない。	・直接的に指導を担当する教師を決めるなど、教師との安定した関係を形成する。 ・やりとりの方法を大きく変えずに繰り返し指導して定着を図り、相互にかかわり合う素地を作る。その上で、やりとりの方法を徐々に増やしていく。その際、言葉だけでなく、具体物や視覚的な情報を加えて分かりやすくする。
視覚障害	・相手の顔が見えない、あるいは見えにくいのために、他者とのかかわりが消極的、受動的になる傾向がある。	・自分の顔を相手の声の方向に向けるようにしたり、相手との距離を意識して声の大きさを調節したりするなど、コミュニケーションを図るための基本的な指導を行う。 ・周囲の状況が変化した場合は、必要に応じて援助を求めめるなどの機会を設け、積極的に他者とかかわろうとする態度や習慣を養うよう指導する。

(2) 他者の意図や感情の理解に関すること

他者の意図や感情を理解し、場に応じた適切な行動をとることができるようにする。

障害等	具体的な状況	指導内容と留意点
自閉症	・言葉や表情、身振りなどを総合的に判断して相手の心の状態を読み取り、それに応じて行動することが困難である。 ・言葉を字義通りに受け止めてしまうため、行動や表情に表れている相手の真意を読み取ることができない。	・生活の様々な場面を想定し、そこでの相手の言葉や表情などから、立場や考えを推測するような指導を通して、相手とかかわる際の具体的な方法を身に付けるよう指導する。
視覚障害	・相手の表情を視覚的にとらえることが困難なため、相手の意図や感情の変化を読み取ることが難しい。	・聴覚的な手掛かりである相手の声の抑揚や調子の変化などを的確に聞き分けて、話し相手の意図や感情を的確に把握するとともに、その場に応じて適切に行動することができる態度や習慣を養う。
聴覚障害	・聴覚的な情報を入手しにくいことから、視覚的な手掛かりだけで判断したり、会話による情報把握が円滑でないため自己中心的にとらえたりしやすい。	・状況の理解を会話により補完することができないために、目の前の状況だけで判断しがちな場合には、そこに至るまでの状況の推移についても振り返りながら、順序立てて考えるなどの機会を設け、出来事の流れに基づいて総合的に判断する経験を積みさせるようにする。 ・その際、聴覚活用や読話等の多様なコミュニケーション手段を場面や相手に応じて適切に選択し、的確に会話の内容を把握できるように指導する。

(3) 自己の理解と行動の調整に関すること

自分の得意なことや不得意なこと、自分の行動の特徴などを理解し、集団の中で状況に応じた行動ができるようにする。

障害等	具体的な状況	指導内容と留意点
知的障害	・過去の失敗経験等の積み重ねにより、自分に対する自信がもてず、行動することをためらいがちになる。	・本人が容易にできる活動を設定し、成就感を味わうことができるようにして、徐々に自信を回復しながら、自己の理解を深めていけるようにする。
肢体不自由	・経験が乏しいことから自分の能力を十分理解できていない。	・自分でできること、補助的な手段を活用すればできること、他の人に依頼して手伝ってもらうことなどについて、実際の体験を通して理解を促すようにする。
A D H D	・状況にそぐわない行動をすることがあるために友達に受け入れられず、集団参加が難しい。	・状況に合わせて行動することが自分は不得意であることを理解し、行動する前に周囲の状況を観察したり、状況を理解するゆとりをもつようにしたりする態度を身に付けられるようにする。その際、ロールプレイのように、できるだけ具体的な状況を設定して指導を行う。
自閉症	・自己を理解することや周囲の者の自分に対する見方を理解することが困難なため、友達の行動に対して適切に応じることができない。	・体験的な活動を通して自分の得意なことや不得意なことの理解を促したり、他者の意図や感情を考え、それへの対応方法を身に付けたりする指導を行う。

(4) 集団への参加の基礎に関すること

集団の雰囲気に合わせてたり、集団に参加するための手順やきまりを理解したりして、遊びや集団活動などに積極的に参加できるようにする。

障害等	具体的な状況	指導内容と留意点
視覚障害	・目で見れば分かるようなゲームのルールなどがとらえにくく、集団の中に入っていけない。	・あらかじめ集団に参加するための手順やきまり、必要な情報を得るための質問の仕方などを指導して、積極的に参加できるようにする。
聴覚障害	・場面や相手によっては、会話等の情報を的確に把握できにくいいため、日常生活で必要なルールや常識等を理解したり、それに基づいて行動したりすることが困難である。	・背景を想像したり、実際の場面を活用したりして、どのように行動すべきか、また、相手はどのように受け止めるかなどについて、具体的なやりとりを通して指導する。
L D	・友達との会話の背景や経過を類推することが難しく、集団に積極的に参加できない。	・日常的によく使われる友達同士の言い回しや分からないときの尋ね方などを、あらかじめ少人数の集団の中で学習しておくようにする。
A D H D	・説明を聞き漏らしたり、最後まで聞けなかったりするために、ルールを理解しておらず、うまく遊びに参加できない。 ・勝ちたい気持ちから、ルールを守ることができず、うまく遊びに参加できない。	・ルールを段階的に理解できるようにする。 ・適切な行動をロールプレイにより具体的に学習できるようにする。 ・遊びへの参加方法が分からないときに、友達に尋ねたり、不安を静めたりする方法を学習できるようにする。

4 環境の把握

(1) 保有する感覚の活用に関すること

保有する視覚、聴覚、触覚などの感覚を十分に活用できるようにする。

障害等	指導内容と留意点
視覚障害	・全盲であれば聴覚や触覚を活用し、弱視であれば保有する視覚を最大限に活用するとともに、その他の感覚も十分に活用して、必要な情報を収集できるよう指導する。
聴覚障害	・補聴器等の装用により、保有する聴覚を十分に活用する指導を行う。 ・場所や場面に応じて、磁気ループを用いた集団補聴システム、FM電波や赤外線を用いた集団補聴システム、FM補聴器等の機器の特徴に応じた活用ができるようにする。
重度の障害・ 重複障害	・視覚、聴覚、触覚と併せて、姿勢の変化や筋、関節の動きなどを感じ取る感覚とそれらの感覚の相互の関連性など、個々の感覚の状態とその活用の仕方を的確に把握した上で、保有する感覚で受け止めやすいように情報の与え方を工夫する。そして、徐々に働き掛けを発展させ、細かなステップを追って、視覚と聴覚を協調させたり、視覚と手の運動を協調させたりする指導を行う。

(2) 感覚や認知の特性への対応に関すること

感覚や認知の特性を踏まえ、自分に入ってくる情報を適切に処理できるようにするとともに、特に感覚の過敏さや認知の偏りなどの個々の特性に適切に対応できるようにする。

障害等	具体的な状況	指導内容と留意点
眼疾患 自閉症	・まぶしさを強く感じる。 ・聴覚過敏により特定の音に、触覚過敏により身体接触や衣服の材質に、強い不快感を抱く。それらの刺激が強すぎたり、突然であったりすると、混乱状態に陥る。	・屋外活動の際に、遮光眼鏡の装用とその習慣化を図る。 ・個々の児童生徒にとっての快刺激や不快刺激を把握する。 ・不快な音や感触を自ら避けたり、状態に応じて少しずつ慣れていったりするように指導する。
脳性まひ 知的障害 LD ADHD 自閉症	・言葉の記憶力が弱かったり、話し声から特定の音韻を聞き取ることが難しかったりするために話を聞いて理解することが困難である。 ・読んでいる箇所を目で追うことができないため、本を読むことが苦手である。	・認知の特性に応じた指導方法を工夫し、得意な方法を積極的に活用するとともに、不得意な課題を少しずつ改善するよう指導する。 ・児童生徒が自分の得意な学習の方法を理解して、自ら使えるように指導する。
脳性まひ	・多くの文字や図形の中から一つに注目することや、文字や図形を構成する線や角度の関係を理解することが難しいために、文字や図形を正しくとらえることが困難である。	・一つの文字や図形を取り出して輪郭を強調して見やすくしたり、文字の部首や図形の特徴を言葉で説明したりして、正しくとらえられるようにする。
備考	感覚：身体の内外的からの刺激を目、耳、皮膚などの感覚器官を通してとらえる働き 認知：感覚を通して得られる情報を基にして行われる情報処理の過程 (記憶、思考、判断、決定、推理、イメージ形成などの心理的な活動)	

(3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること

保有する感覚器官を用いて状況を把握しやすくするよう各種の補助機器を活用できるようにしたり、他の感覚や機器での代行が的確にできるようにしたりする。

障害等	指導内容と留意点
視覚障害	<ul style="list-style-type: none"> ・小さい文字等が見えにくい場合には、拡大読書器や遠用・近用などの各種の弱視レンズなどの視覚補助具を効果的に活用する。 ・実験や観察を行うに当たって、明るさの変化を音の変化に変える感光器を用いるなど視覚情報を聴覚や触覚で代行する機器を活用できるように指導する。
聴覚障害	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚の補助手段としての補聴器等や代行手段としての視覚について、それらの特徴や機能を的確に理解し、障害の状態等に応じた活用ができるよう指導する。特に、言葉を受容するための視覚的な手段としては、読話、手話、指文字、キュード・スピーチ等がある。このほか、音声情報を文字で表示する機器、時刻を光や振動で知らせる機器等の代行手段がある。

(4) 感覚を統合的に活用した周囲の状況の把握に関すること

いろいろな感覚器官やその補助及び代行手段を総合的に活用して、情報を収集したり、環境の状況を把握したりして、的確な判断や行動ができるようにする。

障害等	具体的な状況	指導内容と留意点
視覚障害	<ul style="list-style-type: none"> ・白杖を用いて一人で市街を歩くことができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・頭の中の地図に描いた出発点から目的地までの道順に照らし、白杖や足下からの情報、周囲の音、太陽の位置などの情報を総合的に活用して自分の位置と周囲の状況を把握し、的確に判断して行動できるように指導する。
聴覚障害	<ul style="list-style-type: none"> ・補聴器等を通して得られた情報だけでは、周囲の状況やその変化を十分に把握することが困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の状況や相手の言葉を理解する際には、感覚を総合的に活用して情報を収集するとともに、状況の推移や今後の展開、相手の気持ちを推察しながら理解できるように指導する。

(5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること

ものの機能や属性、形、色、音が変化する様子、空間・時間等の概念の形成を図ることによって、それを認知や行動の手掛かりとして活用できるようにする。

障害等	具体的な状況	指導内容と留意点
視覚障害	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚による情報入手が困難なことから、実体や具体的経験を伴わずに言葉のやりとりのみで概念を形成させてしまう傾向が見られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・触覚によって、対象物の形や大きさ、手触り、構造、機能等を観察したり、教室、建物、市街などの地理的な関係を理解したりするよう指導する。 ・児童生徒が、いろいろなものの的確なイメージや概念をもつことができるように、教材・教具等の工夫や環境の設定に配慮する。
肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"> ・身体の動きの不自由さから、自分の身体の状況や空間における自分とものとの位置関係の理解が困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の姿勢と対象の位置関係を意識させ、言葉と結び付けながら空間に関する概念（上下、左右、前後、高低、遠近等）の形成を図る。
L D	<ul style="list-style-type: none"> ・左右の概念の理解が困難で、左右の概念を含んだ指示や説明が理解ができず、学習を円滑に進めることができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な場面で、見たり触ったりする体験的な活動と「左」や「右」という位置や方向を示す言葉を関連付けながら基礎的な概念の形成を図る。

5 身体の動き

(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること

日常生活に必要な動作の基本となる姿勢保持や上肢・下肢の運動・動作の改善及び習得、関節の拘縮や変形の予防、筋力の維持・強化などを図る。

障害等	具体的な状況	指導内容と留意点
筋ジストロフィー	・病気の進行により筋力の低下が見られる。	・筋力の維持を図る運動を行う。
視覚障害	・身体の動きを視覚的に模倣して基本的な運動・動作を習得することが困難である。	・姿勢や身体の動きについて、教師の身体や模型に直接触らせて確認させた後、児童生徒が自分の身体を使って、その姿勢や動きを繰り返し学習するよう指導する。
A D H D	・常に身体を動かし、気付かない間に座位や立位の姿勢が崩れ、活動が継続できなくなる。	・身体を動かすことに関する指導だけでなく、姿勢を整えやすい机やいすを使用することや、姿勢保持のチェックポイントを自分で確認できるようような指導を行う。

(2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること

様々な補助用具等の補助的手段を活用して、姿勢の保持や各種の運動・動作ができるようにする。

障害等	具体的な状況	指導内容と留意点
肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"> ・姿勢の保持や各種の運動・動作に際して、補助用具を必要とする。 ・車いすの使用が度重なることにより、立位を保持する能力が低下している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・用途や目的に応じて適切な補助用具を選び、十分使いこなせるように指導する。発達の段階を考慮しながら、補助用具のセッティングや収納の仕方を身に付けたり、自分に合うように調整したりすることを指導する。 ・補助用具の使用の仕方を工夫し、身体の動きの維持や習得を妨げないように留意する。
重度の障害・重複障害	・自分で自由に姿勢を変えたり、座位や立位を保持したりすることが困難である。	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきりの状態が続く場合は、補助用具を活用するなどして、いろいろな姿勢をとるようにする。 ・座位をとることが可能な場合は、骨盤を安定させる装置や体幹を支えるベルト付きのいすを活用する。また、その際には、頭を上げる、背筋を伸ばすなど自分の身体を操作して座位を保つことを指導する。 ・身体を起こした状態を維持するためには、教材・教具や環境の設定を工夫して、視覚や触覚を積極的に活用できるようにする。

(3) 日常生活に必要な基本動作に関すること

食事、排泄、衣服の着脱、洗面、入浴などの身辺処理及び書字、描画等の学習のための動作などの基本動作を身に付けることができるようにする。

障害等	具体的な状況	指導内容と留意点
肢体不自由	・運動・動作が極めて困難である。	・介助を受けやすい姿勢や手足の動かし方を身に付けることを目標として指導を行う。
知的障害	・細かな手指の動作が困難なため衣服の着脱や食事などが困難である。	<ul style="list-style-type: none"> ・使いやすい用具等を用いながら、手元をよく見るように指導する。 ・注意が他に向いてしまい衣服の着脱等に集中させて取り組むことが難しい場合には、環境を整えて情緒の安定を図ったり、注目させたい部分を視覚でとらえやすいように色を変えたりするなどの工夫を行う。
備考	・日常生活に必要な基本動作を身に付けるには、姿勢保持、移動、上肢の諸動作が習得されていることが必要であり、座位、立位を保持しながら、上肢を十分に動かすことができることがその基礎になる。	

(4) 身体の移動能力に関すること

自力での身体移動や歩行、歩行器や車いすによる移動など、日常生活に必要な移動能力の向上を図る。

障害等	具体的な状況	指導内容と留意点
視覚障害	・一人で安全に目的地まで移動することが困難である。	・基本的な歩行技術の習得や援助を依頼する方法を身に付け、白杖を有効に活用して一人で安全に目的地まで行けよう指導する。校内や室内の歩行においては、伝い歩きや介助歩行なども適切に行えるよう指導する。 ・弱視の場合は、白杖だけでなく保有する視覚を活用したり視覚補助具を適切に使ったりできるよう指導する。
心臓疾患	・心臓に負担がかかることから歩行による移動が制限される。	・医師の指導を踏まえ、病気の状態や移動距離、活動内容によって、歩行器や電動車いすなどの適切な移動手段を選択し、心臓に過度の負担をかけることなく移動の範囲が維持できるよう指導する。
肢体不自由	・運動・動作が極めて困難である。 ・一人で車いすを利用して目的地まで移動することが困難である。	・寝返りや腹這いによる移動だけでなく、基本動作すべての改善及び習得を目指す。姿勢保持や上下肢の基本動作の指導経過を踏まえて、適切な移動の方法を選択する。 ・車いすの操作に慣れるとともに、目的地まで操作し続けるための体力を付けるようにする。 ・目的地までの距離や段差の状況を調べ、一人で行けるかどうかを判断し、必要に応じて援助者を捜すことができるようにする。外出先で、周囲の人に質問をしたり、依頼をしたりするコミュニケーションについても指導する。

(5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること

作業に必要な基本動作を習得し、その巧緻性や持続性の向上を図るとともに、作業を円滑に遂行する能力を高める。

障害等	具体的な状況	指導内容と留意点
肢体不自由	・作業に必要な基本動作が習得されておらず、作業を円滑に遂行することができない。	・室内ゲームや戸外のスポーツの種目を通して、粗大運動での機敏さや持続性の向上を図る。 ・各種の作品を制作する活動を通して、微細運動での正確さや速さの向上を促す。 ・単純な作業やゲームなどを繰り返して行うことを通して、速さや持続性を養う。
A D H D	・一連の作業において最後まで注意の集中が続かない。	・作業工程を分割し、一つ一つの工程に短時間集中することから始めて、徐々に作業に集中できる時間を長くする。
自閉症	・手足を協調させて動かすことや微細な運動をすることが困難である。 ・自分のやり方にこだわりがあり作業に必要な巧緻性が育っていない。 ・他者の意図を適切に理解できなかったり、一つの情報に注意を集中してしまったりするため、教師が示す手本を模倣しようとする気持ちがもてず、作業に必要な巧緻性が育っていない。	・目的に即して意図的に身体を動かすことを指導する。 ・手足の簡単な動きから始めて、段階的に高度な動きを指導する。 ・一つの作業について、いろいろな方法を経験させて、作業のやり方へのこだわりを和らげる。 ・児童生徒と教師との良好な人間関係を形成し、児童生徒が主体的に教師の示す手本を模倣しようとする気持ちを育てる。

6 コミュニケーション

(1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること

障害の種類や程度、興味・関心等に応じて、表情や身振り、各種の機器などを用いて意思のやりとりが行えるようにするなど、コミュニケーションに必要な基礎的な能力を身に付けられるようにする。

障害等	具体的な状況	指導内容と留意点
重度の障害・重複障害	・話し言葉によるコミュニケーションが難しい。	・周囲の者が、児童生徒の表情や身振り、しぐさなどを細かく観察することにより、その意図を理解し、双方向のコミュニケーションが成立することを目指す。
聴覚障害	・聴覚や音声を活用した意思の相互伝達が成立しにくいいため、相手とかかわろうとする態度が育っていない。	・児童生徒の発達の段階に応じて、相手を注視する態度や構えを身に付けたり、自然な身振りで表現したり声を出したりして相手とかかわることができるようにする。
自閉症	・持ち主の了解を得ないで物を使ったり、相手が使っている物を無理に手に入れようとしたりする。 ・他の人の手を取って、その人に自分が欲しい物を取ってもらおうとする。	・周囲の者が、それらの行動は意思や要求を伝えようとした行為であると理解するとともに、できるだけ望ましい方法で意思や要求などが伝わる経験を積み重ねるように指導する。
知的障害	・発声や指差し、身振りやしぐさなどをコミュニケーション手段として適切に活用できない。	・欲しいものを要求する場面で、ふさわしい身振りを指導したり、発声を要求の表現となるよう意味付けたりするなど、児童生徒の様々な行動をコミュニケーション手段として活用できるようにする。

(2) 言語の受容と表出に関すること

話し言葉や各種の文字・記号等を用いて、相手の意図を受け止めたり、自分の考えを伝えたりするなど、言語を受容し表出することができるようにする。

障害等	具体的な状況	指導内容と留意点
脳性まひ	・言語障害を伴うことがあり、内言語や言葉の理解に困難はないが、話し言葉が不明瞭であったり、言葉を伝えるのに時間がかかったりする。	・発語機能の改善を図るとともに、文字の使用や補助的手段の活用を検討して意思の表出を促す。
聴覚障害	・視覚と保有する聴覚だけでは、言葉の意味を獲得することが難しい。	・言葉を構成している音節や音韻の構造、文字に関する知識を用いながら、言葉が使われている状況と一致させて、その意味を相手に伝えていく。
構音障害	・発声・発語器官（口腔器官）の微細な動きを調整する力が低く、正しい発音の習得が難しい。	・音を弁別したり、自分の発音をフィードバックしたりする力を身に付けさせる。 ・構音運動を調整する力を高めるなどして正しい発音を定着させ、発音の明瞭度を上げるようにする。
自閉症	・他者の意図を理解したり、自分の考えを相手に正しく伝えたりすることが難しい。	・まず、話す人の方向を見たり、話を聞く態度を形成したりする。次に、正確に他者とやりとりするために、絵や写真などの視覚的な手掛かりを活用しながら相手の話を聞くことや、絵や記号を示したボタンを押すと音声が出る機器などを活用して自分の話したいことを相手に伝えることを指導する。

(3) 言語の形成と活用に関すること

コミュニケーションを通して、事物や現象、自己の行動等に対応した言語の概念の形成を図り、体系的な言語を身に付けられるようにする。

障害等	具体的な状況	指導内容と留意点
重度の障害	・話し言葉を用いることができず限られた音声しか出せない。	・掛け声や擬音・擬声語、身振り等を遊びや学習、生活の中に取り入れ、自発的な発声・発語、身振り等を促す。
聴覚障害	・経験（行動）と言葉を結びつけることが困難になりやすい。 ・発達の段階等に応じては、抽象的な言葉の理解が課題となる。	・児童生徒の主体性を尊重しながら、経験（行動）と言葉を結びつけ、概念の形成を図る。 ・話し言葉や書き言葉、指文字や手話を活用するなどして、言語の受容・表出を的確に行い、併せて言葉の意味理解を深める。さらに、文法等に即した表現を促し、体系的な言語の習得を図り、適切に活用できるようにする。
視覚障害	・音声言語のやりとりのみで概念が成立しやすく、事物や現象及び動作と対応した確かなイメージに裏付けられた言葉として獲得することに困難がある。	・教材・教具に工夫を加えるとともに、触覚や聴覚、保有する視覚を適切に活用して、言葉の意味を正しく理解し、活用することができるよう指導する。
L D	・文字や文章を読んで理解することが困難である。	・聞いて理解する力を伸ばしつつ、読んで理解する力の形成も図る。その際、コンピュータのディスプレイに表示された文章が音声で読み上げられると同時に、読み上げられた箇所の文字の色が変わっていくようなソフトウェアを使って読むことを繰り返し指導する。
言語発達の遅れ	・乳幼児期のコミュニケーションが十分に行われなかったことにより、言語発達に遅れがある。	・良好な人間関係を形成し、コミュニケーションが円滑に行われるようにした上で、児童の興味・関心をもっている事柄を利用して、言葉遊びを行ったり、作業や体験的な活動を取り入れたりする。 ・生活経験の記憶、言語化、関連付けを行い、語彙の習得や上位概念、属性、関連語等の言語概念の形成を図る。

(4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること

話し言葉や各種の文字・記号、機器等のコミュニケーション手段を適切に選択・活用し、コミュニケーションが円滑にできるようにする。

障害等	具体的な状況	指導内容と留意点
言語障害	・音声言語の表出は困難であるが、文字言語の理解はできる。	・筆談、文字板、ボタンを押すと音声が出る機器、コンピュータ等を使って自分の意思を表出する指導を行う。
肢体不自由	・音声言語の表出が困難で、上肢の運動・動作も困難である。	・下肢や舌、顎の先端等で機器を操作できるよう工夫する。
進行性の疾患	・運動機能が徐々に低下し、音声言語の表出や上肢による機器の操作が困難になる。	・現在の状況だけで判断することなく、将来必要となるコミュニケーション手段も視野に入れて指導を工夫する。
視覚障害	・普通の文字を視覚でとらえ理解することが難しい。	・点字キーボードや点字ディスプレイによる入出力、拡大文字によるディスプレイ上での編集など、コンピュータを操作する技能の習得を図る。 ・普通の文字と点字とを相互変換したり、コンピュータの表示内容を音声で読み上げる機能を使ったりして、文書処理ができるようにする。
聴覚障害	・話し言葉での円滑なコミュニケーションが難しい。	・聴覚障害の補助手段としての補聴器や人工内耳等、代行手段としての読話やキード・スピーチ、指文字、手話等のコミュニケーション手段の適切な選択・活用に努め、円滑なコミュニケーションが行えるようにする。

(5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること

場や相手の状況に応じて、主体的なコミュニケーションを展開できるようにする。

障害等	具体的な状況	指導内容と留意点
視覚障害	・場に応じた話題の選択や、部屋の広さや状況に応じた声の大きさの調節、話し方などに課題がある。	・相手の声や話の内容を注意深く聞くことによって、年齢などを推測して会話の糸口を見つけたり、部屋の広さや相手の状況を判断して相手との距離に応じた声の出し方を調整したりするよう指導する。
L D	・話の内容を記憶して前後関係を比較したり類推したりすることが困難なため、会話の内容や状況に応じた受け答えをすることができない。	・自分で内容をまとめながら聞く能力を高めるとともに、分からないときに聞き返す方法や相手の表情にも注目する態度を身に付けるなど、状況に応じたコミュニケーションが展開できるようにする。
選択性 かん黙	・家庭では普通の会話ができるものの、学校の友達とは話すことができない。	・気持ちを安定させ、安心できる状況作りや信頼感のある人間関係作りをする。 ・児童生徒が興味・関心のある事柄について、共感しながら一緒に活動したり、日記や作文などを通して気持ちや意思を交換したりする機会を多くする。 ・状況に応じて、筆談などの話し言葉以外のコミュニケーション手段を活用する。

第4章 自立活動の指導計画の作成と内容の取扱い

第1節 指導計画の作成

自立活動の指導における個別の指導計画の作成は、まず、個々の児童生徒の実態把握に基づいた指導の目標を明らかにした上で、自立活動の内容の中から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定するものである。

個別の指導計画の作成の手順や様式は、各学校が児童生徒の障害の状態や発達の段階等を考慮し、指導上最も効果が上がるように工夫することが大切である。

第2節 指導計画の作成手順

1 実態把握

個々の児童生徒について、障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの実態を的確に把握する。

その際には、実態把握が十分に行われないと個別の指導計画が作成できないととらえるのではなく、その時点で収集した実態把握に基づいて個別の指導計画を作成し、指導を通して実態把握を更に深化させ、個別の指導計画を修正していくという柔軟なとらえ方が大切である。

ポイント解説

< 実態把握の具体的な内容 >

病気等の有無や状態、生育歴、基本的な生活習慣、人やものとのかわり、心理的な安定の状態、コミュニケーションの状態、対人関係や社会性の発達、身体機能、視機能、聴機能、知的発達や身体発育の状態、興味・関心、障害の理解に関すること、学習上の配慮事項や学力、特別な施設・設備や補助用具（機器を含む）の必要性、進路、家庭や地域の環境 等

2 指導の目標の設定

実態把握に基づき、長期的及び短期的な観点から指導の目標を設定し、それらを達成するために必要な指導内容を段階的に取り上げる。

その際には、段階的に短期の目標が達成され、やがては長期の目標の達成につながるという展望が必要である。また、児童生徒の障害の状態等は変化し得るものであるため、特に長期の目標については、将来の可能性を広い視野から見通して設定するとともに、その後の見通しを予測しながら適切に変更し得るような弾力的な対応が必要である。

ポイント解説

<具体的な指導目標>

- ・目標は、具体的で評価しやすいものにする。
- ・「児童生徒が、～できる。」というように、児童生徒にとっての行動目標とする。

3 具体的な指導内容の設定

(1) 主体的に取り組む指導内容

児童生徒が興味をもって主体的に取り組み、成就感を味わうとともに自己を肯定的にとらえることができるような指導内容を取り上げる。

その際には、次のような点に配慮しながら指導内容を設定することが必要である。

解決可能で、取り組みやすいこと。

易しすぎず、難しすぎない課題 等

興味・関心をもって取り組めること。

指導段階の細分化、教材・教具の工夫、賞賛や激励 等

目標を自覚し、意欲的に取り組んだことが成功に結び付いたことを実感できること。

課題の細分化、賞賛や激励 等

自己を肯定的に振り返ることができること。

がんばりや成長の確認、得意な面や不得意な面の認識、他者や客観的基準との比較 等

(2) 改善・克服の意欲を喚起する指導内容

児童生徒が、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲を高めることができるような指導内容を重点的に取り上げる。

その際には、意欲は、単なる座学や抽象的な知識・理解によって育てることは難しいので、実際的な経験等の具体的な学習活動を通して指導することが大切である。

(3) 進んでいる側面を更に伸ばす指導内容

児童生徒の発達の進んでいる側面を更に伸ばすことによって、遅れている側面を補うことができるような指導内容も取り上げる。

その主な理由は、次のような点である。

人間の発達は諸々の側面が有機的に関連し合っていることから、発達の進んでいる側面を更に促進させることによって、児童生徒の自信と活動や学習への意欲を喚起し、遅れている面の伸長や改善に有効に作用することも少なくない。

発達の遅れた側面やできないことのみに着目し、これを伸ばしたり、改善したりすることを目指して指導した場合、効果が現れるのに必要以上に時間を要したり、方法によっては児童生徒の活動や学習への意欲を低下させ、劣等感をもたせたりすることも考えられる。

(4) 自ら環境を整える指導内容

児童生徒が、活動しやすいように自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲の人に支援を求めたりすることができるような指導内容も計画的に取り上げる。

その際には、次のような点に配慮しながら指導内容を設定することが必要である。

児童生徒が自ら行おうとする活動について、適した場所の選択、不要なものの除去、明かりや音などの室内環境の調整、道具や補助用具の選択と配置などに気を付け、実際に身の回りの環境を整えることができるように段階的に指導する。

周囲の人に依頼して環境を整えることを指導する場合には、単に依頼の仕方を教えるだけではなく、求める環境を自分自身で判断して調整のために再依頼することや依頼を受ける側の心情にも配慮することなどを体験的に学習できるようにする。

4 評価

児童生徒の学習の状況や結果を適切に評価し、個別の指導計画や具体的な指導の改善に生かすよう努める。

その際には、次のような点に配慮することが必要である。

- (1) 計画は、当初の仮説に基づいて立てた見通しであるため、学習状況や指導の結果に基づいて、適宜修正を図る。
- (2) 児童生徒が、障害のある自分を受け止め、困難を改善・克服しようとする意欲をもてるようにするため、実態に応じて自己評価を取り入れる。
- (3) 保護者には、学習の状況や結果の評価について説明し、児童生徒の成長の様子を確認してもらおうとともに、学習で身に付けたことを家庭生活でも発揮できるよう協力を求める。

第3節 他領域との関連

指導計画の作成に当たっては、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の指導と密接な関連を保つようにし、計画的、組織的に指導が行われるようにする。

なお、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動にはそれぞれ独自の目標があるので、各教科等における自立活動の指導に当たっては、それらの目標の達成を著しく損なったり、目標から逸脱したりすることのないよう留意しながら、自立活動の具体的な指導内容との関連を図るよう工夫する必要がある。

第4節 指導方法の創意工夫

児童生徒の実態に応じた具体的な指導方法を創意工夫し、意欲的な活動を促すようにする。

自立活動の指導に適用できるとされる理論や方法として、心理療法、感覚訓練、動作の訓練、運動療法、理学療法、作業療法、言語治療等が想定される。これらの理論や方法は、それぞれの立場から問題の把握やその解決を追求しているものであり、自立活動の指導という観点から成り立っているものではない。そのため、実際の臨床において効果があると評価されていても、それをそのまま自立活動の指導に適用しようとする、当然無理を生じる。

したがって、特定の指導に有効であると思われる理論や方法については、それを自立活動の指導に適合するように工夫して応用することが大切である。

第5節 自立活動を主とした指導

自立活動を主とした指導については、学習指導要領の総則において、次のように示されている。

重度障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合には、各教科、道徳、外国語活動若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができるものとする。

重複障害者のうち自立活動を主として指導を行うものについては、全人的な発達を促すために必要な基本的な指導内容を、個々の児童生徒の実態に応じて設定し、系統的な指導が展開できるようにすることが必要である。

第6節 教師の協力体制

自立活動の時間における指導は、専門的な知識や技能を有する教師を中心として、全教師の協力の下に効果的に行われるようにする。

複数の障害種別に対応する特別支援学校においては、それぞれの障害種別に対応した専門的な知識や技能を有する教師を学校全体で活用できるようにする必要がある。また、必要に応じて他の特別支援学校との連携協力を図ることも考えられる。

ポイント解説

< 専門的な知識や技能を有する教師 >

- ・ 特別支援学校の教員の免許状や自立活動を担当する教員の免許状を所有する教師
- ・ 様々な現職研修や自己研修等によって専門性を高めている教師 等

第7節 専門の医師等との連携協力

児童生徒の障害の状態により、必要に応じて、専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めするなどして、適切な指導ができるようにする。

専門家との連携において留意すべきことは、自立活動の指導は教師が責任をもって計画し実施するものであり、そのために、必要に応じて外部の専門家の助言や知見を活用するということがある。

特別支援学校教育課程編成の手引 [小学部・中学部] 作成委員

所 属	職 名	氏 名	備 考
県立盲学校	教諭	西村修一	
県立聾学校	主幹教諭	福田佳子	副委員長
県立わかさ特別支援学校	教諭	小林典子	
県立岡本特別支援学校	教諭	高野久美	
県立今市特別支援学校	教諭	荒川香代子	
県立足利中央特別支援学校	教頭	長谷部 明	委員長
県立益子特別支援学校	教諭	長谷川 真知子	
県立南那須特別支援学校	教諭	國井智子	
総合教育センター	副主幹	小山宏之	
総合教育センター	副主幹	谷口照子	
総合教育センター	指導主事	久家康雄	

本手引の作成は、栃木県教育委員会事務局特別支援教育室 副主幹 中田 誠 が担当した。
 なお、編集に当たり、栃木県教育委員会事務局から、次の者が参加した。

特別支援教育室	主幹兼室長補佐(総括)	新島美智子
同	室長補佐	鈴木 利生
同	副主幹	福田 宜男
同	副主幹	小野 幸男
同	係 長	高林 実
同	指導主事	松本美智代
同	指導主事	村上 善彦

特別支援学校教育課程編成の手引

[小学部・中学部]

平成22年 2 月

栃木県教育委員会



「栃木の子どもをみんなで育てよう」運動

うちの子・よその子・栃木の子、みんなで育てて明るい未来